

部落解放・人権研究報告書

No.10 2008年

部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題

「部落問題に関する意識調査研究プロジェクト」報告書

社団法人 部落解放・人権研究所

Buraku Liberation and Human Rights Research Institute

部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題

目次

はじめに 本報告書の意義と構成	l
本書の概要	1
序章 近年における部落問題・人権問題意識調査の動向	5
はじめに	5
1 調査枠組みの変化	5
2 2000~2004 年度にかけて行われた意識調査結果の特徴	6
3 2005 年度以降に行われた意識調査結果の特徴	8
おわりに	10
第1部 各自治体における意識の変遷	13
第1章 大阪府人権意識調査結果から見る府民意識の変化と啓発課題	
はじめに	
2 継続的に調査されている主な質問項目	16
3 変化の概要	16
4 府民意識調査から見る啓発課題	
第2章 大阪市人権意識調査結果から見る市民意識の変化と啓発課題	37
はじめに	37
1 実施された意識調査	37
2 継続的に調査されている主な質問項目	38
3 変化の概要	39
4 大阪市市民意識調査から見る啓発課題	57
第3章 堺市人権意識調査結果から見る市民意識の変化と啓発課題	59
はじめに	59
1 実施された意識調査	59
2 継続的に調査されている主な質問項目	59
3 変化の概要	60
4 堺市民意識調査から見る啓発課題	70
第4章 北九州市人権意識調査から見る市民意識の変化と啓発課題	71
はじめに	
1 実施された意識調査	71
2 継続的に調査されている主た質問項目	72

3 変化の概要	72
4 北九州市市民意識調査から見る啓発課題に関する考察	80
第5章 名古屋市における人権意識調査の変遷	83
はじめに	83
1 実施された意識調査	83
2 継続的に調査されている主な質問項目	84
3 変化の概要	84
4 名古屋市市民調査から見る啓発課題に関する考察	97
第2部 意識をめぐるさまざまな啓発課題	99
第6章 「分散論」「寝た子を起こすな論」に関する動向と課題	101
はじめに	101
1 初期の調査に見る「分散論」「寝た子を起こすな論」	102
2 「分散論」「寝た子を起こすな論」の動向	104
3 「分散論」「寝た子を起こすな論」と啓発の課題	108
おわりに	109
第7章 「部落差別をなくす方法」をめぐる意識―大阪府、大阪市、堺市の	ひ比較から―
	111
はじめに	111
1 1980年調査~1995年調査の比較	111
2 2000年、2005年調査の比較	114
3 比較から見る啓発の課題	117
第8章 結婚差別の認識状況とその動向	119
はじめに	119
1 最近の意識調査結果における結婚差別の認識状況	119
2 結婚差別の存在についての認識状況の変化	121
3 結婚忌避の経年変化	124
4 まとめと今後の課題	126
第9章 「結婚」をめぐる意識―「社会意識」項目から―	127
はじめに	127
1 結婚相手の家柄に関する項目	127
2 結婚時の身元調査に関する項目	130
おわりに	133
資料:意識調査報告書一覧	
府県	134
政令指定都市	137

はじめに 本報告書の意義と構成

本報告書は、2005~2007 年度にかけて行われた、(社)部落解放・人権研究所による「部落問題に関する意識調査研究プロジェクト」の成果をまとめた報告書である。

部落問題に関する意識調査は、1965年の同和対策審議会答申の資料となった同和対策審議会による部落問題に関する意識調査を皮切りとして、「心理的差別」の状況を把握するために、主に各地方自治体を中心に行われることとなった。その後も部落差別意識の解消に向けた効果測定としての意識調査が何度も行われており、近年では人権問題に関する意識調査へと課題を拡大した調査が行われている。しかし、膨大な数の調査が行われているものの、意識の現状・変化など、「何が、どこまで明らかになったのか?」という問いに答えることができるような、総括的な研究はこれまでほとんど行われてこなかった。

このような現状において、本プロジェクトは、これまで行われてきた部落問題に関する意識調査の成果と課題を明らかにすることを目指してきた。具体的には、多数の意識調査結果の収集・整理を行うこと、収集された意識調査結果のデータベース化を行うことで、部落問題に関する基礎的研究に寄与すること、市民啓発や同和教育において重点的に行われるべき課題を明確にすること、である。

以上のような問題意識にもとづき、本プロジェクトでは3年間にわたって、社会学・社会心理学を専門とする部落問題研究者による研究会を開催し、資料の収集・整理ならびに啓発・研究課題析出のための議論を行ってきた。プロジェクトのメンバーは以下のとおりである。

プロジェクト構成メンバー

竹村一夫(大阪樟蔭女子大学准教授) プロジェクト代表

益田圭 (相愛大学准教授)

時岡新 (金城学院大学准教授)

齋藤直子 (大阪樟蔭女子大学ほか非常勤講師)

内田龍史(部落解放・人権研究所研究部、大阪市立大学ほか非常勤講師) 事務局

なお、行政が行っている部落問題・人権問題に関する意識調査は、市町村が実施しているものすべてを含むと膨大な数になるため、本プロジェクトで扱うデータは、都道府県・政令指定都市が主体として行っている調査報告書に限ることとした²。また、研究報告書を作成するために作成したデータベース作成は、都道府県・政令指定都市を対象とした調査に限っても多数にのぼるため、入力については今後(2008 年 3 月)においてもプロジェクトメンバーを中心に継続される予定である。

本書の概要

序章では、2000 年以降に行われている同和問題・人権問題意識調査を①従来型の部落問題を中心とした意識調査、②他の人権問題も取りあげられているが、少なくとも部落出身者に対する忌避的態度をとりあげるなど部落問題にウエイトを置いている人権意識調査、③部落問題

¹ 所属等は 2007 年度現在。

² 詳細は、巻末の「資料」を参照。

を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査の3つに分類し、これらの分類に基づいて、調査結果の特徴を描き出している。

第1部「各自治体における意識の変遷」は、大阪府・大阪市・堺市・北九州市・名古屋市といった、1970・80年代から近年に至るまで、継続的に調査が行われている自治体ごとに、調査結果の変化の特徴と啓発の課題を導き出している。

第1章では、大阪府民を対象とした調査報告書を用いて、府民意識の変遷をたどり、若干の考察を加えている。その結果、同和問題の認知時期は、おおむね早くなっている。同和教育の認知、学習経験は大きく増加しているのに、その必要性に対する賛意には変化が少ない。また、部落のイメージは、全体として、積極的なものから消極的なものへの変化が認められる。問題である実態的差別について問うと、職業をめぐるものを挙げる割合は大幅に減少している。他方で、結婚をめぐる問題を挙げる割合はわずかしか減少していない。同和問題についての意見では、各調査時点の回答傾向に明確な変化が見られない事実に注目すべきであろう。1985年調査から1995年調査までの間、つねに4割以上の人々が差別に「心からの怒りを感じる」と答え、また同和問題を「自分とは関係がない」と「思わない」すなわち自分自身にも関係がある問題だと考える人々はつねに5割を上回っている。にもかかわらず、部落差別をなくすために「真剣にとりくみたい」と回答する割合はいずれの調査年でも3割に達せず、さまざまな特別対策はそれ自体が「差別だ」との声は5割を越えている。

手頃な家を見つけたがそこが同和地区であったために買うのをみあわせた、という事例に対する反応については、いずれの調査年においても「差別とはいえない」「いちがいにはいえない」とする回答がおおよそ5割を占めている。自分には何らの関係もない、想定されたできごとでさえも、その差別を肯定、黙認する傾向がきわめて強い。府民の「ほんね」がよく表れている調査結果ではあるが、それだけに、啓発活動を全体的に再構成する必要があろう。

第2章では、過去に大阪市において実施された7回の市民意識調査を対象として、時系列で比較できる項目の比較分析を実施した。主な知見を以下に述べる。同和地区を認知した時期は、40%以上が小学生までの時期に認知しており、1970年ごろから1995年まであまり変化がみられない。同和対策審議会答申の認知率はさほど高くなく、知らない人が一貫して半数程度いる。住宅購入に際して、部落を忌避することについて「差別だ」と判断する人は4割前後で、あまり変化していない。日常生活の場面で差別発言に遭遇したときの対応についても、積極的に指摘する人は2割未満である。しかしながら、身元調査については、間違っていると判断する人が一貫して増加している。啓発は一定の成果を挙げていると思われるが、今後はあまり変化していない部分に対して重点的に実施していくことが必要だろう。

第3章では、堺市において、過去5回市民を対象として行われている調査報告書を用い、4~5回継続してたずねられている項目を抽出し、市民意識の変遷をたどっている。それらを踏まえたうえで、啓発課題に関する若干の考察を行っている。その結果、差別発言・言動の経験は、見聞きしたことがある人が減少する一方で、見聞きしたことがある人に関しては「誤りを指摘できなかった」とする割合が上昇している。さらに、結婚忌避については、減少傾向にあるようだが、4分の1が結婚に反対すると回答している。さらに、同和問題の解決方法については、「分散論」は減少傾向にあるものの3割強が賛成。「寝た子を起こすな論」においては賛成が7割前後を推移していた。このように、差別言動に対する見聞きした経験が少なくなっているのにもかかわらず、偏見情報に対しては一定の広がりがあり、また、忌避的態度は大きく変化しているとは言えないことから、上述した課題を中心とした部落問題に関する啓発が今後も粘り強く取り組まれるべきであることを指摘した。

第4章では、北九州市民を対象として過去7回にわたって行われてきた人権意識調査報告書

を用いて、4~7回継続して質問されている項目を抽出し、それらの項目への回答を時系列的に分析している。まず、人権・差別問題に対する関心は年々高まる傾向がある。また、人権(同和)講演・研修への参加回数についても、講演・研修に参加したことのない人が減り、参加した人や参加回数が増えている。さらに、学校での同和教育、人権教育によって部落問題について知る人は増加する傾向にある。その一方で小学校就学前に部落問題を知る人や、家族・友人などインフォーマルな経路から部落問題を知る人の割合はあまり変化していない。子どもが部落出身者と結婚する際に「子どもの意思を尊重する」とする人はあまり増加しておらず4割程度である。この結果は、結婚忌避が非常に根強い問題であることを示している。部落問題への自分自身の取り組む姿勢に関しては年々主体的・積極的に取り組む人の割合が減少し、しかるべき人に解決してもらいたいといった他人任せともいえる考え方や、何をすればいいかわからないといった自発性に欠ける人が増加する傾向がある。また、部落の人がかたまって生活をしているから差別されるので、分散して住んだらよいという短絡的・表面的ともいう考え方を支持する人も増加する傾向も見受けられる。これらから「差別は悪いことだし、差別はしたくない」とは考えているものの自分で主体的・積極的に問題に取り組む姿勢がないという人が増加しているようにも思われる。

第5章では、名古屋市の市民意識調査の変遷について分析をおこなった。名古屋市は1981年以来、ほぼ5年ごとに6回の同和問題市民意識調査をおこなっている。さらに、2004年には人権意識調査をおこなっている。名古屋市民意識調査の特徴は、6回の調査をつうじて25年間の市民意識の変遷が明らかになることと、6回の調査項目に大きな変更が加えられていないため比較可能な項目が20項目にもおよぶことである。多くは、6回を通じて比較することができる。市民意識の変遷について特徴的な点を挙げると、25年を通じて大きな変化がみられないこと、「同和問題を知らない」と回答するものが常に一定の割合で存在することなどである。

第2部「意識をめぐるさまざまな啓発課題」は、プロジェクトメンバーそれぞれの問題意識に基づき、多数の調査報告書を用いた分析が行われている。

第6章では、「寝た子を起こすな論」「分散論」の動向について分析を行っている。15~30年程度の期間で比較可能な調査報告書(北九州市・滋賀県・徳島県・神戸市)を用いて、その変化をたどった結果、「分散論」「寝た子を起こすな論」ともに、同和問題に関する意識調査が本格的に行われるようになった 1970年代後半頃から一定の割合で支持されていたが、現在においても大きな変化はなく支持されているように思われる。しかしながら、ではなぜ「分散論」「寝た子を起こすな論」は過去と同様に一定の広がりが見られるのかについて、ここでは明らかにできておらず、今後の課題として、地域性や時代背景を視野に入れたきめ細かな研究が求められている。

第7章では、「部落差別をなくす方法」について、大阪府・大阪市・堺市の比較から検討を行っている。大阪府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較では、同和地区の人々が分散して住むようにすべきとの意見で、堺市が相対的に多く、大阪府・大阪市が相対的に少なかった。これに対し、教育活動、啓発活動への期待は、大阪府・大阪市で相対的に高く、堺市で相対的に低かった。ふたつの回答傾向を関連づけながら考えると、差別の原因のいくらかを同和地区のあり方、ないし同和地区住民にもとめる傾向の強い堺市では、教育・啓発活動に対する評価も低いことが分かり、両者が関連している可能性を指摘できる。差別の原因に関する認識のあり方によっては、教育・啓発活動について、その意義が感じられない可能性もある。今後の啓発においては、そもそも差別とはどのような現象であり、その根本的な原因はどこにあるのかという点をしっかりと示し、理解に導く必要がある。

大阪府、大阪市の2000年調査、2005年調査において、教育・啓発活動に対する意見では、6割以上が「重要」と答えるようになっており、複数回答方式で訊いた1980年調査と比べても倍増している。このような変化の背景にある可能性としては、回答方式の違いの他、この間に実施された教育・啓発活動が高い評価を得たこと、人々の意識のなかで教育や啓発に対する期待感が強まったこと、などが考えられる。いずれにしても、現在、大阪府、大阪市とも教育・啓発活動への高い同意、承認が得られていると言うことができ、今後いっそう活発なプログラムの開発、実施が望まれる。

同和地区住民の異議申し立てに対する意見では、堺市の回答傾向が大阪府、大阪市と大きく 異なっており、総じて、堺市では異議申し立てを尊重し、それにむきあおうとする姿勢が必ず しも強くない。引きつづきみた次の回答傾向、すなわち「寝た子を起こすな」論に対する意見 では、それが一層鮮明に表れている。差別の解消という大きな取り組みにとって、差別的な事 態、事象に対して異議を申し立てる作業は不可欠の第一歩である。そのような異議申し立てへ の注目、承認、同意こそが人々に求められる姿勢であるが、少なくともこの質問への回答をみ るかぎり、現状は悲観的であると言わざるをえない。異議申し立ての活動を尊重し、それに真 摯にむきあう意識の醸成こそ、今後の教育・啓発活動が何よりめざすべき課題である。

第8章では、部落差別の認識状況とその動向について分析を行っている。結婚差別があるという認識は、「意識する」というレベルでみると、最も古い大阪市の1968年の調査結果では、80.6%が「意識する」と回答していた。これが1980年前後の調査結果では、65~70%程度に低下する。しかしながら、1990年前後の調査結果において、あまり変化はなく、群馬県などではむしろ増加している。2000年前後の結果でも、それほど大きな変化は確認できない。ところが、2005年前後に実施された調査の結果をみると、多くの調査において、10~20ポイントほどの減少がみられる。ただし、これが実際に結婚差別が減少傾向にあることを反映しているという判断には、慎重を要する。人々の意識や行動が5年程度で急激に変化することは考えにくく、調査結果からも、子どもの結婚に際して部落出身者を避ける傾向については、減少傾向を示す結果もあるが、それほど変化のみられないものもあるからである。

第9章では、社会意識に関する項目から「結婚観」に関する質問を集めて分析をおこなっている。本来、社会意識に関する項目は、同和問題意識とクロスさせることで、伝統的意識と部落差別意識の関係を分析するために設けられた項目であった。しかし、本稿では 20~30 年にわたっておこなわれてきた市民意識調査から、結婚観だけをとりだして、結婚観そのものの変遷を分析している。

巻末には、本プロジェクトで収集した府県・政令指定都市が行った意識調査報告書の一覧を 掲載している。今後の意識調査に関する研究の一助となれば幸いである。

最後に、本プロジェクトをすすめるにあたり、資料の収集・閲覧に関しては(社)部落解放・ 人権研究所図書室の米田知世さん、調査結果のテキスト化作業に関しては小松真吾さんに、多 大なるご協力をいただきました。ここに記してお礼申し上げます。ありがとうございました。

序章 近年における部落問題·人権問題意識調査の動向

内田龍史

はじめに

2002年3月、国レベルでの同和対策事業が終了したことから、各方面で「同和」から「人権」への政策転換がはかられている。これまで行政を中心に行われてきた膨大な数の部落問題に関する意識調査においても、「同和問題に関する意識調査」から「人権問題に関する意識調査」へと課題を拡大した調査が行われつつある。

本章は、①調査枠組みの変化を概観した後に、②転換期をあたる 2000 年から 2004 年までに府県・政令指定都市で行われた部落問題を含む意識調査について、調査枠組みおよび調査結果に関するレビューを行う。加えて、③最新の 2005 年以降の動向についても若干の検討を加える。

1 調査枠組みの変化

先述したように、近年、「同和問題に関する意識調査」から、「人権問題に関する意識調査」へと調査枠組みの変化が見られる。変化の背景には、部落問題を含め、広く人権諸課題に取り組むための「人権擁護施策推進法」(1996 年)や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000 年)の制定があげられる。

法務省人権擁護局は、法を効果のあるものとするために 2002 年に『人権教育・啓発に関する基本計画』をとりまとめたが、そこで取り上げられた各人権課題(女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌ・外国人・患者・刑を終えて出所した人・犯罪被害者・インターネットによる人権侵害)に従って、内閣府による「人権擁護に関する世論調査」が行われている。この調査は、各自治体が行う意識調査の枠組みに、大きな影響を与えている。

このような状況のもと、2000 年以降に行われている意識調査は、①従来型の部落問題を中心とした意識調査、②他の人権問題も取りあげられているが、少なくとも部落(あるいは部落出身者)に対する忌避的態度をとりあげるなど部落問題にウエイトを置いている人権意識調査、③部落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査の3つに分類できる。分類結果は本章末に整理してあるので、そちらをご覧いただきたい。

2000 年以降においても多くの部落問題を取りあげた調査が行われている背景には、先述した『人権教育・啓発に関する基本計画』や、部落問題意識の実態把握を要請する各地方自治体の人権条例の施行があると考えられる。しかし、③の調査は、部落問題に関する質問項目が 2~5 問と極めて少なく、部落問題に関する意識調査のそもそもの目的である心理的差別の現状を明らかにすることができていない。また、②の調査も、部落問題以外の人権課題については2~3 の調査項目にとどまることが多く、残念ながらそれぞれの人権課題を深く追究できる調査枠組みとはなっていないものもある。

2 2000~2004 年度にかけて行われた意識調査結果の特徴

本節では、意識調査枠組みの転換期に当たる、2000~2004 年度にかけて行われた意識調査の結果について、各地域での意識の経年変化を踏まえつつ概観する。紙幅の都合上、簡単な紹介しかできないが、意識調査結果については調査ごとにたずね方・回答選択肢の内容や選択肢の数が異なることが多いため、単純に比較することができないことに注意が必要である。

2-1 部落問題の解決策

第6章で詳しく検討されるが、部落問題の解決策(3つ以内の複数回答)については、依然として「寝た子を起こすな論」や「部落分散論」一定の割合で見られることに注意が必要である。

「そっとしておけば差別はなくなる」などに代表される「寝た子を起こすな論」は、おおよそ $1\sim4$ 割 (栃木県 37.7%、群馬県 43.6%、神奈川県 38.0%、川崎市 28.6%、石川県 25.5%、岐阜県 21.3%、愛知県 18.5%、徳島県 36.6%、北九州市 A7.5%、長崎県 30.8%)、「分散論」についてもおよそ $1\sim4$ 割 (栃木県 24.2%、群馬県 13.0%、神奈川県 25.1%、川崎市 39.2%、石川県 32.5%、愛知県 26.1%、徳島県 24.1%、北九州市 A30.5%、長崎県 21.9%)を占めている。

大阪府Aでは、「そっとしておけば自然になくなる」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」をあわせると36.9%に達している。また、「同和地区住民が差別されないようにもっと努力する」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」をあわせると48.6%と、半数近くにのぼる。

単一回答のものとしては、滋賀県 A では、「部落差別を受ける人が一定の地区にかたまって生活しないで、分散して住むようにする」が 16.8%、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」が 19.4%である。鳥取県では、「そっとしておけば自然になくなる」が 17.6%となっている。

2-2 忌避的態度(結婚・土地)

結婚をめぐる部落出身者に対する忌避的態度として代表的なものに、仮に子どもの結婚相手が部落出身者であった場合にどのような態度をとるのかをたずねる項目がある。「絶対に結婚を認めない(させない)」の割合はいずれに自治体においても1割に満たないが(栃木県2.2%、神奈川県2.2%、横浜市2.2%、名古屋市2.6%、兵庫県4.1%、和歌山県2.1%、徳島県5.2%、北九州市A7.8%、佐賀県2.8%、長崎県2.6%、熊本県3.4%、鹿児島県2.6%)、「子どもの意思を尊重する」割合は4~7割(栃木県59.8%、神奈川県62.5%、横浜市62.5%、名古屋市45.0%、兵庫県45.6%、和歌山県62.5%、徳島県43.2%、北九州市A40.3%、佐賀県70.9%、長崎県72.8%、熊本県62.5%、鹿児島県51.6%)となっており、地域によってかなりのばらつきが見られる。また、三重県ではワーディングが異なり、「考えなおすように言う」が9.2%(前回10.3%)となっている。

同和地区やその周辺地域に対する忌避については、やや強化される傾向が見られる。手頃な家を見つけたので買おうとしたところ、同和地区が通学区域であることがわかったために家を買うのを見合わせたという事例に対し、「差別だと思う」割合は、福岡県では 48.2% (前回 46.4%、前々回 51.4%) と変化が見られず、徳島県では 45.2% (前回 55.9%) と、前回調査を大きく下回っている。また、三重県では「いくら条件がよくても買いたくない」が 26.1% (前

回27.6%)であり、前回と比較してほとんど変わっていない。

2-3 関心ある人権問題

関心ある人権問題(複数回答)として同和問題をあげる割合は、おおよそ 1 割~4 割と、地域によって大きなばらつきが見られるが、いずれも半数に達していない(横浜市 23.0%、富山県 7.2%、石川県 19.0%、岐阜県 12.0%、高知県 45.4%、北九州市 A32.2%、佐賀県 30.8%、長崎県 15.2%、熊本県 24.6%、大分県 16.9%、鹿児島県 28.5%)。また、前回調査と比較して関心が低下する傾向が、神奈川県 21.1%(前回 30.4%)、川崎市 16.0%(前回 31.4%)、長崎県 13.0%(前回 27.7%)などの地域で見られる。また、そもそも同和問題を知らないとするものが横浜市では 22.0%、名古屋市では 13.2%(前回 10.1%)となっている。

2-4 特別施策について

これまで行われてきた特別対策に対する批判は強い。鳥取県では、「同和地区だけに、ことさら特別対策をすること自体おかしい」とした回答が 32.5% (前回 32.3%)、福岡県では、「特別な対策をすること自体が「差別」だ」という意見に対し、「そう思う」が 49.7% (前回 50.1%)と、ほとんど変化していない。大阪府 A では、同和地区出身者に対する差別の原因として「同和地区だけに特別の対策を行うから」の割合が 49.9%にのぼっている。

2-5 教育・啓発について

教育や啓発は部落解放に向けて重要な役割を果たしていると考えられるが、教育や啓発の実施に対する批判が1~2割程度見られる。啓発活動については「やるべきでない」栃木県10.7%、同和教育に関する意見については「やるべきでない」神奈川県9.8%、川崎市8.8%、栃木県14.5%、「やらない方がよい」徳島県13.4%、福岡県12.6%、「問題を大きくする」和歌山県19.4%などである。また、徳島県では「今後の同和問題の教育や啓発のあり方について」意見を求めたところ、「人権問題全体の一環として行う」と回答した人が45.2%、「他の人権問題についても積極的に行う」が17.6%、「同和問題については特に重点的に行う」が3.0%となっている。大阪府Aでは「同和問題学習を受けた感想」について、「受けてよかった」が51.0%であるものの、「内容を改善すべきと思う」が26.1%、「受けない方がよかった」が7.2%となっている。

2-6 講演会・研修会への参加

長年にわたって同和問題や人権問題に関する講演会や研修会が実施されているにもかかわらず一度もそれに参加したことがない人は多い。参加したことのない割合は、「同和問題」に関するものに限ると、およそ $3\sim8$ 割(神奈川県 76.8%、川崎市 79.9%、群馬県 75.4%、名古屋市 79.5%、鳥取県 32.4%、徳島県 47.1%、香川県 58.1%、長崎県 72.4%)と、地域ごとに大きなばらつきがあるが、特に名古屋以西でその割合が高い。「人権問題」についてはおよそ $5\sim9$ 割(群馬県 75.4%、富山県 85.8%、石川県 47.7%、愛知県 67.6%、和歌山県 48.6%、大分県 52.7%、鹿児島県 52.0%)である。

また、福岡県では、学校教育における同和問題の学習状況をたずねたところ、「受けたことはない」と回答した人は 39.9%、大阪府 A でも同和問題の学習状況(学校教育を含む)を聞いたところ、27.3%が「受けたとこはない」となっており、同和教育が比較的幅広く行われてきたと考えられる地域においても、同和問題学習を受けたことがない人も少なくない。

研修会に積極的に参加している人の意識は肯定的である。鳥取県では、「子どもの結婚相手

に身元調査を行うことについて」、講演会・研修会参加状況別にみたときの否定的な回答は、「10回以上」では 60.9%であるのに対し、「参加したことがない」では 40.2%となっている。同様に「部落差別をなくすために真剣に取り組みたい」についての回答状況を見ると、「そう思う」が「10回以上」で 71.6%であるのに対し「参加したことがない」で 34.6%と大きな開きが見られる。

大分県では「子どもの結婚相手が同和地区出身であった場合」の態度として、講演会への参加が3回以上の層では「同和地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はしない」の割合が44.1%であるのに対し、参加したことがない層では31.5%、北九州市でも、講演会への参加が10回以上の層では「子どもの意思を尊重」が58.1%であるのに対し、参加したことがない層では36.9%となっている。

2-7 人権に関する認知状況

人権条例や、国際的な人権に関する展開についての認知は多くはない。たとえば、大阪府 A では、大阪府「人権条例」について「内容もよく知っている」と回答した人は 3.0%「名称を聞いたことがある」が 27.5%にすぎない。また、「部落差別調査等規制等条例」についても「内容もよく知っている」と回答した人は 5.6%、「名称を聞いたことがある」は 28.6%となっている。また、「内容もよく知っている」と回答した人は、「国際人権規約」については 7.6%、「人権教育のための国連 10 年」については 2.6%となっている。

徳島県でも、県の「部落差別調査規制条例」について「内容もよく知っている」と回答した人は4.0%、「内容は少し知っている」は13.2%にとどまっているほか「知っている」割合は「国際人権規約」13.4%、「人種差別撤廃条約」26.7%、「人権教育のための国連10年」11.7%となっている。

2-8 まちづくりの視点

部落差別を撤廃していくうえで、「まちづくり」をはじめとした部落と部落外との積極的な協働が重要な役割を果たすと考えられるが、このことに関して積極的な傾向が見られる。例えば、大阪府Aでは、部落を含む校区の住民の方が、そうでない校区の住民よりも部落への忌避意識が少なくなっている。また、京都市や三重県の意識調査においても、部落出身の人とのつきあいがある人の方が、そうでない人よりも部落への忌避意識が少ない、という結果が見られる。

3 2005 年度以降に行われた意識調査結果の特徴

2005 年度以降に行われた意識調査結果の特徴を概観する前に、調査枠組みについて特筆すべき点を指摘しておこう。それは、鳥取県や名古屋市では「人権に関する意識調査」を行いつつ「同和問題に関する意識調査」も行っていることである。人権問題と呼ばれるものの範疇には、人権そのものに対する意識をはじめ、様々な課題がある。それぞれの課題を丹念に把握し、分析を行うためには、それぞれの問題(たとえば、男女共同参画・障害者・外国人など)に対する固有の調査が求められるが、鳥取県や名古屋市の同和問題に関する意識調査は、同和問題を主軸にした調査であり、調査項目の内容は別として、今後の意識調査のあり方として望ましいものだと言えよう。

3-1 部落問題の解決策

部落問題の解決策について、「寝た子を起こすな論」や「部落分散論」に注目すると、大阪府Bでは、「そっとしておけば自然になくなる」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」をあわせると 35.5%(前回 36.9%)に達している。また、「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」と回答した人両方あわせると 43.2%となっている。堺市においても、「「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」という意見に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると 67.2%にのぼる。また、「同和地区に人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなる」という意見に対しても、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると 32.7%となる。

京都市(〇はいくつでも)では「同和問題や差別のことを口に出さないで、そっとしておくこと」が 16.5%となっている。また、北九州市 B(〇は三つまで)は、「自然に解決するのを待つ」が 10.0%(前回 7.5%)、「分散して住む」が 34.8%(前回 30.5%)と、若干ではあるが、いずれもその割合は上昇している。

単一回答のものとしては、滋賀県Bでは、「部落差別を受ける人が一定の地区にかたまって生活しないで、分散して住むようにする」が12.2%(前回16.8%)、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」が17.5%(前回19.4%)である。鳥取県では、「そっとしておけば自然になくなる」が17.6%(前回17.6%)である。

3-2 忌避的態度(結婚・土地)

仮に子どもの結婚相手が部落出身者であった場合にどのような態度をとるのかについて、「絶対に結婚を認めない(させない)」の割合はいずれに自治体においても 1 割に満たないが(横浜市 2.9%、名古屋市 3.5%(前回 2.6%)、神戸市 7.0%、北九州 85.4%(前回 7.8%)、長崎県 2.9%(前回 2.6%))、「子どもの意思を尊重する」割合はおおよそ $4\sim7$ 割(横浜市 60.6%、名古屋市 46.1%(前回 45.0%)、神戸市 38.8%、北九州市 840.5%(前回 40.3%)、長崎県 66.8%(前回 72.8%))となっており、地域によってかなりのばらつきが見られる。

堺市ではワーディングが異なり、「頭から、とんでもないと反対する」は 5.2%であるが、「迷いながらも、結局は反対する」は 19.3%であり、あわせて 4 分の 1 程度が反対すると回答している。逆に、「ためらうことなく、賛成する」は 13.7%である。

同和地区やその週辺地域に対する忌避については、大阪府Bにおいては、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う」が27.2%、「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う」が16.2%となっており、これらをあわせて「避ける」は43.4%、堺市においても「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う」が26.9%、「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う」が20.9%となっており、これらをあわせて「避ける」は47.8%と、おおよそ4~5割が避けると回答している。

3-3 関心ある人権問題

関心ある人権問題(複数回答)として、同和問題をあげる割合は地域によって大きなばらつきが見られるが、関心があると回答しているのは $1\sim2$ 割程度である。(神奈川県 16.5%、横浜市 16.5%、名古屋市 B10.5%、京都市 18.2%、大阪府 B21.7%、北九州市 B24.8%(前回 32.2%)、長崎県 15.2%(前回 15.2%)。また、そもそも同和問題を知らないとするものは、横浜市では 20.5%(前回 22.0%)、名古屋市 A では 12.6%(前回 13.2%)となっている。

堺市では「理解を深めたいもの」という項目でたずねており、同和問題は10.2%である。

3-4 講演会・研修会への参加

同和問題や人権問題に関する講演会や研修会への参加状況について、参加したことのない割合は、「同和問題」に関するものに限ると、名古屋市 A78.1%(前回 79.5%)、鳥取県 42.4%(前回 32.4%)と、地域によって大きく異なる。「人権問題」についてはおよそ 5~9割(横浜市 91.1%、堺市 72.3%、神戸市 78.7%、北九州市 B54.4%、長崎県 72.2%)であり、こちらも地域によって大きなばらつきがある。

3-5 人権に関する認知状況

人権条例や、国際的な人権に関する展開についての認知は、大阪府 B では、大阪府「人権尊重の社会づくり条例」について「どんな内容か知っている」と回答した人は 3.8%、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 33.6%であり、55.3%が「知らなかった」と回答している。また、「部落差別調査等規制等条例」についても「どんな内容か知っている」と回答した人は 8.8%、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 35.4%であり、51.2%が「知らなかった」と回答している。

滋賀県でも、滋賀県「人権尊重の社会づくり条例」について「どのような内容か知っている」 と回答した人は8.0%、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が31.0%であり、56.8% が「知らなかった」と回答している。

おわりに

以上、2000 年以降の意識調査結果のポイントを概観してきた。忌避的態度においては、結婚に関しては明確に反対するものは少数だが、「子どもの意思を尊重する」割合は地域によって大きくばらつきがある。また、同和地区あるいはその周辺地域に対する忌避は強化されつつあるように思われる。さらに、同和問題への関心はおおむね 1~3 割程度であり、高くはない。部落問題の解決策としては「寝た子を起こすな論」が 2~4 割程度見られ、「分散論」についても 1~4 割程度の賛成が見られる。基本的人権の侵害に当たる「分散論」の克服は早急に求められるべきであるし、「寝た子を起こすな論」にも広がりが見られることから、社会問題としての同和問題への関心を高めることも、引き続き重要な課題であると言えよう。

他方で、講演会・研修会への多数の参加や、部落出身者との交流は、忌避的態度を解消する傾向にあると言えそうである¹。講演会・研修会への参加や、交流の機会を増やすことは、これまでの啓発でも行われてきたことであるが、一定の割合で忌避的態度が見られることから、あらためてその重要性が指摘できるだろう。

※本章は、「部落問題に関する意識調査研究プロジェクト」における議論をもとに内田が執筆した、「部落問題・人権問題意識調査の動向」『部落解放研究』第 174 号:76-80 (2007) をもとに、2005 年以降に行われた調査結果を加えるなど、大幅に加筆修正したものである。

-

¹ 内田 (2004) などを参照。

文献

内田龍史, 2004「部落マイノリティに対する忌避・差別軽減に向けて――『接触仮説』を手がかりに」 『部落解放研究』第 156 号:31-47.

2000~2004年度に実施された調査(出版年)

①従来型の部落問題を中心とした意識調査

和歌山県,2001『同和問題に関する和歌山県民の意識 意識調査報告書』

名古屋市, 2001『同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書』

香川県,2001『同和問題意識調査報告書』

川崎市、2001『人権と同和問題についての市民意識調査報告書』

鳥取県 A, 2001 『同和問題についての県民意識調査報告書』

大阪府 A, 2001『同和問題の解決に向けた実態等調査(府民意識調査)』

横浜市 A, 2001『人権・同和問題に関する市民意識調査』

神奈川県,2002『人権と同和問題についての意識調査報告書』

徳島県、2002『同和地区実態把握等調査(県民意識調査)報告書』

福岡県、2003『人権同和問題と県民の意識』

②部落問題にウエイトを置いている人権意識調査

栃木県,2001『栃木県人権同和問題意識調査報告書』

群馬県,2001『人権問題に関する県民意識調査報告書』

北九州市 A, 2001『人権問題に関する意識調査報告書(第6次)』

岐阜県,2002『人権に関する県民意識調査報告書』

京都市,2002『人権問題に関する意識調査報告書』

長崎県,2002『人権に関する県民意識調査』

高知県、2003『人権に関する県民意識調査報告書』

愛知県、2003『人権に関する県民意識調査報告書』

石川県,2004『人権問題に関する県民意識調査報告書』

兵庫県・(財)兵庫県人権啓発協会,2004『人権に関する県民意識調査調査結果報告書』

大分県、2004『人権問題に関する県民意識調査報告書』

佐賀県,2004『人権に関する県民意識調査報告書』

鹿児島県、2004『人権問題に関する県民意識調査報告書』

千葉県、2005『人権に関する県民意識調査報告書』

静岡県,2005『人権問題に関する県民意識調査結果報告書』

熊本県、2005『人権に関する県民意識調査報告書』

鳥取県,2005『鳥取県人権意識調査報告書』

三重県、2006『人権問題に関する三重県民意識調査報告書』

③部落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査

埼玉県, 2001『人権に関する意識調査 概要版』

滋賀県 A, 2002『人権に関する意識調査報告書』

富山県,2004『人権に関する県民意識調査報告書』 宮崎県,2004『人権に関する県民意識調査結果の概要』 和歌山県,2004『和歌山県人権に関する意識調査報告書』 島根県,2005『人権問題に関する県民意識調査報告書』 名古屋市,2005『人権に関する市民意識調査報告書』

2005年度以降に実施された調査

- ①従来型の部落問題を中心とした意識調査 大阪府 B, 2006『人権問題に関する府民意識調査報告書』 鳥取県 B, 2006『同和問題についての県民意識調査報告書』 名古屋市 A, 2006『同和問題についての市民意識調査報告書』 大阪市, 2006『人権問題に関する市民意識調査報告書』
- ②部落問題にウエイトを置いている人権意識調査 横浜市 B, 2005『人権に関する市民意識調査報告書』 京都市,2006『人権に関する市民意識調査報告書』 長崎県,2006『人権に関する県民意識調査意識調査報告書』 神戸市,2006『神戸市民の人権問題に関する意識調査報告書』 堺市,2006『堺市人権意識調査結果報告書』 北九州市 B,2006『人権問題に関する意識調査報告書』
- ③部落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査 名古屋市 B, 2006『同和問題についての市民意識調査報告書』 滋賀県 B, 2007『人権に関する県民意識調査報告書』

第1部 各自治体における意識の変遷

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

第1章 大阪府人権意識調査結果から見る府民意識の変化と啓発課題

時岡新

はじめに

本章では、大阪府民を対象とした調査報告書を用いて、府民意識の変遷をたどり、若干の考察をくわえる。分析はおもに4回程度継続している設問を対象とするが、ばあいにより3回程度のものも含む。

1 実施された意識調査

本章で用いる調査報告書は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 本章で用いる報告書と調査の概要

20 1 1	十十八川いる松口目と				
調査 主体	報告書名	調査実施 年月	調査対象者	有効 回収率	発行年
大阪府	『大阪府民の「同和 問題についての意識 調査」報告書』	1980年1月 ~2月	大阪市を除く大阪府に居住 している有権者(「同和地区」 居住者を除く 7000 人	55.5%	1980年
大阪府	『大阪府民の「人権 問題に関する意識調 査」報告書』	1985年8月 ~10月	大阪府に居住している有権者(地域改善対策特別措置法の「対象地域」に居住している有権者を除く)7000人	48.5%	1986 年
大阪府	『大阪府民の人権問 題に関する意識調査 報告書』	1990年9月~10月	大阪府に居住している有権者(旧地域改善対策特別措置法の「対象地域」の有権者を除く)7000人	56.5%	1991年
大阪府	『大阪府民の人権問 題に関する意識調査 報告書』	1995年5月 ~9月	大阪府に居住している有権者(旧地域改善対策特別措置法の「対象地域」の有権者を除く)7000人	54.5%	1995 年
大阪府 及び 大阪市	『同和問題の解決に 向けた実態等調査報 告書 (府民意識調 査)』	2000年5月 ~6月	同和対策事業を実施している地域を除く大阪府全域に居住している満 15歳以上の男女個人 10000人	55.7%	2001年
大阪府	『人権問題に関する 府 民 意 識 調 査 報 告 書』	2005年8月 ~10月	大阪府内に居住している満 20 歳以上の男女個人 7000 人	52.5%	2006年

質問項目は、はじめ同和問題を中心とし、次第に社会意識、人権問題に関する質問の割合が増えていく。本章では同和問題に関する項目をとりあつかう。

2 継続的に調査されている主な質問項目

本章でとりあつかうのは 15 項目である (細分化された設問はまとめて数えている)。各調査 ごとに少しずつ、設問の文言や選択肢が改変されているため、比較にあたってはそれらに留意 する。おもに 1980 年報告書にもとづきながら、全体を紹介しよう。

変化の小さい項目としては、同和問題についての意見「ところで、同和問題や"部落差別"については、いろいろな意見があります。あなたのお考えに近いところに、レ点をおつけください。」、「同和地区」の人を意識する場合「ところで、"差別"をうけている地区(「同和地区」)の人に対する「同和地区」外の人の考え方や意識についてですが、「地区」外の人は、どういう場合に「同和地区」の人のことを気にしたり、意識したりしているとお考えでしょうか?」、部落差別をなくす方法「"部落差別"をなくすには、どうすればよいとお考えでしょうか?」を挙げることができる。

他方、学校での同和教育の経験「あなたご自身は、学校で「同和問題」の学習をされましたか。」、部落のイメージ「あなたは、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」という言葉を聞いたとき、どのような感じをお持ちですか。」、問題である実態的差別「f差別"をうけている地区(「同和地区」)の生活実態には、"差別"の結果、いろいろな問題がありますが、あなたが、"なんとかしなければならない"とか、"問題である"とお考えのもの、全部に、レ点をおつけください。」、などについては、見るべき変化を確認することができる。

3 変化の概要

3-1 同和問題の認知時期

同和問題の認知時期については、1980年調査、1985年調査、1990年調査、1995年調査に 設問があり、1990年調査からは設問、選択肢の一部が改変されている。改変はごく一部の文 言にかぎられ、全体としての比較に特段の支障はないと考えられる。

都合 4 回、15 年間の変化としては、同和問題を「小学生(校)のころ」知ったと回答する 割合の漸増(1980 年 34.4%→1995 年 42.8%)、「中学生のころ」の微減(1980 年 22.4%→ 1995 年 18.0%)を挙げることができる。背景にある要因としては、①小学校での同和教育が 充実し、定着したこと、あるいは(次にみる「同和問題の認知経路」にも照らして)、②子ども の学齢が低いうちから家庭で同和問題について話す機会が増加した可能性、などが考えられる。

表 1-2 同和問題の認知時期

ところで、あなたは、日本の社会に、「未解放部落」、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」とかいわれて、"差別"をうけている地区があることを、はじめて知ったのは、いつ頃のことでしょうか?	1980	1985	1990	1995
小学校に入る前(6 才未満)	4.9	4.7	4.2	4.3
小学生のころ(6 才~12 才未満)	34.4	36.8	40.2	42.8
新制中学生(高等小学生)のころ(12 才~15 未満)	22.4	20.3	19.7	18.0
新制高校生(旧制中等学校の生徒)のころ(15 才~18 才未満)	10.9	9.3	9.4	8.1
18才~19才のころ	5.2	6.1	5.2	4.8
20 才以後	9.4	8.9	8.8	8.4
おぼえていない	9.5	9.7	9.1	9.2
「同和地区」のことは知らない	2.1	3.6	2.6	2.8
無回答	1.2	0.7	0.9	1.6
回答母数	3883	3395	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1980 年調査、1985 年調査のもの。1990 年調査からはそれぞれの一部が改変されている。設問「ところで、あなたは、日本の社会に、「被差別部落」、「同和地区」あるいは、単に「部落」とかいわれて、"差別"をうけている地区があることを、はじめて知ったのは、いつ頃のことでしょうか。」、選択肢「小学校のころ(6~12歳未満)」。

3-2 同和問題の認知経路

同和問題の認知経路については、1980年調査、1985年調査、1990年調査、1995年調査に 設問があり、1985年調査以降は選択肢の一部が、1995年調査では設問の一部が改変されてい る。これらはごく一部の文言が変更されたのみであり、全体としての比較に特段の支障はない と考えられる。

都合 4 回、15 年間の変化としては、同和問題を「学校の授業で教わった」と回答する割合の漸増(1980 年 $8.0\% \rightarrow 1995$ 年 22.4%)、「学校の友だちから聞いた」と回答する割合の微減(1980 年 $15.5\% \rightarrow 1995$ 年 9.9%)を挙げることができる。またこれらに対して「父母や家族からきいた」と回答する割合に顕著な変化がみられないことにも注目すべきであろう。一方では、学校での同和教育が同和問題にかんする人びとの意識を左右する可能性が強まり、しかし他方で、家庭内での話題の取り上げ方や情報伝達のあり方が持つ影響力は引きつづき大きいと考えられる。

表 1-3 同和問題の認知経路

X 1 C FILLING S BONAGE M				
では、"差別"をうけている地区(「同和地区」)があること をはじめて知ったのはどういうことからですか?	1980	1985	1990	1995
父母や家族からきいた	28.4	27.4	26.4	24.4
近所の人からきいた	6.5	8.2	4.7	4.9
学校の友だちからきいた	15.5	14.1	13.1	9.9
職場の人からきいた	4.7	5.2	4.4	3.9
学校の授業で教わった	8.0	11.5	16.7	22.4
講演会、研修会などできいた	1.2	1.3	1.8	1.5
府県、市町村の広報紙でよんだ	4.3	3.8	3.5	2.8
テレビ、新聞、本などで知った	5.9	7.2	6.5	6.0
近くに「同和地区」があった	10.1	7.5	8.2	8.6
その他(具体的に)	1.7	2.4	1.7	1.4
おぼえていない	9.1	8.7	8.8	8.9
「同和地区」のことは知らない	1.4	1.8	1.9	2.3
無回答	3.2	1.1	2.3	3.0
回答母数	3883	3395	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1980 年調査のもの。1985 年調査以降で選択肢の一部、1995 年調査では設問の一部が改変されている。1985 年調査以降、選択肢「学校の授業で教わった」「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った」、1995 年調査設問「では、「同和地区」があることをはじめて知ったのはどういうことからですか。」。

3-3 学校での同和教育の経験

学校での同和教育の経験については、1985年調査、1990年調査、1995年調査、2000年調査、2005年調査に設問がある。各調査ごとに設問、選択肢が異なるが、たとえば小学校と中学校を別の選択肢とした調査と、合わせた調査とがあるといった程度の改変であるから、全体としての比較に特段の支障はないと考えられる。(詳細は表 1-4 註参照)

都合 5 回、20 年間の変化としては、小学校、中学校で学習したと回答する割合の漸増(1985年計 $26.0\% \rightarrow 2005$ 年計 58.9%)、学校で学習したことがないと回答する割合の大幅な減少(1985年 $67.0\% \rightarrow 1995$ 年 17.4%)を挙げることができる。学校での同和教育がひろく実施され、人びとの記憶に残っていることがよく分かる。

学齢別にみると、小学校、中学校で多く、高等学校以降で少ない。背景には同和教育としてプログラムが整えられている小・中学校と、そうではない高等学校以降との差異があるが、結果として、高等学校以降の学習機会は相対的に乏しかったと考えられる。継続した学習が行われた可能性の低さ、また学習能力の高まった段階での十分な情報提供の不足など、今日的観点から再点検されるべき諸点がある。

表	1-4	学校での同和教育の経験
-1		

小学校、中学校をはじめ、学校で「同和問題」についての学習をしていますが、あなたご自身は、学校で「同和問題」の学習をされましたか。あてはまるもの全部に、レ印をおつけください。	1985	1990	1995	2000	2005
小学校で学習した	11.4	18.1	34.6	26.9	31.4
中学校で学習した	14.6	20.4	34.0	25.5	27.5
高等学校で学習した	9.2	11.5	12.8	12.5	11.6
短期大学・高等専門学校で学習した	3.2	1.4	4 1	_	_
大学で学習した	5.2	3.0	4.1	3.4	3.5
専修学校・各種学校などで学習した	_	0.4	_	_	_
学校で同和問題の学習をしたことはない	67.0	53.5	17.4	_	_
無回答	9.9	12.1	11.7	3.4	3.3
	3395	3958	3814	5568	3675

※表中の設問、選択肢は 1990 年調査のもの。設問、選択肢の異なる 1985 年調査、1995 年調査以降の各調査 も、内容は同じと判断できる。2000 年調査、2005 年調査では職場や地域での学習活動もあわせた設問となっ ているが、多重回答であるため、学校教育部分のみを示している。各年の詳細は以下のとおりである。

1985 年調査、設問「あなたご自身は、学校での同和教育の授業をうけられましたか? うけられたもの全部にレ印をおつけください。」、選択肢「1. 小学校でうけた 2. 中学校でうけた 3. 高校でうけた 4. 短期大学・大学でうけた 5. 学校で同和教育の授業をうけたことはない」。

1995 年調査、設問「学校で「同和問題」についての学習をしていますが、あなたご自身は、学校で「同和問題」の学習をされましたか。あてはまるもの全部にレ印をおつけください。」、選択肢「1. 小・中学校で学習した 2. 高等学校で学習した 3. 短期大学・高等専門学校・大学で学習した 4. 学校で同和問題の学習をしたことはない」。

2000 年調査、設問「あなたは、学校、職場及び地域で、同和問題についての学習をうけたことがありますか。(○はいくつでも)」、選択肢「1. 小学校で受けた 2. 中学校で受けた 3. 高校で受けた 4. 大学で受けた 5. 一般市民対象の講座などで受けた 6. 職場の研修で受けた 7. その他(具体的に:) 8. はっきりおぼえていない 9. 受けたことはない」。

2005 年調査、設問「あなたは、学校、職場及び地域で、同和問題についての学習をしたことがありますか。 (○はいくつでも)」、選択肢「1. 小学校で受けた 2. 中学校で受けた 3. 高校で受けた 4. 大学で受けた 5. 市民対象の講座などで受けた 6. 職場の研修で受けた 7. PTAや民間団体が主催する研修で受けた 8. その他(具体的に:) 9. はっきりおぼえていない 10. 受けたことはない」。

3-4 小・中・高校での同和教育の必要性

学校での同和教育の必要性については、1980年調査、1985年調査、1990年調査、1995年 調査に設問がある。1995年調査では設問から「小・中・高校」という文言が削除されている が、全体としての比較に特段の支障はないと考えられる。

都合 4 回、15 年間の変化としては、同和教育に対する積極的意見が 1985 年調査、1990 年調査でわずかながら減少し、これと対照的に消極的な意見の微増が確認される。積極的意見と消極的意見の割合の比較をすれば次のようになる。「ぜひともやるべきだと思う」という意見と、「必要とは思わない」「むしろやらない方がよいと思う」という意見の合計とを比べると、1980年調査、1995 年調査では前者が後者を上回り、1985 年調査、1990 年調査では後者が前者を上回った。また「ぜひともやるべきだと思う」という意見と、「現在のすすめ方には問題があると思う「必要とは思わない」「むしろやらない方がよいと思う」という意見の合計とを比べると、

すべての調査時点で、後者が前者を上回っている。

他方、「「同和教育」のことをよく知らないから、わからない」と回答する割合は、1985 年調査で30%を上回り、その後は漸減するものの1995 年調査で約25%と回答者全体の4分の1 に達している。同和教育は、直接には学齢期にある子どもたちが対象となるが、教育の効果を高めるためには、子どもの親たち、ひいては府民全体の理解と協力が不可欠である。学校での同和教育の実績に対する評価とともに、社会全体に対する同和教育の紹介状況について、今日的観点からの確認が必要である。

表 1-5 小・中・高校での同和教育の必要性

では、小・中・高校での「同和教育」について、あなたのお 考えに近いものにレ印をおつけください。	1980	1985	1990	1995
「同和教育」はぜひともやるべきだとおもう	26.3	21.6	21.7	27.8
「同和教育」はやるべきだとおもうが、現在のすすめ方には 問題があると思う	13.1	8.4	9.1	13.2
「同和教育」は必要とは思わない	6.8	9.1	10.7	8.6
「同和教育」は、むしろやらない方がよいと思う	14.0	21.4	21.3	15.3
「同和教育」のことをよく知らないから、わからない	26.9	32.0	27.9	24.5
無回答	13.0	7.5	9.3	10.6
回答母数	3883	3395	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1980 年調査のもの。1995 年調査では設問の一部が改変されている。設問「学校での「同和教育」について、あなたのお考えに近いものにレ印をおつけください。」

3-5 同和地区の起源

同和地区の起源については、1985年調査、1990年調査、1995年調査に設問があり、各調査によって設問、選択肢の一部に改変がある。いずれもごく小さな変更であり、全体としての比較に特段の支障はないと考えられる。(詳細は表 1-6 註参照)

都合 3 回、10 年間の変化としては、「政治起源説」が正しいと思う割合の漸増(1985 年 36.1% →1995 年 44.3%)を挙げることができる。また「職業起源説」を回答する割合は 1985 年調査では約 27%と回答者全体の 4 分の 1 を上回るが、その後は漸減している。「わからない」と回答する割合は、いずれの調査時点でもおよそ 2 割程度あって変わらない。 他方、「人種起源説」が正しいと思う割合は 10%を下回り、かつ年を追って漸減し、「宗教起源説」を回答する割合はいずれもごくわずかである。

詳細は時々の啓発活動との照合をふまえて述べなければならないが、「政治起源説」の増加は 啓発が一定の効果をあげた結果であり、「わからない」という回答が全体の5分の1以上を占 めて変わらないのは、啓発が人びとに、必ずしもじゅうぶんには届かなかった結果である。

表 1-6 同和地区の起源

ところで、"差別"をうけている地区(「同和地区」)は、どういう理由			
でできたとお考えでしょうか? いちばん正しいと思うものにレ点を	1985	1990	1995
おつけください。			
	9.3	4.7	5.5
宗教起源説(「同和地区」の人は、神道や仏教で禁じられていること をしたからという説)	1.4	0.9	0.9
職業起源説(「同和地区」の人は、特定の職業に従事していたからという説)	27.1	21.4	21.6
政治起源説(「同和地区」は、江戸時代の支配者によって政治的につくられたという説)	36.1	46.0	44.3
その他	1.1	1.5	1.1
わからない	23.0	22.1	22.9
無回答	2.0	3.4	3.7
回答母数	3395	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1985 年調査のもの。1990 年調査、1995 年調査ではそれぞれ、選択肢、設問の一部が改変されている。なお、1980 年調査にも類似の質問があるが、自由回答で得られたデータをアフター・コーディングしていること、無回答が 68.6% ときわめて多いことから、ここでは分析の対象としない。

1990年調査、選択肢「1.「同和地区」の人は、人種や民族が違うから 2.「同和地区」の人は、神道や仏教で禁じられていることをしたから 3.「同和地区」の人は、特定の職業に従事していたから 4.「同和地区」は、江戸時代の支配者によって政治的につくられたから 5. その他(具体的に:) 6. わからない」。

1995 年調査、設問「また、「同和地区」は、どういう理由でできたとお考えですか。あなたのお考えにいちばん近いもの一つにレ点をおつけください。」、選択肢「1.「同和地区」の人は、人種や民族が違うから 2. 「同和地区」の人は、神道や仏教で禁じられていることをしたから 3.「同和地区」の人は、特定の職業に従事していたから 4.「同和地区」は、近世封建時代に、支配者によって政治的につくられたから 5. その他(具体的に:) 6. わからない」。

3-6 部落のイメージ

部落のイメージは、1980 年調査、1990 年調査、1995 年調査、2000 年調査、2005 年調査 に設問があり、2000 年調査、2005 年調査では設問と選択肢が改変されている。具体的には次 のとおり。

1980年調査、1990年調査、1995年調査

ところで、あなたは、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」という言葉を聞いたとき、どのような感じをお持ちですか。下に、対となっていることばがならんでいますが、それぞれについて、あなたのお感じにいちばん近いところに、例にならってレ印をおつけください。

- A. 働きもの…□□□□□…なまけもの
- B. 貧しい…□□□□□…豊かな
- C. 上品な…□□□□□□…下品な
- D. あらあらしい…□□□□□□…おとなしい
- E. 進んでいる…□□□□□…おくれている
- F. 閉鎖的…□□□□□…開放的
- G. 明るい…□□□□□□···くらい

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

- H. おとった…□□□□□···すぐれた
- I. やさしい…□□□□□…こわい
- J. 冷淡な…□□□□□…親切な
- K. 清潔な…□□□□□…不潔な

上記、□の左側から順に、1 非常に、2 やや、3 普通、4 やや、5 非常に

2000年調査

あなたは、「被差別部落(同和地区)」という言葉を聞いたとき、どのような感じを持ちますか。その感じを、(1)~(9)の対になっている語句のすべてについて、あなたの感じやイメージにいちばん近いところに、例にならって○をしてください。

- (1)A 上品な-B 下品な
- (2)A やさしい-B こわい
- (3)A 清潔な-B 不潔な
- (4) A 進んでいる B 遅れている
- (5)A 豊かな-B 貧しい
- (6) A 新しい-B 古い
- (7)A 働きもの-B なまけもの
- (8) A 強い一B 弱い
- (9) A 団結した-B ばらばらな

選択肢は、1 非常にAに近い、2 ややAに近い、3 どちらともいえない、4 ややBに近い、5 非常にBに近い、6 わからない

2005 年調査

あなたは同和地区(被差別部落)という言葉を聞いたとき、どのような感じを持ちますか。 $(1)\sim(6)$ の語句のすべてについて、あなたの感じやイメージにいちばん近いところに、あまり深く考えずに、頭にうかんだ感じを気軽にお答えください。 $(\bigcirc$ はそれぞれ1つ)

- (1)A 上品な-B 下品な
- (2)A やさしい-B こわい
- (3)A 清潔な-B 不潔な
- (4)A 進んでいる-B 遅れている
- (5)A 豊かな-B 貧しい
- (6)A 働きもの-B なまけもの

選択肢は、1 非常にAに近い、2 ややAに近い、3 どちらともいえない、4 ややBに近い、5 非常にBに近い

ここでは、5回すべてのデータが得られている、「働きものーなまけもの」「貧しい-豊かな」「上品な-下品な」「進んでいる-おくれている」「やさしい-こわい」「清潔な-不潔な」(表記、並び順などは1980年調査のもの)について比較する。

3-6-1 働きもの-なまけもの

都合 5 回、25 年間の変化としては、「普通」と回答する割合のゆるやかな増加(2000 年調査を除く)を指摘することができるが、全体として、一貫した変化の傾向は確認できない。2005

年調査では「普通」が約70%に達しており、他の項目と比較して特徴的である。

表 1-7-1 部落のイメージ 働きものーなまけもの

-					
働きものーなまけもの	1980	1990	1995	2000	2005
非常に	9.1	5.5	6.7	5.5	2.9
やや	9.6	7.6	9.7	14.2	10.0
普通	49.1	51.3	56.5	48.7	68.2
やや	11.9	11.4	8.5	9.1	10.4
非常に	3.8	3.0	1.8	3.5	4.4
わからない	_	_	_	14.3	_
無回答	16.4	21.2	16.7	4.8	4.0
回答母数	3883	3958	3814	4814	3424

3-6-2 貧しい - 豊かな

都合 5 回、25 年間の変化としては、「貧しい」イメージがあると回答する割合の漸増、「豊かな」イメージがあると回答する割合の漸減が確認される。他方、「普通」と回答する割合も漸増し、2005 年調査では回答者全体のおよそ半数に達している。

表 1-7-2 部落のイメージ 貧しいーゆたかな

21					
貧しい-豊かな	1980	1990	1995	2000	2005
非常に	4.4	3.8	4.4	8.0	7.9
やや	10.2	10.9	22.9	24.1	30.3
普通	32.2	37.2	39.7	36.8	48.1
やや	25.9	22.4	11.3	9.8	6.8
非常に	11.5	5.5	4.2	4.4	2.8
わからない	_	_	_	12.2	_
無回答	15.9	20.2	17.4	4.6	4.1
	3883	3958	3814	4814	3424

3-6-3 上品な一下品な

25 年間の全体をみると、「上品な」イメージがあると回答する割合はいずれの時点でもごくわずかであるのに対し、「下品な」イメージがあると回答する割合は、1980 年から 1995 年にかけて減少するもののふたたび増加に転じている。他方、「普通」と回答する割合は、2005 年調査で約 50%に達している。

表 1-7-3 部落のイメージ 上品なー下品な

上品な-下品な	1980	1990	1995	2000	2005
非常に	0.3	0.3	0.3	0.4	0.1
やや	1.1	1.7	1.6	1.2	0.4
普通	32.2	36.0	43.8	40.9	49.5
やや	35.9	31.0	29.8	28.2	34.8
非常に	14.4	9.7	6.6	10.5	11.0
わからない	_	_	_	13.8	_
無回答	16.0	21.3	17.9	5.1	4.1
回答母数	3883	3958	3814	4814	3424

3-6-4 進んでいる - 遅れている

25 年間の全体をみると、「進んでいる」イメージがあると回答する割合はいずれの時点でも わずかであるのに対し、「遅れている」イメージがあると回答する割合は、1980 年から 1995 年にかけて減少するもののふたたび増加に転じている。他方、「普通」と回答する割合は、2000 年調査で一度は減少するが、全体としては増加し、2005 年調査では 57.0%になっている。

表 1-7-4 部落のイメージ 進んでいる - 遅れている

進んでいる-おくれている	1980	1990	1995	2000	2005
非常に	1.0	0.8	1.2	1.6	1.0
やや	3.0	2.7	3.3	4.9	3.2
普通	39.7	45.1	56.6	46.4	57.0
やや	29.4	23.2	16.5	21.3	26.8
非常に	6.4	5.6	3.5	6.3	7.5
わからない	_	_	_	14.4	_
無回答	17.4	22.6	19.0	5.0	4.6
回答母数	3883	3958	3814	4814	3424

3-6-5 やさしいーこわい

25 年間の全体をみると、「やさしい」イメージがあると回答する割合はいずれの時点でもわずかであるのに対し、「こわい」イメージがあると回答する割合は、1980 年から 1995 年にかけて減少するものの、その後は大きく増加している。他方、「普通」と回答する割合は増加、減少を経て、2005 年調査では約 40%となっている。

表 1-7-5 部落のイメージ やさしいーこわい

やさしい-こわい	1980	1990	1995	2000	2005
非常に	2.0	1.6	2.5	1.1	0.4
や サ	4.2	4.1	4.6	4.8	2.2
普通	35.3	41.3	48.8	37.2	40.3
や サ	28.7	22.6	20.7	26.5	38.6
非常に	14.1	9.6	6.6	13.4	14.9
わからない	_	_	_	12.3	_
無回答	15.7	20.7	16.8	4.8	3.5
回答母数	3883	3958	3814	4814	3424

3-6-6 清潔な-不潔な

25 年間の全体をみると、「清潔な」イメージがあると回答する割合はいずれの時点でもわずかであるのに対し、「不潔な」イメージがあると回答する割合は、1980 年から 1995 年にかけて減少するものの、その後はわずかながら増加に転じている。他方、「普通」と回答する割合は、2000 年調査で一度は減少するが、2005 年調査ではおよそ 55%に達している。

表 1	-7-6	部落のイ	メージ	清潔な-	・不潔な

清潔な-不潔な	1980	1990	1995	2000	2005
非常に	0.7	0.8	1.1	0.7	0.4
やや	1.9	2.3	1.9	2.2	1.2
普通	37.7	44.7	53.6	45.3	54.5
やや	31.7	24.1	21.0	25.9	31.2
非常に	11.8	6.5	4.5	7.7	8.6
わからない	_	_	_	13.3	_
無回答	16.1	21.6	17.9	4.8	4.1
回答母数	3883	3958	3814	4814	3424

3-7 問題である実態的差別

問題である実態的差別については、1980年調査、1985年調査、1990年調査に設問があり、 1990年調査では設問、選択肢の一部に改変がある。詳細は表 1-8 註を参照のこと。

都合 3 回、10 年間の変化としては、「安定した職業につきにくい」「安定した職業についていない」ことを指摘する割合の大幅な減少(1980 年 $44.5\% \rightarrow 1990$ 年 16.4%)、「「同和地区」の外で就職することがむつかしい」ことを指摘する割合の減少(1980 年 $28.0\% \rightarrow 1990$ 年 17.8%)、「立地条件がよくない」「生活施設がよくない」「生活環境や生活施設がよくない」ことを指摘する割合の減少(1980 年は合計で $27.7\% \rightarrow 1990$ 年 14.4%)を挙げることができる。その一方で、「「同和地区」の外の人と結婚するのがむつかしいこと」を指摘する割合をみると、1985 年調査の微増をふくめて、大幅な減少は認められない。

回答が差別の実状をあるていど反映したものであるとすれば、就労をめぐる差別が次第に解消されたり、同和地区の生活環境が改善、整備された実績と、反対に結婚をめぐる忌避や差別が根強く残っているありさまを見て取ることができる。

表 1-8 問題である実態的差別

"差別"をうけている地区(「同和地区」)の生活実態には、"差別"の結果、	1000	1005	1000
いろいろな問題がありますが、あなたが、"なんとかしなければならない" とか、"問題である"とお考えのもの、全部に、レ点をおつけください。	1980	1985	1990
「同和地区」の立地条件がよくないこと(日あたりがわるい、水はけがわ	100	6.0	
るい、山くずれがおこるなど)	12.6	6.2	14.4
「同和地区」の生活施設がよくないこと(道路・公園・下水などが整備さ	15.1	8.6	
れていない、水道がない、医療施設がないなど)			
「同和地区」の住宅がよくないこと(不良住宅が多い、小さい家が多いなど)	17.5	9.4	7.4
「同和地区」には、病気や身体の弱い人が多いこと	9.8	4.5	_
「同和地区」の人は、安定した職業につきにくいこと	44.5	33.6	16.4
「同和地区」には、十分に教育をうけていない人が多いこと	28.3	18.1	22.4
「同和地区」の人は、「同和地区」の外で住むことがむつかしいこと	19.7	15.2	14.1
「同和地区」の人は、「同和地区」の外で就職することがむつかしいこと	28.0	23.9	17.8
「同和地区」の人は、「同和地区」の外の人とつきあうのがむつかしいこ と	23.0	19.7	16.2
「同和地区」の人は、「同和地区」の外の人と結婚するのがむつかしいこ			
と	46.5	47.2	39.1
その他(具体的にお書きください)	3.3	4.2	5.7
とくに問題は残っていない	_	_	3.9
わからない	20.2	28.4	35.0
無回答	12.2	7.2	
回答母数	3883	3395	3958

※表中の設問、選択肢は 1980 年調査のもの。1990 年調査では設問、選択肢の一部が改変されている。1990 年調査、設問「「同和地区」の生活実態には、"差別"の結果いろいろな問題があり、大阪府や市町村では、それらの問題解決のため、いろいろな施策を行ってきましたが、今後とも、"なんとかしなければならない"とか、"問題である"とあなたがお考えの「同和地区」の問題点全部にレ印をおつけください。」、選択肢「1.「同和地区」には、安定した職業についていない人が多いこと 2.「同和地区」には、特定の職業にしかつけない人が多いこと 3.「同和地区」には、収入の少ない人が多いこと 4.「同和地区」には、十分に教育をうけることができなかった人が多いこと 5.「同和地区」の生活環境や生活施設がよくないこと 6.「同和地区」には、不良住宅が多いこと 7.「同和地区」の人は、「同和地区」の外で住むことがむつかしいこと 8.「同和地区」の人は、「同和地区」の外で住むことがむつかしいこと 8.「同和地区」の外の人とつきあうのがむつかしいこと 0.「同和地区」の人は、「同和地区」の外の人と結婚するのがむつかしいこと X. その他(「同和地区」の生活実態について"問題だ"と思うことを具体的におかきください:)Y. とくに問題は残っていない B. 「同和地区」のことはよく知らないので、わからない」。

3-8 「同和地区」の人を意識する場合

「同和地区」の人を意識する場合については、1980年調査、1990年調査、1995年調査に設問があり、1990年調査、1995年調査には選択肢に「とくに意識してはいないと思う」が追加され、1995年調査では設問の一部に改変がある。全体としての比較に問題はないと考えられる。

都合 3 回、15 年間で、回答傾向に大きな変化は認められない。「「同和地区」の人と結婚するとき」に意識していると考える割合は、1990 年調査ではわずかに減少するものの、おおよそ 70%と高い数値を示している。先に見た「問題である実態的差別」の回答傾向ともあわせて考えれば、結婚をめぐる忌避や差別は依然、根強いと言うべきである。

他方、「隣近所で生活するとき」「雇うとき」「同じ学校に通学するとき」に意識していると考える割合はいずれも、回答者全体の20%程度で一定である。これを先に見た「問題である実態的差別」の回答傾向と対照してみると、住環境などが改善、整備されたにもかかわらず、人々の忌避意識には決定的な変化がないありさまを見て取ることができる。

表 1-9 「同和地区」の人を意識する場合

ところで、"差別"をうけている地区(「同和地区」)の人に対する「同			
和地区」外の人の考え方や意識についてですが、「地区」外の人は、ど			
ういう場合に「同和地区」の人のことを気にしたり、意識したりしてい	1980	1990	1995
るとお考えでしょうか? あなたがお感じになっているもの、全部にレ			
印をおつけください。			
「同和地区」の人と結婚するとき	69.6	63.4	70.1
「同和地区」の人を雇うとき	24.5	21.0	21.1
「同和地区」の人と同じ職場で働くとき	13.2	9.6	7.7
「同和地区」の子どもと同じ学校に通学するとき	20.2	16.9	18.2
「同和地区」の人と隣近所で生活するとき	24.9	21.3	22.2
「同和地区」の人と、同じ団体(町内会、自治会、PTA、婦人会など)	107	0.0	8.6
のメンバーとして活動するとき	10.7	9.0	8.0
「同和地区」の人と飲食したり、つきあったりするとき	11.7	9.3	5.8
「同和地区」の人の店で、物を買うとき	6.4	4.3	2.9
「同和地区」の人と、仕事の上でかかわりをもつとき	16.0	12.6	10.5
その他(具体的に)	4.1	1.9	1.8
とくに意識してはいないと思う	_	23.2	19.5
無回答	18.9	6.9	5.0
回答母数	3883	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1980 年調査のもの。1990 年調査・1995 年調査では選択肢に一部、追加されている。 1990 年調査・1995 年調査、選択肢「X. とくに意識してはいないと思う」が追加。1995 年調査では設問が改変されている。1995 年調査、設問「ところで、「同和地区」の人に対する世間の人びとの考え方や意識についてですが、世間の人びとは、どういう場合に「同和地区」の人のことを気にしたり、意識したりしているとお考えですか。あなたがお感じになっているもの全部にレ点をおつけください。」。

3-9 啓発活動に接した経験

啓発活動に接した経験については、1980年調査、1985年調査、1990年調査、1995年調査 に設問があり、各調査ごとに設問、選択肢の一部が異なっている。

都合 4 回、15 年間の変化としては、「映画館で関係のある映画を見たことがある」割合の大きな減少、新聞、雑誌、書籍を読んだ経験の 10 ポイント程度の減少を、それぞれ挙げることができる。

表 1-10 啓発活動に接した経験

そのほか、「同和問題」をはじめとする人権問題について、あなたが、ご自分で勉強したり、読んだり、見たりしたものがあれば全部にレ印をおつけください。	1980	1985	1990	1995
新聞の関係記事を読んだことがある	39.2	33.2	29.0	28.7
雑誌の関係記事を読んだことがある	23.8	17.4	15.4	15.5
関係のある書籍を読んだことがある	23.1	15.2	14.1	14.2
学校で使われている同和教育副読本"にんげん"を読んだことが ある	24.4	25.7	27.9	29.1
関係のあるテレビ番組を見たことがある	_	_	23.2	23.9
映画館で関係のある映画を見たことがある	27.3	10.8	7.8	8.0
「同和地区」の実態を見たり、「同和地区」の人と話しあった ことがある	_	11.4	11.5	10.7
その他(具体的に)	1.7	1.2	1.5	1.5
とくにない	27.6	31.8	32.7	31.0
無回答	6.4	9.0	6.7	8.4
回答母数	3883	3395	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1990 調査 (1995 年調査も同じ) のもの。1980 年調査、1985 年調査の設問、選択肢は次のとおり。1980 年調査 (設問は 1990 年調査に同じ)、選択肢「関係のあるテレビ番組を見たことがある」「「同和地区」の実態を見たり、「同和地区」の人と話しあったことがある」はない。1985 年調査、設問「同和問題をはじめとする人権問題についての啓発活動に関していろいろおききしてきましたが、そのほか、あなたが、ご自分で勉強したり、よんだりみたりしたものがあれば、全部にレ点をおつけください。」、選択肢「関係のあるテレビ番組を見たことがある」はない。

3-10 部落差別をなくす方法

部落差別をなくす方法については、1980年調査、1985年調査、1990年調査、1995年調査に設問がある。ただし 1980年調査のみ複数回答質問、1985年調査以降は単数回答質問となっているため、ここでは 1985年調査、1990年調査、1995年調査のみを比較対象とする。

1980年調査を除く、都合3回、10年間の間に、回答傾向の大きな変化は認められない。生活環境の改善・整備が重要だと答える割合は少なく、「そっとしておけば自然に"差別"はなくなる」と考える割合はおおよそ2割程度となっている。

学校教育・社会教育に期待する声は、1995年調査で24%と回答者全体のおおよそ4分の1を占め、続く「基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざす国民的運動を拡大・強化する」 「差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法律で処罰する」と合わせると、差別をする側の変革が重要であるとする回答は全体の34.2%となる。

ところで、先に「3-4 小・中・高校での同和教育の必要性」(表 1-5)では、同和教育を「ぜひともやるべきだとおもう」との回答はおおよそ 20~30%であった。学校教育・社会教育にはそれと同等の期待が寄せられていたことが分かる。両者の重なり合い、あるいは区別について直接に検証するデータはないが、今後、今日的観点から手段を工夫して分析を深める必要がある。

表 1-11-1 部落差別をなくす方法

1005	1000	1995
1900	1990	1990
1.9	3.4	4.4
5.2	5.5	3.6
11.4	9.1	6.9
21.7	18.8	24.1
6.3	5.8	6.6
4.8	3.4	3.5
10.0	13.7	13.5
22.1	21.9	16.7
1.3	1.7	2.3
5.5	5.8	6.6
9.8	10.7	11.9
3395	3958	3814
	5.2 11.4 21.7 6.3 4.8 10.0 22.1 1.3 5.5 9.8	1.9 3.4 5.2 5.5 11.4 9.1 21.7 18.8 6.3 5.8 4.8 3.4 10.0 13.7 22.1 21.9 1.3 1.7 5.5 5.8 9.8 10.7

※表中の設問、選択肢は 1985 年調査のもの。1990 年調査、1995 年調査では「悪質な"差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法律で処罰する」が "差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法律で処罰する」に変更。

補論:2000年調査、2005年調査における設問の検討

2000年調査、2005年調査では、部落差別をなくす方法について、1995年調査以前には列記のうえ選択を求めていた一つひとつの事項を、個別に質問している。2000年調査、2005年調査ともに設問があり、1995年以前の調査とも関連づけられる項目のみを紹介する。なお設問は「同和地区出身者に対する差別をなくすために、次にあげる意見はどの程度重要だと思いますか」である。

1)「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」という意見について

2000 年調査、2005 年調査ともに約 65%が「重要」であると回答しており、啓発活動への期待が大きいことが分かる。1995 年調査以前の傾向が、よりはっきり示されたと言えるだろう。活発な教育・啓発活動の実施が望まれる。

表 1-11-2 部落差別をなくす方法 学校教育・社会教育

学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切に する教育・啓発活動を積極的に行う	2000	2005
非常に重要	36.4	33.3
やや重要	28.3	31.3
あまり重要ではない	10.6	10.1
重要ではない	6.4	5.3
わからない	13.0	15.2
無回答	5.2	4.9
回答母数	5568	3675

2)「「差別」をしたり、「差別」を営利目的に使う者を法律で処罰する」という意見について 2000 年調査では「重要」と回答する割合が 50%をこえているが、2005 年調査では減少し、かわって「重要でない」とする割合が増加している。

表 1-11-3 部落差別をなくす方法 法律で処罰

「差別」をしたり、「差別」を営利目的に使う者を法律で処罰す る	2000	2005
非常に重要	29.3	18.1
やや重要	23.5	20.0
あまり重要ではない	12.4	17.7
重要ではない	7.0	12.4
わからない	22.3	27.1
無回答	5.5	4.7
回答母数	5568	3675

3)「「同和地区」のことや「差別」があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に「差別」はなくなる」という意見について

2000年調査、2005年調査ともに回答傾向はかわらず、とくに「わからない」と回答する割合がともに約30%程度みられることが特徴的である。

表 1-11-4 部落差別をなくす方法 そっとしておく

「同和地区」のことや「差別」があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に「差別」はなくなる	2000	2005
非常に重要	18.9	15.6
やや重要	18.0	19.8
あまり重要ではない	11.4	12.8
重要ではない	18.4	16.7
わからない	28.6	30.0
無回答	4.6	5.0
回答母数	5568	3675

3-11 同和問題についての意見

同和問題についての意見は、1985 年調査、1990 年調査、1995 年調査に設問があるが、列記されている意見は各調査で異なっている。ここでは3回ともに設けられている項目のみをとりあげて分析する。設問は「ところで、同和問題や"部落差別"については、いろいろな意見が

あります。下の意見のそれぞれについて、あなたのお考えに近いところに、例にならって、レ 点をおつけください。」である。

1)「差別をうけた話をきくと、心からの怒りを感じる」という意見について

いずれの調査でも回答傾向に大きな変化は認められない。「心からの怒りを感じる」割合が回答者全体の4割に達している一方で、「どちらともいえない」割合は回答者全体のおよそ35%を占めている。

表 1-12-1 同和問題についての意見 怒りを感じる

「差別をうけた話をきくと、心からの怒りを感じる」という意見	1985	1990	1995
そう思う	40.0	41.9	44.4
そうは思わない	10.8	9.6	9.9
どちらともいえない	35.8	34.1	34.2
無回答	13.3	14.4	11.5
回答母数	3395	3958	3814

2)「同和問題は、一部の人の問題で、自分とは関係がない」という意見についていずれの調査でも回答傾向に大きな変化は認められない。自分に関係ないとは「思わない」割合はつねに50%を上回っているが、それ以上に達することはない。

表 1-12-2 同和問題についての意見 自分とは関係がない

「同和問題は、一部の人の問題で、自分とは関係がない」という意見	1985	1990	1995
そう思う	11.4	12.5	10.7
そうは思わない	54.1	51.6	54.2
どちらともいえない	22.4	22.2	25.1
無回答	12.2	13.7	10.0
回答母数	3395	3958	3814

3)「部落差別をなくすために、自分のできることは、真剣にとりくみたい」という意見について

いずれの調査でも回答傾向に大きな変化は認められない。「真剣にとりくみたい」とする割合は、回答者全体のおよそ3割程度にとどまっている。

先に見た「心からの怒りを感じる」割合、自分に関係がないと「思わない」割合と対照すると、問題だとは思っても、実際の行動に結びつきにくい傾向がよく分かる。

表 1-12-3 同和問題についての意見 真剣にとりくみたい

「部落差別をなくすために、自分のできることは、真剣にとりくみ	1985	1990	1995
たい」という意見			
そう思う	27.5	29.9	29.5
そうは思わない	13.0	12.1	10.1
どちらともいえない	43.3	40.9	46.9
無回答	16.2	17.2	13.6
回答母数	3395	3958	3814

4)「差別することはいけないことだと思うが、周囲の人が差別しているので、自分だけ反対

しても仕方がない」という意見について

いずれの調査でも回答傾向に大きな変化は認められない。自分だけ反対しても仕方がないと「思わない」割合は回答者全体のおおよそ 4~5 割程度あるが、他方、「どちらともいえない」とする割合もおよそ4分の1を占めて変わらない。

表 1-12-4 同和問題についての意見 反対しても仕方がない

「差別することはいけないことだと思うが、周囲の人が差別している ので、自分だけ反対しても仕方がない」という意見	1985	1990	1995
そう思う	13.3	17.0	15.7
そうは思わない	49.4	43.2	46.7
どちらともいえない	23.6	26.1	25.5
無回答	13.7	13.7	12.1
回答母数	3395	3958	3814

5)「同和地区や同和地区の住民だけに、特別な対策をすること自体が差別だ」という意見について

いずれの調査でも回答傾向に大きな変化は認められない。いずれの調査年も「特別な対策をすること自体が差別だ」とする割合が回答者全体の5割を越えており、この間の同和対策事業に関する周知、啓発内容について、再度、詳しく検証する必要性が指摘できる。

表 1-12-5 同和問題についての意見 特別対策は差別

「同和地区や同和地区の住民だけに、特別な対策をすること自体が差 別だ」という意見	1985	1990	1995
そう思う	55.2	55.1	55.1
そうは思わない	14.8	13.9	13.7
どちらともいえない	19.9	19.4	21.3
無回答	10.0	11.6	9.9
回答母数	3395	3958	3814

6)「同和地区の人について、とくに意識することはないが、結婚だけは別だ」という意見に ついて

いずれの調査でも回答傾向に大きな変化は認められない。「結婚だけは別だ」と回答する割合とともに、「どちらともいえない」と回答する割合の多さが目立つ。明確に反対も賛成もせず、判断を停止するのはなぜだろうか。回答者にとって、自分自身との直接の関係が見えにくい問題ともいえるが、そのような府民意識のありさまが、具体的な結婚差別の発生を支えているとの認識が必要であろう。当時の啓発の内容と効果について、再度の検証が望まれる。

表 1-12-6 同和問題についての意見 結婚だけは別

「同和地区の人について、とくに意識することはないが、結婚だけは 別だ」という意見	1985	1990	1995
そう思う	22.0	30.8	27.1
そうは思わない	31.6	24.2	29.3
どちらともいえない	34.8	32.9	32.9
無回答	11.6	12.0	10.7
	3395	3958	3814

3-12 "部落差別"が話題となったとき

"部落差別"が話題となったときの対応については、1990年調査、1995年調査、2000年調査、2005年調査に設問がある。各調査ごとに設問や選択肢に変更はあるが、それらを留意の上、暫定的に比較可能な部分もあるので、全体を示しコメントを付す。

1)1990年調査、1995年調査

もっとも大きな変化は「その話題に同調して、自分の考えていることをいう(と思う)」割合の減少(1990年28.9%→1995年18.2%)である。他方、「ほかの話題に変えるよう努力する(と思う)」割合はやや増加(1990年13.3%→1995年21.3%)している。

表 1-13-1 "部落差別"が話題となったとき 1990、1995

<u> </u>		
友だちなど、親しい人と話をしている場合、「同和地区」の人に対する"差別"		
にかかわるようなことが話題となったときに、あなたはどうされますか。あな	1990	1995
たのお気持ちにいちばん近い答え一つにレ点をおつけください。		
差別にかかわることを指摘して、差別について話し合う(と思う)	17.0	20.1
ほかの話題に変えるよう努力する(と思う)	13.3	21.3
その話題からはなれるために、席をはずしてしまう(と思う)	2.3	_
その話題に同調して、自分の考えていることをいう(と思う)	28.9	18.2
とくに何もせず黙っている(と思う)	26.7	27.4
その他(具体的に)	2.2	2.8
無回答	9.6	10.1
回答母数	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1990 年調査のもの。1995 年調査では設問の変更、選択肢の削除があった。1995 年調査、設問「友だちなど、親しい人と話をしている場合、「同和地区」の人に対する差別的な発言があったときに、あなたはどうされますか。あなたのお気持ちにいちばん近い答え一つにレ印をおつけください。」、選択肢「その話題からはなれるために、席をはずしてしまう(と思う)」が削除。

2) 2000年調査、2005年調査

設問、選択肢は両調査に共通である。両年間に顕著な変化は認められないが、1990年調査、1995年調査と異なる点について述べる。2000年調査からはあらたに「おもて向きは話を合わせるが、何とか差別はいけないことを伝える(と思う)」という項目が設けられたため、これに回答する割合が多くなり、回答者全体の3割程度を占めている。他方、「何もせずに黙っている(と思う)」割合に大きな変化はなく、回答者全体の2割程度となっている。

表 1-13-2 "部落差別"が話題となったとき 2000、2005

学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはどういった態度をとりますか、または、とると思いますか。	2000	2005	
差別的な発言であることを指摘して、差別について話し合う(と思う)	18.7	14.6	
おもて向きは話を合わせるが、何とか差別はいけないことを伝える(と思う)	32.5	31.9	
おもて向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう(と思う)	4.5	2.9	
ほかの話題に変えるよう努力する(と思う)	15.0	18.2	
何もせずに黙っている(と思う)	19.2	22.8	
その他(具体的に)	3.3	3.1	
無回答	6.7	6.4	
	5568	3675	

3-13 差別について

差別についての考え方は、1980年調査、1985年調査、1990年調査、1995年調査に設問がある。各調査ごとに示される事例は大きく異なるため、4回の調査いずれでも把握されている一項目のみについて分析する。

はっきりとした変化は認められず、「差別だと思う」割合が回答者全体の 4 割に達する一方で、「差別とはいえない」が 2 割、「いちがいにはいえない」が 3 割を占めている。この間の啓発内容にも照らして、今日的観点からの重点的な見直しが必要である。

表 1-14 差別について

A さんは、ある町で、手頃な家を見つけたので買おうとしました。ところが、その町には、"差別"をうけている地区(「同和地区」)があり、新しい家は、その「同和地区」と同じ通学区域(校区)にあることがわかりました。そこで、子どものあるA さんは、その家を買うことをみあわせました。このような A さんの態度について、あなたはどうお考えでしょうか?	1980	1985	1990	1995
「同和地区」の子どもと同じ学校に通わせたくないとする A さんの態度は差別だと思う	45.8	47.4	42.5	42.3
子どものことを考えてやめたのだから差別とはいえないと思う	21.5	18.1	24.2	21.4
いちがいにはいえない	28.0	30.7	28.5	30.6
無回答	4.7	3.8	4.8	5.7
回答母数	3883	3395	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1980 年調査のもの。1985 年調査以降の設問は次のとおり。1985 年調査、設問「ある人が、ある町で手ごろな家を見つけたので買おうとしました。ところがその町には、"差別"をうけている地区(同和地区)があり、新しい家は、その同和地区と同じ通学区域(校区)にあることがわかったので、子どものあるその人は、その家を買うことをみあわせました。このような態度について、あなたはどうお考えですか?」、選択肢は 1980 年調査に同じ。1990 年調査、1995 年調査は「ある人」が「Eさん」に変更されている他は、1985 年調査に同じである。

3-14 「同和対策審議会答申」の認知状況

「同和対策審議会答申」の認知状況については、1980年調査、1990年調査、1995年調査に設問がある。「知らない」とする回答はいずれもおおよそ 40%~50%に達しており、ごくわずかではあるが、その割合は増加している。

表 1-15 「同和対策審議会答申」の認知状況

ところで、「同和問題」の解決をはかるために、昭和 40 年 8 月に、			
同和対策審議会が、国に対して「答申」を出していますが、あなたは、	1980	1990	1995
このことをご存知でしょうか?			
	4.5	3.9	3.0
答申が出たことを知っているし、内容もすこしは知っている	14.6	11.8	10.8
答申が出たことは知っているが、内容は知らない	32.4	31.6	32.0
答申が出たことは知らない	42.3	47.7	48.2
無回答	6.2	5.1	6.1
回答母数	3883	3958	3814

※表中の設問、選択肢は 1980 年調査のもの。1990 年調査以降の設問は次のとおり。1990 年調査、設問「ところで、「同和問題」の解決をはかるために、1965 (昭和 40) 年 8 月に同和対策審議会が、国に対して「答

申」を出してから、今年で 25 年になりますが、あなたは、「同和対策審議会答申」をご存知ですか。」。1995年調査では 1990 年調査の「25 年」が「30 年」に改変されている。

3-15 「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の認知状況

「条例」の認知状況については、1985年調査、1990年調査、1995年調査に設問がある。 どの調査時点でも「条例が制定されたことは知らない」との回答が最も多くなっているが、 年を追って漸減し、1995年調査では 51.3%である。これに対して、条例の制定を知っている という回答はわずかながらも増加し、1995年調査では合計で 40.8%となっている。

表 1-16 「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の認知状況

大阪府では、今年の 10 月から、部落差別を規制する条例が施行されますが、あなたは、こうした条例が制定されたことをご存じですか?	1985	1990	1995
条例が制定されたことを知っているし、内容もよく知っている	2.7	2.7	2.5
条例が制定されたことを知っているし、内容もすこしは知っている	10.5	12.4	12.1
条例が制定されたことは知っているが、内容は知らない	22.5	25.5	26.2
条例が制定されたことは知らない	61.3	53.2	51.3
無回答	2.9	6.3	7.9
	3395	3958	3814

※表中の設問は 1985 年調査のもの。1990 年調査、1995 年調査の設問は次のとおり。1990 年調査、設問『部落差別"につながる調査等を規制する条例が、1985 (昭和 60) 年に大阪府で施行されてから 5 年たちましたが、あなたは、この条例をご存知ですか。」。1995 年調査では 1990 年調査の「5 年」が「10 年」に改変されている。なお選択肢は 1985 年調査、1990 年調査、1995 年調査とも同じである。

4 府民意識調査から見る啓発課題

府民意識の変化は次のようにまとめることができる。

同和問題の認知時期は、おおむね早くなっている。背景には学校における同和教育の展開、 充実があると考えられるが、他方、家族からはじめて聞く割合に大幅な減少はない。また、同 和教育の認知、学習経験は大きく増加しているのに、その必要性に対する賛意には変化が少な い。同和教育に関する周知、その内容の見直しなどが今後も強く求められると言えるだろう。

部落のイメージは、全体として、積極的なものから消極的なものへの変化が認められる。その背景について、継続して調査研究が進められなければならない。

問題である実態的差別について問うと、職業をめぐるものを挙げる割合は大幅に減少している。職業差別に対する啓発活動の成果ということができる。他方で、結婚をめぐる問題を挙げる割合はわずかしか減少していない。今後とも重点的な啓発課題である。また、これに同和地区の人を意識する場合を重ね合わせてみると、住環境などが改善、整備されたにもかかわらず、人々の忌避意識に決定的な変化がないありさまをみてとることができる。逆にいえば、近年になるほど啓発の担うべきところは大きくなっている。

では、啓発活動に接した経験は、どのように変化してきたか。1995年までの傾向としては、 全体的な経験の減少が確認された。物理的な環境改善がすすんだり、就労上の困難が少なくな り、啓発活動も消極的なものになったのだろうか。それとも、人々の印象に残りにくくなった のだろうか。一方で状況は進展し、もう一方では後退している、という現実がある。

前段のような状況にもかかわらず、部落差別をなくすための方法として「人権を大切にする

教育活動、啓発活動」を挙げる割合は、1995年調査以前は全体の4分の1を占めて変わらず、2000年調査以降では60%を上回って高い数値を示している。啓発活動に対する承認や期待とその実施・見聞状況とは、必ずしもかみ合っていない。

同和問題についての意見では、各調査時点の回答傾向に明確な変化が見られない事実に注目すべきであろう。1985年調査から 1995年調査までの間、つねに 4 割以上の人々が差別に「心からの怒りを感じる」と答え、また同和問題を「自分とは関係がない」と「思わない」すなわち自分自身にも関係がある問題だと考える人々はつねに 5 割を上回っている。にもかかわらず、部落差別をなくすために「真剣にとりくみたい」と回答する割合はいずれの調査年でも 3 割に達せず、さまざまな特別対策はそれ自体が「差別だ」との声は 5 割を越えている。これらの数値から当時の啓発活動についてみれば、同和問題への取り組みの方途、アイデアを提供したり、あるいは進行中の具体的な取り組み(施策など)についてその意義を明確に説くような啓発プログラムが不十分であったか、有効に機能していなかった可能性も考えられる。

最後に、手頃な家を見つけたがそこが同和地区であったために買うのをみあわせた、という 事例に対する反応について述べる。この設問は、場面の仮定にもとづいている。回答者はあく まで、仮の事象に対して判断すればよい。にもかかわらず、いずれの調査年においても「差別 とはいえない」「いちがいにはいえない」とする回答がおおよそ 5 割を占めている。自分には 何らの関係もない、想定されたできごとでさえも、その差別を肯定、黙認する傾向がきわめて 強い。このような状況下にあったのでは、実際に家の購入をめぐる差別が起こったり、同和地 区を忌避する発言や態度にであった場合、それを黙認したり、同調したりする可能性はいっそ う強まるだろう。府民の「ほんね」がよく表れている調査結果ではあるが、それだけに、啓発 活動の全体的な再構成の必要性をはっきりと示すものでもある。

第2章 大阪市人権意識調査結果から見る市民意識の変化と啓発課題 _{竹村一夫}

はじめに

本章では、大阪市民を対象とした市民意識調査の報告書を用いて、市民意識の変遷をたどり、 若干の考察をくわえる。大阪市においては、手元にある資料では過去8回にわたり意識調査が 実施されている。そのうち、4回程度継続して実施されている項目を分析の対象とした。

1 実施された意識調査

本章で用いる報告書は、表 2-1 の通りである。

表 2-1 本章で用いる報告書と調査の概要

調査 主体	報告書名	調査実施 年月	調査対象者	有効 回収率	発行年
大阪市	同和問題に関する 意識調査	1968年9月	大阪市の 20 才〜59 才の有 権者 1,000 人	76.3%	1968年
大阪市	同和問題に関する 意識調査	1969 年 11 月	大阪市の 20 才~59 才の有 権者 1,000人	65.7%	1970年
大阪市	大阪市民の「同和問題」に関する意識調 査報告書	1979年5月 ~7月	大阪市の 20~69 歳までの 有権者(「同和地区」関係住 民を除く) 5,000 人	55.1%	1979年
大阪市	大阪市民の人権問 題に関する意識調 査報告書	1985年8月 ~10月	大阪市に居住している有権者(地域改善対策特別措置法の「対象地域」に居住している有権者を除く)4,000人	44.3%	1986年
大阪市	大阪市民の人権問 題に関する意識調 査報告書	1990年9月 ~11月	大阪市に居住している有権 (ただし、旧地域改善対策特 別措置法の「対象地域」の有 権者を除く) 5,000 人	55.7%	1991年
大阪市	大阪市民の人権問 題に関する意識調 査報告書	1995年6月 ~9月	大阪市に居住している有権者(ただし、旧「地域改善対策特別措置法」の対象地域の有権者を除く)5,000人	51.7%	1995年
大阪市	同和問題の解決に 向けた実態等調査 報告書	2000年5月 ~6月	同和対策事業を実施してい る地域を除く満 15 歳以上の 大阪市民 5,000 人	50.7%	2001年
大阪市	人権問題に関する 市民意識調査報告 書	2005年8月~10月	大阪市内に居住している満 20 歳 以 上 の 男 女 個 人 3,000 人	51.0%	2006年

上記のような8回の大阪市民を対象とした調査が実施されているが、1968年と1969年の調査は調査時期が接近している点、多くの項目が同一である点を考慮し、また、有効回収率が高

いことから1968年調査のみを分析の対象とした。

質問項目については、1968年調査は、先駆的な調査であり、それ以降の調査とは調査項目や設問が大きく異なり、現在からみると少々疑問に感じるような項目も存在する。しかしながら、1968年という早い時期に標本調査が実施されていることは重要である。それ以降の調査と比較できる項目はそれほどないが、比較可能な場合は貴重なデータである。

1979年以降、1985年、1990年、1995年の4回の調査については同和問題を中心に多くの項目が取り上げられており、同和問題に関する市民を対象とした意識調査の典型的なものの一つと考えることができる。2000年の調査で、調査項目が大きく見直されており、それまでの調査とは一部を除いて、異なった調査となっている。2005年の調査は2000年の調査との継続性を考慮した上で、調査項目や設問の見直しが行われている。それとともに、同和問題以外の人権問題に関する項目が、取り入れられているが、本章では同和問題に関する項目のみについて扱うこととする。

2 継続的に調査されている主な質問項目

本章で取り上げるのは22項目である。2000年調査で質問項目が大幅に見直されているため、一貫して変化を比べられる項目は多くない。また、同様の項目であっても設問の仕方や選択肢には違いが見られることも多いことには注意する必要がある。

ほとんど変化がない項目は、同和問題の認知時期「では、"差別"をうけている地区(「部落」があることをはじめて知ったのはどういうことからですか?」、同和対策審議会答申の認知状況「ところで、「同和問題」の解決を図るために、1965(昭和 40)年 8 月に、同和対策審議会が、国に対して「答申」を出してから、今年で 25 年になりますが、あなたは、「同和対策審議会答申」をご存知ですか。」土地差別に対する評価「ある人が、ある町で手ごろな家を見つけたので買おうとしました。ところがその町には、"差別"をうけている地区(同和地区)があり、新しい家は、その同和地区と同じ通学区域(校区)にあることがわかったので、子どものあるその人は、その家を買うことをみあわせました。このような態度について、あなたはどうお考えですか?」、差別的な発言に対する態度「学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはどういった態度をとりますか。または、とると思いますか。」の4つである。

一方、同和問題の認知経路「では、"差別"をうけている地区「部落」があることをはじめて知ったのはどういうことからですか?」、学校での同和教育の経験「小学校、中学校をはじめ、学校で「同和問題」についての学習をしていますが、あなたご自身は、学校で「同和問題」の学習をされましたか。あてはまるもの全部に、>印をおつけください。」、同和地区の生活実態において問題である点"差別"をうけている地区(同和地区)の生活実態には、"差別"の結果、いろいろな問題があります。こうした問題を解決するためにいろいろな事業(同和対策事業)が行われてきましたが、あなたが、今後とも、"なんとかしなければならない"とか、"問題である"とお考えのもの、全部に>印をおつけください。」などについては、ある程度注意が必要ではあるものの、変化を確認することができる。

次節では、これらの項目における変化の概要をみていくことにする。

3 変化の概要

3-1 同和問題の認知時期

同和問題の認知時期については、最も古い 1968 年の調査でも設問や選択肢は異なるもののたずねられており、長期にわたる変化をみることができる。その後、1979 年、1985 年、1990年、1995年の各調査で設問があり、一部の文言に変更がみられるものの、比較に特段の支障はないと考えられる。

1968 年段階ではほぼ半数が「小学校卒業まで」に知ったと回答しており、この比率はその後の調査よりも大きいものとなっている。1979 年から 1995 年にかけては、小学校入学以前に知ったという回答の割合はさほど変化がなく、「小学校のころ」知ったという回答が 1979 年の31.9%から 1995 年の 40.4%に増加している。これは小学校で同和教育を受けた世代が増加してきたことによるものと考えられる。1968 年の数値が高くなっていることについては、以前はそれだけ人々の会話の中に登場したことなどが考えられるが、確かなことはわからない。

表 2-2 同和問題の認知時期

ところで、あなたは、日本の社会に、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」とかいわれて、"差別"をうけている地区があることを、はじめて知ったのは、いつ頃のことでしょうか?	1968	1979	1985	1990	1995
		4.3	5.1	4.6	4.1
小学校のころ(6才~12才未満)	52.3	31.9	35.2	37.3	40.4
新制中学生(高等小学生)のころ(12 才~15 才未満)	17.4	21.8	19.3	18.7	18.7
新制高校生(旧制中等学校の生徒)のころ(15 才~18 才未満)	4.1	12.1	9.2	10.0	8.6
18才~19才のころ	0.3	6.1	6.4	5.5	4.8
20 才以降	13.5	7.3	8.6	9.8	7.9
おぼえていない	_	7.8	10.1	10.2	10.3
「同和地区」のことはよく知らない	_	7.3	5.1	2.9	3.6
無回答	12.6	1.4	1.0	1.0	1.6
	763	2756	1771	2784	2583

※表中の設問および選択肢は 1990 年のものである。1968 年は設問および選択肢が異なる。しかしながら、意味的におおよその比較が可能であると考えられるため、表中に記載してある。具体的な設問および選択肢は以下の通りである。1968 年:まず、あなたは「未解放部落」とか「同和地区」とか呼ばれて差別されている地区のあるのをお知りになったのは、いつごろですか? 1 小学校卒業まで 2 中学校卒業まで 3 高校卒業まで 4 大学卒業まで 5 社会に出てから 0 わすれた 1979 年 8.「部落」のことはよく知らない1985 年:ところで、あなたは、日本の社会に、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」とかいわれて、"差別"をうけている地区があることを、はじめて知ったのは、いつ頃のことでしょうか? 8. 同和地区のことは知らなかった 1995 年は 1990 年と同じである。

3-2 同和問題の認知経路

同和問題の認知経路については、1979 年、1985 年、1990 年、1995 年、2005 年の 5 回の調査で設問があり、1985 年調査では学校の「授業」ではなく「同和教育」の文言が入り、1995 年調査では設問から"差別"をうけている」という表現が削除されている。ここまでの 4 回の調査については、一部の文言が変更されたのみであり、比較することに問題はないと考えられる。2005 年調査では、同和問題を知っている人にだけたずねる枝問になっているため、「同和

地区のことは知らない」という選択肢がなくなっている。また、「初めて知った」ときのことを たずねているのでどの年度も単一回答の設問になっているが、2005年は複数の選択肢を選ん だ回答者が28.9%いたようである。これは表からは除外されている。

上記の点を考慮に入れるとしても、ほぼ 25 年間の変化としては、同和問題について初めて知ったのは学校の授業だったという回答の割合が増加していること(1979 年 $8.6\% \rightarrow 1995$ 年 $21.8\% \rightarrow 2005$ 年 23.3%)、および「父母や家族から聞いた」という回答割合が減少していること(1979 年 $29.1\% \rightarrow 1995$ 年 $24.2\% \rightarrow 2005$ 年 18.2%)をあげることができる。また、同じく「学校の友だちからきいた」という回答も 1979 年 13.9%、1995 年 10.5%、2005 年 3.7% と減少している。この背景には。認知時期と同様、学校での同和教育が積極的に展開されるようになり、それを受けた世代が増加するとともに、家庭内や友だち間のやりとりから同和問題に初めて触れる、ということが少なくなってきていることがあるのではないかと推測される。

表 2-3 同和問題の認知経路

では、"差別"をうけている地区(「部落」があるこ					
とをはじめて知ったのはどういうことからです	1979	1985	1990	1995	2005
か?					
1.父母や家族からきいた	29.1	25.6	24.4	24.2	18.2
2. 近所の人からきいた。	6.3	7.6	5.5	5.1	2.5
3.学校の友だちからきいた	13.9	13.4	12.6	10.5	3.7
4. 職場の人からきいた	4.9	5.0	4.8	4.1	3.3
5. 学校の授業で教わった	8.6	11.6	16.4	21.8	23.3
6. 講演会、研修会などできいた	1.0	1.4	1.4	1.5	1.1
7. 府県、市町村の広報紙でよんだ	3.3	3.2	3.1	2.7	1.2
8.テレビ、新聞、雑誌、書籍などで知った	8.1	9.2	7.9	6.8	5.6
9.近くに「同和地区」があった	10.8	7.3	7.8	8.2	6.0
0.その他(具体的におかきください:	0.3	2.1	1.8	1.0	1.6
X. おぼえていない	6.9	8.8	9.4	9.0	4.0
Y. 「同和地区」のことはよく知らない	6.7	3.2	2.6	3.1	_
Z. 無回答	0.7	1.5	2.4	2.1	0.6
	2756	1771	2784	2583	1410

※表中の設問および選択肢は 1990 年のもの。それ以外の年の設問および選択肢もほぼ同一である。1979 年の選択肢では、「よく知らない」と「無回答」が一括されている。1985 年:では、"差別"をうけている地区 (「同和地区」) があることをはじめて知ったのはどういうことからですか? 5. 学校の同和教育の授業で教わった Y. 同和地区のことは知らない 1995 年:では、「同和地区」があることをはじめて知ったのはどういうことからですか? 2005 年:そのことをはじめて知ったのはどういうことからですか。 同和問題を知っている人にだけたずねる枝間になっているため、「同和地区のことは知らない」という選択肢がなくなっている。また、複数回答者 28.9%が除外されている。

3-3 同和地区の起源

同和地区の起源については、1979年調査、1985年調査、1990年調査、1995年調査でたず ねられている。1979年の選択肢には「落武者起源説」が含まれており、単純に比較はできな いが、起源の認識に関しておおよその比較はできると考えられる。

1979年から 1995年まで、およそ 15年間で、最も大きく変化したのは同和地区の起源を「『同和地区』の人は、特定の職業に従事していたからという説」と考えるという回答であった (1979年 37.8% \rightarrow 1995年 20.9%)。また、これと同じくらい変化が大きかったのは、「『同和地区』

は、江戸時代の支配者によって政治的につくられた」という政治起源説であった(1979 年 $27.9\% \rightarrow 1995$ 年 42.9%)。人種起源説や宗教起源説は、1979 年段階ですでにかなり少なかったが、これらの認識も 15 年間で減少している。

この時期は、同和教育や社会啓発において、政治起源説が「正解」として教えられていた時期であり、その成果と考えることができるであろう。しかし、1985年、1990年および 1995年の調査結果において、「わからない」という回答が 4 分の 1 を占めており、その比率に大きな違いがないことには、注意を促しておきたい。

表 2-4 同和地区の起源

ところで、"差別"をうけている地区(「同和地区」)は、どういう理由でできたとお考えでしょうか? いちばん正しいと思う	1979	1985	1990	1995
_ものに∨印をおつけください。(同和地区の起源)				
人種起源説(「同和地区」の人は、人種や民族がちがうという 説)	9.5	9.3	4.9	6.3
宗教起源説(「同和地区」の人は、神道や仏教で禁じられていることをしたからという説)	3.0	1.8	1.0	1.0
職業起源説(「同和地区」の人は、特定の職業に従事していたからという説)	37.8	27.3	21.4	20.9
政治起源説 (「同和地区」は、江戸時代の支配者によって政治的につくられたという説)	27.9	34.2	41.8	42.9
その他	0.5	0.7	1.5	0.6
わからない	16.7	24.4	25.8	24.2
無回答	4.6	2.4	3.6	4.0
回答母数	2756	1771	2784	2583

※表中の設問および選択肢は 1985 年のもの。それ以外の年の設問および選択肢は若干異なっている。1979 年の選択肢には「落武者起源説」8.4%が含まれており、単純に比較はできない。

1979年:「差別」をうけている地区(「部落」)の起源についてはいろいろの説がありますが、あなたのお考えにいちばん近いものに印をおつけください。4. 落武者起源説(「部落」の人は、戦争で敗けたもの(落武者)の子孫という説)

1990年:ところで、"差別"をうけている地区(「同和地区」)は、どういう理由でできたとお考えですか。いちばん正しいと思うものに\中をおつけください。1.「同和地区」の人は、人称や民族がちがうから 2.「同和地区」の人は、神道や仏教で禁じられていることをしたから 3.「同和地区」の人は、特定の職業に従事していたから 4.「同和地区」は、江戸時代の支配者によって政治的につくられたから 5. その他 6. わからない

1995年:また、「同和地区」は、どういう理由でできたとお考えですか。あなたのお考えにいちばん近いもの一つに印をおつけください。選択肢は 1990年と同じ。

3-4 学校での同和教育の経験

学校での同和教育の経験については、1985 年以降 5 年おきに、1990 年、1995 年、2000 年、2005 年と計 5 回の調査で設問があり、比較的継続的に調べられている。しかし、設問や選択肢に関しては毎回改変が加えられており、完全に同じ設問はないが、1995 年までの設問はほぼ同一であると判断して差し支えない。2000 年、2005 年調査では、職場や地域での学習活動も含めてたずねており、学校での同和教育経験に限定した設問ではないが、多重回答であるため、比較に大きな支障はないと考えられる。

1985年から20年間の変化としては、小学校や中学校で学習した経験のある人が増加してい

ることが、まずあげられる。小学校で同和教育の経験がある人は、1985年の12.0%から2005年の31.0%へとほぼ2.5倍に増加し、中学校での経験がある人もほぼ2倍に増加している(1985年13.8%→2005年27.0%)。これに対して、高等学校での学習経験は、1985年から1990年では7.8%から12.1%に増加しているものの、それ以降はほとんど変化がない。大学での学習経験をもつ人は少ないままである。大学に関しては、進学率の影響や教育・学習内容の違いはあるとしても、それ以下の学校での比率と比較して低く、大学では同和問題の学習があまり展開されてきていないことがわかる。

また、2000年以降は不明であるが、1985年、1990年、1995年と「学校で『同和教育』の学習をしたことはない」という回答が、かなり減少し続けている。学校での同和教育が積極的に展開されてから学校を卒業した人が多くなってくるにつれて、全体として学習経験のない人が少なくなってきていることによるものと考えられる。

各年齢層に応じた課題があることや同和問題以外の人権問題に関する状況も考えると、高等 教育においてより積極的な人権・同和教育が進められるべきであろう。

表 2-5 同和教育の経験

21 = 1 1318 3013 1 4 = 300					
小学校、中学校をはじめ、学校で「同和問題」についての学習をしていますが、あなたご自身は、学校で「同和問題」の学習をされましたか。あてはまるもの全部に、印をおつけください。 (学校での学習経験)	1985	1990	1995	2000	2005
	12.0	17.7	32.4	26.5	31.0
2. 中学校で学習した	13.8	19.4	32.4	23.1	27.0
3. 高等学校で学習した	7.8	12.1	12.0	12.5	12.3
4. 短期大学・高等専門学校で学習した	3.2	1.1	1 1	_	_
5. 大学で学習した	3.2	2.9	4.4	2.8	3.3
6. 専修学校・各種学校などで学習した	_	0.4	_	_	_
7. 学校で「同和問題」の学習をしたことはない	66.6	53.4	48.2	_	_
Z. 無回答	10.9	13.0	12.4	3.1	3.3
回答母数	1771	2784	2583	2534	1531

※表中の設問および選択肢は 1990 年のものである。1985 年および 1995 年の設問は多重回答である点も含めて、内容としては同じと判断してよい。2000 年調査では職場や地域での学習活動も含めてたずねており、設問・選択肢ともに異なるが、多重回答であるため、そのうち学校教育の部分だけを示している。各年の詳細は以下のとおり。

1985年: あなたご自身は、学校での同和教育の授業をうけられましたか? うけられたもの全部に\印をおつけください。[同和教育をうけた経験] 1. 小学校でうけた 2. 中学校でうけた 3. 高校でうけた 4. 短期大学・大学でうけた 5. 学校で同和教育の授業をうけたことはない

1995 年: 設問は同じ。1. 小・中学校で学習した 3. 短期大学・高等専門学校・大学で学習した

2000 年: あなたは、学校、職場及び地域で、同和問題についての学習を受けたことがありますか。 (M.A.) 1 小学校で受けた 2 中学校で受けた 3 高校で受けた 4 大学で受けた 5 一般市民対象の講座などで受けた 6 職場での研修で受けた 7 その他 8 はっきりおぼえていない 9 受けたことはない

2005 年: 設問は 2000 年と同じ。選択肢は 5 と 7 が異なる。5. 市民対象の講座などで受けた 7. PTA や民間団体が主催する研修で受けた

3-5 同和教育の必要性

高等学校以下の学校での同和教育の必要性については、1979年、1985年、1990年、1995年の4回の調査で設問がある。設問や選択肢に関してもほぼ同一である。

1985年から20年間の変化としては、同和教育は「ぜひともやるべきだ」という意見が1985年に一旦減少した後、1995年で再び増加し1979年の水準に戻っている。これとは反対に、「むしろやらない方がよいと思う」という回答は1985年に増加し、1995年に減少している。同和教育の必要性を感じる人が一旦減少しつつあったのが、再び増加してきていたという状況であり、その後の変化が気になるところである。

また、4回の調査を通じて、「『同和教育』のことをよく知らないから、わからない」という回答が最も多かった。1995年の段階では、まだ同和教育を受けたことはないという回答が半数弱あったことから考えるとそれほど多いわけではないのかもしれないが、同和教育の意義について、広く市民に伝えきれなかった側面があるのではなかろうか。実際に同和教育を受けたことはなくとも、子や孫が同和教育を受けてきたときに、親や祖父母がそれに対してどのような姿勢をみせるかで、その効果に大きな差が出ることが予想される。学校での同和教育が積極的に進められるだけではなく、広く市民に同和教育の内容と意義が伝わるように意識されなければならないだろう。

表 2-6 同和教育の必要性

小・中・高校での「同和教育」について、あなたのお考えに 近いものに∨印をおつけください。〔「同和教育」の必要性〕	1979	1985	1990	1995
1. 「同和教育」はぜひともやるべきだと思う	25.3	19.3	19.1	25.6
2. 「同和教育」はやるべきだと思うが、現在のすすめ方には問題があると思う	10.8	7.7	8.9	12.7
3. 「同和教育」は必要とは思わない	7.2	8.9	9.4	8.2
4.「同和教育」は、むしろやらない方がよいと思う	13.8	19.6	20.7	15.3
5. 「同和教育」のことをよく知らないから、わからない	25.8	36.1	33.0	27.5
Z. 無回答	16.4	8.2	8.9	10.6
回答母数	2756	1771	2784	2583

※表中の設問および選択肢は 1990 年のものである。1979 年、1985 年調査では、選択肢 2 とともに(→問題 と思うことを具体的にお示しください:)という欄が設けられている。

1995年:学校での「同和教育」について、あなたのお考えに近いものに\印をおつけください。

3-6 友人・知人の状況

同和地区の人とのつきあいの状況はどうであろうか。これについては、1985 年の調査を除く、全6回の調査でたずねられている。1968 年、1979 年、2000 年、2005 年の各調査では、つきあいの有無(程度)について直接たずねているが、1990 年と1995 年の調査には、直接たずねている設問はない。しかし、次節で取り上げる同和地区の人との具体的なつきあい方をたずねた設問に、「とくにつきあっている『同和地区』の人はいない」という選択肢があるので、それをつきあいが「ない」として扱うことにし、全体からこれと無回答を除いた割合を「ある」として算出した。つきあっている人がいるかいないかということでは、十分比較可能であると思われる。

表からわかるように、やや「ある」という回答が減少しており(1968 年 27.9% \rightarrow 2005 年 23.8%)、「ない」という回答が増加している(1968 年 60.6% \rightarrow 2005 年 69.0%)。2000 年や 2005 年では無回答の比率が低いことを勘案すると、この「ない」の増加は無回答の減少によってもたらされたとも考えられる。結論的にいえば、友人・知人の状況としては、1968 年から 2005 年までほぼ 40 年間で大きくは変化していない。

表 2-7 友人・知人の状況

あなたご自身、同和地区に住んでいる人と のつきあいはありますか。	1968	1979	1990	1995	2000	2005
	27.9	29.6	27.2	23.8	22.7	23.8
2. ない	60.6	51.2	61.8	63.0	74.2	69.0
3. 無回答	11.5	19.3	11.0	13.2	3.2	7.2
回答母数	763	2756	2784	2583	2534	1531

※表中の設問および選択肢は 2000 年のもの。全く同一の設問および選択肢は 2005 年のみで、その他の年度 は、同和地区住民とのつきあいに関する設問より計算し作成してある。それぞれの年度の設問および選択肢は 次のとおり。

1968年:あなたは、部落出身のかたと、交際されたことがありますか? 1 ある 2 ない 0 わすれた 1979年:「部落」出身の人との関係はいかがですか? 1. 親しくつきあっている「部落」の人がいる 2. 親しいというほどではないが、つきあっている「部落」の人がいる 3. 「部落」の人とはつきあっていない 1 と 2 を合わせてつきあいが「ある」とした。

1990年:あなたの「同和地区」の人とのつきあいは、いかがですか。あてはまるもの全部に印をおつけください。〔「同和地区」の人とのつきあい〕1. 近所づきあいをしている人がいる 2. 自治会、婦人会、. PTA などのメンバーとしてつきあっている人がいる 3. 同じ職場などでいっしょに仕事をしている人がいる 4. 仕事の関係でつきあっている人がいる 5. 民謡、民踊、囲碁、将棋、料理などの趣味の会や講習会などでいっしょに習っている人がいる 6. 盆踊りやまつり、スポーツなどをいっしょにしている人がいる 7. その他(具体的に: 8. とくにつきあっている「同和地区」の人はいない 8 の「いない」を「ない」にし、全体からこれと無回答を除いた割合を「ある」とした。

1995年:1990年とほぼ同一であるが、選択肢に、7. 学校時代からつきあっている友人がいる が追加されており、8. その他(具体的に: 9. とくにつきあっている「同和地区」の人はいない となっている。9 の「いない」を「ない」にし、全体からこれと無回答を除いた割合を「ある」とした。

2005 年: あなたご自身、同和地区に住んでいる人とつきあいはありますか。(\bigcirc は 1 つ) 選択肢は 2000 年と同じである。

3-7 同和地区の人とのつきあい方

同和地区の人とつきあっているかどうかだけでなく、具体的にどのような形でつきあいがあるのかについて、1990年、1995年、2000年、2005年、都合4回の調査でたずねている。1995年から「学校時代からつきあっている友人がいる」という選択肢が追加され、2005年には仕事関係のたずね方が、一つにまとめられた。また、選択肢の文言についても一部変化がみられるが、基本的に同一の設問であり比較は可能である。

いずれのつきあい方についても、10%を超えるものはなく、つきあいのある人はどの年度も少ない。また、1990年から 2005年にかけて、全体的に減少傾向である。その中では、「学校時代からつきあっている友人がいる」という回答は、少ないとはいえ唯一増加傾向にある。これは、学生時代の友人が同和地区出身であることを理解し、つきあい続ける人がわずかではあるが増加してきていることを示しており、どこまでが同和教育や啓発活動の成果か判断できないが、望ましい変化ではなかろうか。

表 2-8 同和地区の人とのつきあい方

あなたの「同和地区」の人とのつきあいは、いかがですか。 あてはまるもの全部に印をおつけください。〔「同和地区」 の人とのつきあい〕	1990	1995	2000	2005
	6.5	6.4	4.7	4.9
2. 自治会、婦人会、PTA などのメンバーとしてつきあっている人がいる	2.9	2.2	2.4	1.9
3. 同じ職場などでいっしょに仕事をしている人がいる4. 仕事の関係でつきあっている人がいる	6.6 7.5	6.0 6.9	5.5 7.0	8.0
5. 民謡、民踊、囲碁、将棋、料理などの趣味の会や講習会などでいっしょに習っている人がいる	1.8	1.7	1.7	0.9
6. 盆踊りやまつり、スポーツなどをいっしょにしている人がいる	3.4	2.4	2.3	2.9
7. 学校時代からつきあっている友人がいる	_	7.2	8.0	8.9
8. その他(具体的に)	9.0	1.7	2.8	2.4
回答母数	2784	2583	2534	1531

※表中の設問および選択肢は1995年のものである。すべて多重回答の設問のため、合計は100%にならない。また、1990年と1995年の設問には「つきあっている人はいない」という選択肢が含まれているが、ここでは具体的なつきあい方の変化のみを比較するため省略してある。同じ理由で、無回答も示していない。2000年と2005年は、つきあいのある人だけを対象とした枝問である。そのため、1990年・1995年と比較可能なように、全回答者中の比率に再計算してある。具体的な設問は以下のとおりである。

1990年:設問は1995年と同じ。選択肢に「学校時代からつきあっている友人がいる」は含まれていない。 2000年:(問26 で同和地区に住んでいる人とのつきあいが「ある」と答えた人に)その方とのつきあいは、 どの程度ありますか。1 近所づきあいをしている 2 自治会、婦人会、PTAなどのメンバーとしてつきあっている 3 同じ職場などで一緒に仕事をしている 4仕事上の関係でつきあっている 5民謡、民踊、囲碁、 将棋、料理など、趣味の会や講習会などで一緒に習っている 6盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている 7学校時代からつきあっている友人である 8その他

2005年:その方とのつきあいは、どの程度ありますか。(○はいくつでも) 2. 福祉や子どもの教育のことなどで、地域での取組みを一緒にしている(したことがある) 3. 自治会、女性会(婦人会)、PTAなどのメンバーとしてつきあっている 1と4以降、2000年と同じ。表からは省略したが「福祉や子どもの教育のことなどで、地域での取組みを一緒にしている(したことがある)」は2.0%である。

3-8 社会啓発の経験

啓発活動の経験については、1979年以降すべての調査において何らかの形で問が設けられている。2000年調査以外では、設問の趣旨や選択肢はほぼ同一で、選択肢に若干の改変はあるものの比較が可能である。2000年調査は、形式が全く異なるため、参考になる程度である(詳しくは注を参照)。

1979年から1995年にかけて、新聞や雑誌・書籍といった活字メディアが減少傾向にあったが、2005年調査では反転し、増加している。これに対して「『にんげん』を読んだことがある」という回答は、一貫して増えているが、その割合はわずかである。映画やテレビの映像メディアは、作品の公開の影響を受けやすいと考えられ、経験の増減の幅が大きい。2005年の啓発活動経験の増加は、設問文から同和問題の文言が削除されたことで、人権問題全体についてたずねられていることがわかりやすくなったためと考えられる。

表 2-9 社会啓発の経験

そのほか、「同和問題」をはじめとする人権問題 について、あなたが、ご自分で勉強したり、読ん だり、見たりしたものがあれば、全部に印をおつ けください。〔自分で勉強したもの〕	1979	1985	1990	1995	2000	2005
	39.4	30.4	28.7	26.4	12.1	46.0
2. 雑誌の関係記事を読んだことがある	21.0	15.2	15.3	14.2	43.4	23.6
3.関係のある書籍を読んだことがある	17.3	13.7	13.0	12.7	29.5	18.6
4. 学校で使われている同和教育副読本「にんげん」を読んだことがある	19.7	22.3	24.9	25.2	_	27.2
5.関係のあるテレビ番組を見たことがある	_	_	22.3	22.7	46.6	44.1
6.映画館で関係のある映画を見たことがある	23.4	10.2	6.7	7.2	40.7	26.6
7. 「同和地区」の実態を見たり、「同和地区」 の人と話しあったことがある	_	10.0	10.2	9.3	_	15.8
8. その他(具体的に:	0.7	1.5	1.5	0.9	_	2.4
9. とくにない	_	34.8	35.9	32.8	_	18.7
Z. 無回答	34.4	9.5	7.4	10.5	_	4.0
回答母数	2756	1771	2784	2583	2534	1531

※表中の設問および選択肢は1990年のもの。それ以外の年の設問および選択肢もほぼ同一である。詳細は以下のとおり。ただし、1979年の選択肢にはテレビ番組と地区の実態の項目がなく、1985年の選択肢にはテレビ番組の項目がない。

1979年:以上、「同和問題」についての啓発活動について、いろいろおききしてきましたが、そのほか、あてはまるものがあれば、全部に印をおつけください。〔その他の啓発活動〕1.新聞で、「同和問題」関係の記事を読んだことがある 2.雑誌で、「同和問題」関係の記事を読んだことがある 3.「同和問題」と関係のある本を読んだことがある 4.同和教育読本「にんげん」を読んだことがある 5.「同和問題」と関係のある映画をみたことがある 6.その他(具体的に:)1985年:テレビの項目以外は1990年と同じ。1995年:設問・選択肢ともに1990年と同じ。

2000年:あなたは、次の(1)~(6)で取り上げた「同和問題」に関連する記事や番組を読んだり、見たりしたことがありますか。ある場合には、それが同和問題の理解に役立ちましたか。(1)~(6)のすべてについてお答えください。(S.A.)(1)広報誌、広報紙(「府政だより」など)(2)パンフレット・冊子(3)テレビ・ラジオ番組(4)映画・ビデオ(5)書籍(6)新聞・雑誌 1読んだり、見たりしたことがあり、理解に役立った 2読んだり、見たりしたことはあるが、あまり参考にならなかった 3読んだり、見たりしたことはない 表には、選択肢の1と2を合わせた数値をあげてある。

2005年:人権問題について、あなたが、ご自分で勉強したり、読んだり、見たりしたものは何ですか。8. リバティおおさかなどの展示を見たことがある

3-9 テレビ番組の視聴状況

社会啓発の1つであるテレビ番組をどの程度視聴しているかについて、1979年、1985年、1990年、1995年と4回の調査で調べられている。表中の設問および選択肢は1979年のものである。それ以外の年も選択肢はほぼ同一である。設問は、1979年・1985年と1990年・1995年とで、形式が異なっている。しかし、テレビで同和問題関連の番組を見たことがあるかという経験をたずねているということでは、比較も有効と考え示しておく。

1990年と1995年では、具体的な番組名をあげて質問されているため、みたことがあるかないかの判断がつきやすかったと思われる。その結果、「みたことがない」という回答が多くなったと考えられる

表 2-10 テレビ番組の視聴状況

ところで、テレビでも、「同和問題」についての啓発番組				
が放映されていますが、あなたはごらんになったことがあ	1979	1985	1990	1995
りますか?〔テレビ番組の視聴状況〕				
1. 何回もみた	4.0	14.8	5.5	5.7
2. 1-2 回はみた	28.3	21.7	11.3	14.9
3. みたことがない	64.0	53.0	78.0	71.7
4. 無回答	3.2	10.5	5.2	7.7
	2756	1771	2784	2583

※1985年:また、テレビでも、同和問題をはじめとする人権問題についての啓発番組が放映されていますが、あなたはごらんになったことがありますか?〔テレビ番組の視聴状況〕1. なん回かみた 3. みた記憶はない1990年:大阪府や大阪市では、各テレビ局を通じて、毎年、「同和問題」についての映画(1989(平成元)年度には、「竹の子のうた」、「風のメモリー」、「星空のハイスクール」、「幸福はいちばんあとから」など)を放映していますが、あなたはご覧になったことがありますか。〔テレビ番組の視聴状況〕 1. 何回か見た 3. 見たことはない

1995年:大阪府や大阪市では、毎年「同和問題」についての映画をテレビ放映しています。1994 (平成6)年度には下記の映画を放映しましたが、あなたはご覧になりましたか。〔テレビでの映画の視聴状況〕1994 (平成6)年にテレビで放映した映画:「家族の条件」、「父の一番長い日」、「ゆかりの鍵」、「天気になあれ」、「夢の木すとりーと」、「岐れ路」等選択肢は1990年と同じである。

3-10 部落のイメージ

部落のイメージについては、1979 年、1990 年、1995 年、2000 年、2005 年の 5 回の調査でたずねられている。2000 年調査で設問と選択肢が変更されている。1979 年および 1990 年、1995 年の設問はほぼ同一である。また、選択肢は同一である。2000 年、2005 年調査では設問・選択肢ともに異なるが、内容的にほぼ同じであり、比較は可能である。一部表記上の違いを無視したが、具体的には次のとおりである。

1979年調查、1990年調查、1995年調查

ところで、あなたは、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」という言葉を聞いたとき、どのような感じをお持ちですか。下に、対となっていることばがならんでいますが、それぞれについて、あなたのお感じにいちばん近いところに、例にならってレ印をおつけください。

- A. 働きもの…□□□□□····なまけもの
- B. 貧しい…□□□□□□…豊かな
- C. 上品な…□□□□□□…下品な
- D. あらあらしい…□□□□□…おとなしい
- E. 進んでいる…□□□□□…おくれている
- F. 閉鎖的…□□□□□…開放的
- G. 明るい…□□□□□□····くらい
- H. おとった…□□□□□···すぐれた
- I. やさしい…□□□□□…こわい
- J.冷淡な…□□□□□□・・・親切な
- K. 清潔な…□□□□□…不潔な

上記、□の左側から順に、1非常に、2やや、3普通、4やや、5非常に

2000年調査

あなたは、「被差別部落(同和地区)」という言葉を聞いたとき、どのような感じを持ちますか。その感じを、(1)~(9)の対になっている語句のすべてについて、あなたの感じやイメージにいちばん近いところに、例にならって○をしてください。

- (1)A 上品な-B 下品な
- (2)A やさしい-B こわい
- (3)A 清潔な-B 不潔な
- (4) A 進んでいる B 遅れている
- (5)A 豊かな-B 貧しい
- (6) A 新しい-B 古い
- (7)A 働きもの-B なまけもの
- (8) A 強い一B 弱い
- (9) A 団結した-B ばらばらな

選択肢は、1 非常にAに近い、2 ややAに近い、3 どちらともいえない、4 ややBに近い、5 非常にBに近い、6 わからない

2005 年調査

あなたは同和地区(被差別部落)という言葉を聞いたとき、どのような感じを持ちますか。(1)~(6)の語句のすべてについて、あなたの感じやイメージにいちばん近いところに、あまり深く考えずに、頭にうかんだ感じを気軽にお答えください。(○はそれぞれ1つ)

- (1)A 上品な-B 下品な
- (2)A やさしい-B こわい
- (3)A 清潔な-B 不潔な
- (4) A 進んでいる B 遅れている
- (5)A 豊かな-B 貧しい
- (6)A 働きもの-B なまけもの

選択肢は、1 非常にAに近い、2 ややAに近い、3 どちらともいえない、4 ややBに近い、5 非常にBに近い

ここでは、5回すべての調査において実施されている以下の6つのイメージについて、簡単に結果を比較しておく。「働きものーなまけもの」「貧しいー豊かな」「上品なー下品な」「進んでいるーおくれている」「やさしいーこわい」「清潔なー不潔な」(表記や並び順は1979年調査のもの)

1) 働きもの-なまけもの

1979年から 2005年までのほぼ 25年間で、部落のイメージは「働きものーなまけもの」という点では、「普通」という回答が 1979年の 44.8%から、2005年の 66.9%に 20ポイントほど増加したこと、および「非常に」働きものという回答が 1979年の 10.9%から、2005年の 2.8%に減少したことが特徴的である。「普通」という回答が増加したことは、部落を特別視する人が減ったことを示していると考えられる。ただ、2005年において、「働きもの」というイメージよりも「なまけもの」というイメージの方がわずかではあるが多くなっており気掛かり

である。

表 2-11 部落イメージ(働きもの-なまけもの)

A. 働きもの…なまけもの	1979	1990	1995	2000	2005
1. 非常に	10.9	5.0	6.2	5.7	2.8
2. やや	11.9	7.8	10.5	14.4	10.8
3. 普通	44.8	50.5	54.5	48.5	66.9
4. やや	11.3	9.9	7.5	8.0	9.2
5. 非常に	2.6	2.3	1.8	3.6	5.5
6. 無回答	18.5	24.4	19.5	19.8	4.8
回答母数	2756	2784	2583	2158	1410

※2000年の結果のうち、「わからない」と「無回答」は「無回答」にまとめてある。これについては、以下でも同じである。

2) 貧しい-豊かな

ここでも、無回答の減少とともに「普通」という回答が増加している (1979 年 28.2% \rightarrow 2005 年 46.7%)。「貧しい」というイメージは、1990 年代に一旦低下するものの、2000 年、2005 年とわずかではあるが、増加しつつある。

表 2-12 部落イメージ(貧しい-豊かな)

B. 貧しい…豊かな	1979	1990	1995	2000	2005
1. 非常に	14.8	5.0	5.0	8.1	9.0
2. やや	25.4	22.4	21.0	24.5	30.0
3. 普通	28.2	36.3	39.0	35.8	46.7
4. やや	10.2	9.8	11.6	9.3	6.3
5. 非常に	4.2	3.2	3.3	3.9	3.3
6. 無回答	17.1	23.3	20.2	18.5	4.8
回答母数	2756	2784	2583	2158	1410

3) 上品な-下品な

これも、他のイメージと同様、1979 年から 2005 年にかけて「普通」という回答が増加している(1979 年 29.3%→2005 年 48.7%)。これに対して「上品な」という回答はごくわずかであり、あまり変化していない。「下品な」という回答は 1990 年代にやや減少するが、2005 年には再び増加している。

表 2-13 部落イメージ(上品な-下品な)

	1979	1990	1995	2000	2005
1. 非常に	0.2	0.1	0.3	0.3	0.1
2. やや	1.8	1.4	1.6	1.3	0.6
3. 普通	29.3	35.7	42.0	39.5	48.7
4. やや	35.3	29.3	29.9	27.8	34.7
5. 非常に	15.6	8.9	6.1	11.3	11.2
6. 無回答	17.7	24.5	20.1	19.8	4.7
回答母数	2756	2784	2583	2158	1410

4) 進んでいる-遅れている

「進んでいる – 遅れている」という設問は、どの時点を基準にとって判断しているかで回答が異なる可能性があるが、(非常に・やや)「遅れている」という回答は 1995 年に最も少なくなるものの、再び増加する傾向にある。

表 2-14 部落イメージ(進んでいる-遅れている)

E. 進んでいる…遅れている	1979	1990	1995	2000	2005
1. 非常に	0.9	8.0	1.0	1.8	1.1
2. やや	3.4	2.7	3.0	5.7	3.0
3. 普通	38.6	43.4	55.0	44.3	57.3
4. やや	27.8	22.4	16.5	20.8	25.2
5. 非常に	10.9	5.1	2.9	7.0	8.3
6. 無回答	18.4	25.7	21.7	20.7	5.1
回答母数	2756	2784	2583	2158	1410

5) やさしい-こわい

「こわい」というイメージは、部落を語るうえでしばしば使用されてきたイメージである。「非常に」と「やや」を合わせると 1979 年の調査では 4 割ほどの人が「こわい」というイメージを持つと回答している。1990 年、1995 年と減少傾向にあったが、2000 年調査からは逆に増加傾向にあり、残念なことに、最も新しい 2005 年の調査結果で、最も多くなっており、5割を超えている。無回答の減少が「普通」という回答の増加ではなく、「こわい」イメージの増加となって表われたようにも思える。一旦広く受け入れられてしまったイメージを払拭することの困難性が読み取れる。

表 2-15 部落イメージ(やさしい-こわい)

I. やさしい…こわい	1979	1990	1995	2000	2005
1. 非常に	2.1	1.3	1.7	1.0	0.3
2. やや	4.2	3.8	4.4	4.4	2.8
3. 普通	34.4	39.9	46.7	35.6	41.1
4. やや	28.4	22.3	21.4	26.0	37.1
5. 非常に	13.3	8.5	6.2	14.4	14.5
6. 無回答	17.6	24.3	19.7	18.6	4.2
回答母数	2756	2784	2583	2158	1410

6) 清潔な-不潔な

これについては、5回の調査を通じて「普通」という回答が最も多くなっているが、「やや」 不潔という回答が、2005年でやや増加している。「清潔な」という回答は、5回の調査を通じ て非常に少ない。

表 2-16 部落イメージ (清潔な-不潔な)

K. 清潔な…不潔な	1979	1990	1995	2000	2005
1. 非常に	1.0	0.7	0.9	0.6	0.7
2. やや	2.4	2.0	2.1	2.9	1.1
3. 普通	35.1	43.4	51.0	43.0	53.1
4. やや	30.5	22.5	21.5	25.5	31.8
5. 非常に	13.3	6.1	3.8	8.2	8.7
6. 無回答	17.7	25.4	20.8	19.8	4.5
回答母数	2756	2784	2583	2158	1410

3-11 土地差別に対する評価

部落という土地を忌避する態度に対する評価については、1979年、1985年、1990年、1995年の4回の調査でたずねられている。この15年ほどの間で、1985年に若干変化しているものの、全体としては、評価にほとんど変化がみられない。「差別だ」と考える人が4割程度、「差別とはいえない」と考える人が3割弱、判断を保留する人が3割程度である。

15年間で多くの社会啓発活動が展開されてきたとは思われるが、結果として、土地に対する 忌避感情に対してはあまり効果を持っていなかったようである。1995年以降、どのように意識が変化してきたかについては、データがないため判断できないが、現時点においても、社会 啓発活動を進める際に注視しておくべき点の一つであろう。

表 2-17 土地差別に対する評価

ある人が、ある町で手ごろな家を見つけたので買おうとしました。ところがその町には、"差別"をうけている地区(同和地区)があり、新しい家は、その同和地区と同じ通学区域(校区)にあることがわかったので、子どものあるその人は、その家を買うことをみあわせました。このような態度について、あなたはどうお考えですか?	1979	1985	1990	1995
1. 同和地区の子どもと同じ学校に通わせたくないという態度は差別だと思う	38.8	45.5	37.6	38.6
2. 子どものことを考えてやめたのだから差別とはいえないと 思う	28.3	19.6	26.1	24.5
3. いちがいにいえない	28.6	31.1	31.6	31.7
4. 無回答	4.4	3.8	4.7	5.2
回答母数	2756	1771	2784	2583

※表中の設問および選択肢は1985年のもの。それ以外の年の設問および選択肢は以下のとおり。ただし、1985年の設問は、表中には示していないが、以下のような問によってたずねられた1群の設問中の1つである。 「人が人を差別してはならない」ということはわかっていても、"差別"とはどういうことかというと、いろいろと考え方のちがいがあるようです。あなたは、"差別"ということについて、どうお考えでしょうか? 下の質問のそれぞれにお答えください。

1979年:日本国憲法の第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分 又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定されています。しかし、"差別" とはどういうことかというと、いろいろと考え方のちがいがあるようです。あなたは、"差別"ということにつ いて、どうお考えでしょうか? 下の質問のそれぞれにお答えください。

E. Aさんは、ある町で、手頃な家を見つけたので買おうとしました。ところが、その町には、"差別"をうけている地区(「部落」)があり、新しい家は、その「部落」と同じ通学区域(校区)にあることがわかりました。

そこで、子どものあるAさんは、その家を買うことをみあわせました。このようなAさんの態度について、あなたはどうお考えでしょうか? 〔差別についてE〕

1990年、1995年: 設問はほぼ85年と同一である。1. 「同和地区」の子どもと同じ学校に通わせたくないという態度は差別だと思う

3-12 差別的な発言に対する態度

差別的な発言の場面を仮定として想定し、その際にどのような態度をとるかについて判断を求めた設問は、1990年以降の4回の調査でたずねられている。ただし、設問・選択肢ともにかなり異なる部分があり、特に1990年の設問は、他の年とかなり異なることに注意が必要である。選択肢が比較的似ているため、参考としての比較は可能だと考えられる。

差別的な発言に遭遇したときに、積極的に「差別について話しあう」という回答割合は、1990年からの 15 年間であまり変化はみられない。他の話題に変えようとする人の割合も、あまり変わらない。「何もせずに黙っている」という回答は、1990年の 25.4%から 2005年の 21.8%とやや減少傾向にある。

表 2-18 差別的な発言に対する態度

学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対す				
る差別的な発言をしたとき、あなたはどういった態度をとりま	1990	1995	2000	2005
すか。または、とると思いますか。				
1. 差別的な発言があったことを指摘して、差別について話し合	16.6	19.9	17.7	16.1
う(と思う)	10.0	19.9	17.7	10.1
2. おもて向きは話を合わせるが、何とか差別はいけないことを			32.4	31.8
伝える(と思う)	27.0	100	32.4	31.0
3. おもて向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてし	27.9	18.0	4.2	3.4
まう(と思う)			4.3	3.4
4. ほかの話題に変えるよう努力する(と思う)	14.5	20.6	14.6	17.2
5. 何もせずに黙っている(と思う)	25.4	28.0	20.0	21.8
6. その他(具体的に)	5.1	2.2	3.4	3.7
7. 無回答	10.5	11.3	7.7	6.0
	2784	2583	2534	1531

※表中の設問および選択肢は2000年ののであるが、それ以外の年の設問および選択肢は以下のとおり。

1990年:表中の結果は他の年度の選択肢に近い結果が示されている。3の「席をはずしてしまう」は、6「その他」に含めた。 友達など、親しい人と話をしているとき、「同和地区」の人に対する"差別"にかかわるようなことが話題となったとすると、あなたはどうされますか。あなたのお気持ちにいちばん近い答え一つに印をおつけください。『部落差別"にかかわることが話題となったとき〕1.差別にかかわることを指摘して、差別について話し合う(と思う)2.ほかの話題に変えるよう努力する(と思う)3.その話題から離れるために席をはずしてしまう(と思う)4.その話題に同調して、自分の考えていることをいう(と思う)5.とくに何もせず黙っている(と思う)6.その他(具体的に:)

1995年:差別的な発言があったときの対応をたずねているということでは、2000年、2005年と共通の設問であるが、表現と選択肢がやや異なる。 友達など、親しい人と話をしているとき、「同和地区」の人に対する差別的な発言があったときに、あなたはどうされますか。あなたのお気持ちにいちばん近い答え一つに印をおつけください。 (*部落差別"にかかわることが話題となったとき〕1. 差別的な発言であることを指摘して、差別について話し合う(と思う)2. ほかの話題に変えるよう努力する(と思う)3. その話題に同調して、自分の考えていることをいう(と思う)4. とくに何もせず黙っている(と思う)5. その他(具体的に:)2005年:2000年と同じ。

3-13 同和対策審議会答申の認知状況

同和対策審議会答申については、1968 年からの調査のうち 1985 年調査を除く 6 回の調査に設問がある。1968 年調査はシンプルに「知っている」「知らない」とたずねているが、この段階では「知らない」という回答が 86.8%を占めている。その後、同和対策事業、社会啓発活動の進展により、同和対策審議会答申も広く知られるようになっていくが、それでも、ほぼ半数の人が「知らない」と回答しており、その比率は 1979 年から 2005 年に至るまで大きく変化していない。

表 2-19 同和対策審議会答申の認知状況

公上10 时间从未出版公日中5 16574 [7]						
ところで、「同和問題」の解決を図るために、 1965(昭和 40)年8月に、同和対策審議会 が、国に対して「答申」を出してから、今年 で25年になりますが、あなたは、「同和対策 審議会答申」をご存知ですか。〔「同対審答 申」の認知状況〕	1968	1979	1990	1995	2000	2005
1. 答申が出たことを知っているし、内容もよく知っている	110	2.4	2.7	2.7	5 1	7 1
2. 答申が出たことを知っているし、内容も少しは知っている	11.3	9.1	10.5	9.4	5.1	7.1
3. 答申が出たことは知っているが、内容は知らない	86.8	29.4	32.0	32.8	34.5	33.9
4. 答申が出たことは知らない		50.9	49.5	48.5	53.6	52.6
5. 無回答	2.0	8.2	5.3	6.6	6.8	6.5
回答母数	763	2756	2784	2583	2534	1531

※表中の設問および選択肢は 1990 年のものである。ただし、1968 年は設問および選択肢が異なる。しかしながら、おおよその比較が可能であり、意味があると考えられるため、表中に記載してある。

1968 年:政府が部落問題を検討するために設けた「同和対策審議会」が昭和 40 年に総理大臣あてに答申を出しましたが、あなたは、それをご存じですか? 1 知っている 2 知らない 0 わすれた

1979 年:ところで、「同和問題」の解決をはかるために、昭和 40 年 8 月に、同和対策審議会が、国に対して「答申」を出していますが、あなたは、このことをご存知でしょうか?〔同対審答申の認知状況〕選択肢は1990 年と同じ。

1995 年: 答申後の年数が 25 年から 30 年になっているだけで、設問・選択肢ともに 1990 年と同じ。

2000 年:あなたは、次の人権に関する宣言や条例があることをどの程度ご存じですか。次の $(1)\sim(7)$ のすべてについてお答えください。(S.A.) (4) 同和対策審議会答申 1 どんな内容か知っている 2 内容は知らないが名称は聞いたことがある 3 知らなかった

2005 年:あなたは、次の人権に関する宣言や条例等についてどの程度ご存知ですか。次の(1) \sim (8) のすべてについてお答えください。(それぞれ 1 つに \bigcirc) (5) 同和対策審議会答申(1965 年)

3-14 部落差別調査を規制する条例の認知状況

大阪府で制定、施行された「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の認知状況については、1985年以降の5回の調査に設問がある。1985年、1990年、1995年と2000年、2005年では、設問形式に変更があるが、条例の認知状況について回答を求めている点では同じであり、比較は可能である。

1985年は条例が施行された年であり、「知らない」という回答が63.8%を占めるが、その後

は基本的に減少し、2005年には51.1%となっている。それでも大阪市民の半数は条例について知らないという状況である。ただ、条例については聞いたことがあり、知っているが、内容はよく知らないという回答は、1985年の21.7%から2005年の34.2%に、少しずつではあるが、回を追うごとに増加しており、認知状況は改善されつつある。もう少し積極的な啓発が期待される。

表 2-20 部落差別調査を規制する条例の認知状況

"部落差別"につながる調査等を規制する条例が、1985 (昭和 60) 年に大阪府で施行されてから 5 年たちましたが、あなたは、この条例について、ご存知ですか。〔「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の認知状況〕	1985	1990	1995	2000	2005
1. 条例が制定されたことを知っているし、内容もよく 知っている	1.9	2.1	2.0	F 2	0.6
2. 条例が制定されたことを知っているし、内容も少しは知っている	9.0	11.8	10.9	5.2	8.6
3. 条例が制定されたことは知っているが、内容は知らない	21.7	25.2	26.9	27.9	34.2
4. 条例が制定されたことは知らない	63.8	54.1	52.2	61.2	51.1
5. 無回答	3.6	6.8	8.0	5.7	6.1
	1771	2784	2583	2534	1531

※表中の設問および選択肢は 1990 年のものである。1985 年および 1995 年の設問は時期的な指示語が異なるだけで、選択肢は同一である。 2000 年調査では設問・選択肢ともに異なるが、知っているかどうかという点で、比較は可能である。 各年の詳細は以下のとおり。

1985年:大阪府では、今年の10月から、部落差別調査を規制する条例が施行されますが、あなたは、こうした条例が制定されたことをご存知ですか? 選択肢は1990年と同じ。

1995年:1990年とほぼ同じ。

2000年:あなたは、次の人権に関する宣言や条例があることをどの程度ご存じですか。次の(1)~(7)のすべてについてお答えください。(S.A.) (2) 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(部落差別調査等規制等条例) 1 どんな内容か知っている 2 内容は知らないが名称は聞いたことがある 3 知らなかった 2005年:あなたは、次の人権に関する宣言や条例等についてどの程度ご存知ですか。次の(1)~(8)0 のすべてについてお答えください。 $(それぞれ1つに\bigcirc)$ (2) 部落差別調査等規制等条例(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例) $(1985 \, \mp)$

3-15 身元調査について

前項の条例でしないように要請されている身元調査について、対象とした7回の調査のうち、1990年、1995年、2005年の3回の調査に設問があった。表中の設問および選択肢は1990年のものである。2005年調査は設問が若干異なっているが、選択肢は同一である。1995年調査は1990年調査と同一である。

身元調査を「当然のことと思う」という回答は、1990年の30.7%から2005年の19.7%まで10ポイントほど減少している。「間違っていると思う」という回答の割合が、1990年の37.0%から2005年には55.2%と半数以上を占めるようになり、身元調査はよくないことだという認識が拡がりつつあることがわかる。今後もこの傾向が維持されるようにしていかなければならない。

表 2-21 身元調査について

ところで、日本には、いろいろな風習がありますが、下にあげた風習について、あなたのお考えに近いところに、例にならって印をおつけください。 (風習について) D. 結婚のときに、相手方の身元を調査する風習	1990	1995	2005
	30.7	23.5	19.7
2. おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う	26.5	27.3	21.9
3. 間違っていると思う(気にしていない)	37.0	43.0	55.2
4. 無回答	5.8	6.2	3.1
回答母数	2784	2583	1531

※2005 年:日本には、いろいろ古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたのお考えに近いのはどれですか。次の(1)~(5)のすべてについてお答えください。(それぞれ 1 つに \bigcirc)(3)結婚のときに相手方の身元を調査すること

3-16 同和地区の生活実態において問題である点

同和地区の生活実態において、どのような点を問題であると考えるかについては、1979年、1985年、1990年の3回の調査でたずねられている。3回とも選択肢はほぼ同一で、設問に若干改変が加えてある。

全部で 10 項目のうち、最も変化の大きい項目は「同和地区の人は、安定した職業につきにくいこと」である (1979 年 43.3%→1990 年 15.7%)。10 年間で実に 30 ポイント近く減少している。住宅や生活環境も減少しているが、これらの改善状況と比較して、必ずしも就業状況がより大きく改善されたということはできない。

「結婚することがむつかしいこと」については、10 ポイントほどの減少でとどまっていることを考えると、結婚差別はあまり改善されていないが、就業状況に関してはかなり改善されたと感じている市民が多いことを示している。確かに、同和対策事業によって一定の改善はみられたのかもしれないが、データに基づかないこのようなイメージの拡大がなぜ生じたのか、検討する必要があるように思われる。

表 2-22 同和地区の生活実態において問題である点

"差別"をうけている地区(同和地区)の生活実態には、"差別"の結果、			
いろいろな問題があります。こうした問題を解決するためにいろいろ な事業(同和対策事業)が行われてきましたが、あなたが、今後とも、	1979	1985	1990
"なんとかしなければならない"とか、"問題である"とお考えのもの、全	1979	1965	1990
部に∨印をおつけください。 (問題である実態的差別)			
1. 同和地区の立地条件がよくないこと(日あたりがわるい、水はけが			
わるい、山くずれがおこるなど)	13.1	5.0	
2. 同和地区の生活施設がよくないこと(道路・公園・下水などが整備			12.9
されていない、水道がない、医療施設がないなど)	12.2	6.9	
3. 同和地区の住宅がよくないこと(不良住宅が多い、小さい家が多い	157	0.0	6.4
など)	15.7	8.9	6.4
4. 同和地区には、病気や身体の弱い人が多いこと	7.4	3.8	_
5. 同和地区の人は、安定した職業につきにくいこと	43.3	36.5	15.7
6. 同和地区には、十分に教育をうけていない人が多いこと	26.6	17.8	21.5
7. 同和地区の人は、同和地区の外で住むことがむつかしいこと	19.0	15.2	13.9
8. 同和地区の人は、同和地区の外で就職することがむつかしいこと	27.9	24.2	18.5
9. 同和地区の人は、同和地区の外の人とつきあうのがむつかしいこと	20.8	19.2	15.6
0. 同和地区の人は、同和地区の外の人と結婚するのがむつかしいこと	46.4	43.4	37.5
X. その他(同和地区の生活実態について"問題だ'と思うことを具体的	1.0	2.8	6.0
におかきください	1.0	2.0	0.0
Y. わからない	32.7	32.0	27.2
Z. 無回答	32.7	8.0	37.3
回答母数	2756	1771	2784

※表中の設問および選択肢は1985年のもの。それ以外の年も選択肢はほぼ同一である。設問は以下のとおり。1979年:「差別」をうけている地区(「部落」)の生活実態には、「差別」の結果、いろいろな問題がありますが、あなたが、"なんとかしなければならない"とか、"問題である"とお考えのもの、全部に、印をおつけください。〔問題である実態的差別〕1.「部落」の立地条件がよくないこと(日あたりがわるい、水はけがわるいなど)2.「部落」の生活施設がよくないこと(道路・公園・下水などが整備されていない、水壇がない、医療施設がないなど)3.「部落」の住宅がよくないこと(不良住宅が多い、小さい家が多いなど)4.「部落」には、病気や身体の弱い人が多いこと 5.「部落」の人は、安定した職業につきにくいこと 6.「部落」には、十分に教育をうけていない人が多いこと 7.「部落」の人は、「部落」の外で住むことがむつかしいこと 8.「部落」の人は、「部落」の外で就職することがむつかしいこと 9.「部落」の人は、「部落」の外の人とつきあうのがむつかしいこと 0.「部落」の人は、「部落」の外の人と結婚するのがむつかしいこと X. その他(「部落」の生活実態について"問題だ"と思うことを具体的におかきください)B. わからない

1990 年:「同和地区」の生活実態には、"差別"の結果、いろいろな問題があり、大阪府や大阪市では、それらの問題解決のため、いろいろな施策を行ってきましたが、今後とも、"なんとかしなければならない"とか、"問題である"とあなたがお考えの「同和地区」の問題点全部に \lor 印をおつけください。〔残されている「同和地区」の問題点〕選択肢は次の 2 点を除いて同じ。Y. とくに問題は残っていない B. 「同和地区」のことはよく知らないので、わからない

3-17 部落差別をなくす方法

部落差別をなくす方法については、1985年、1990年、1995年の3回の調査に設問がある。 この間、10年間で、回答傾向に大きな変化は認められない。生活環境の改善・整備が重要だと いう回答は少なく、学校教育や社会教育などの教育・啓発活動に期待する回答が4分の1程度 となっており、最も多く期待されている。「かたまって住まない」という回答が増加傾向にある のに対して、寝た子を起こさないというよくいわれる回答は減少傾向にある。

表 2-23 部落差別をなくす方法

いままで、「同和問題」や人権問題についていろいろおききしてきまし たが、"部落差別"をなくすには、どうすればよいとお考えですか。いち	1985	1990	1995
ばん重要だと思うもの 1 つに∨印をおつけください。〔"部落差別"をな	1303	1330	1333
_ くす方法)			
1. 「同和地区」の住宅や生活環境を改善・整備する	1.4	3.1	5.0
2. 「同和地区」の人々の収入を安定・向上し、教育水準を高め、生活	3.8	4.0	3.8
力を強くする			
3. 「同和地区」の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的に"行政" や「同和地区」外の人々に働きかけていく	10.7	9.3	6.5
4. 学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う	22.4	17.5	23.5
5. 基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざす国民的運動を拡大・ 強化する	6.2	5.5	6.0
6. "差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法律で処罰する	5.0	2.8	2.8
7. 「同和地区」の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする	10.5	14.8	15.3
8. 「同和地区」のことや"差別"のことなど口に出さないで、「寝た子をおこす」ことをやめ、そっとしておけば自然に"差別"はなくなる	22.5	22.6	16.8
9. その他(具体的に	1.0	2.1	1.5
O. どんなことをしても、"部落差別"はなくならない	5.1	6.8	6.4
Z. 無回答	11.4	10.8	12.4
	1771	2784	2583
디 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1111	2104	2505

※表中の設問および選択肢は 1995 年のもの。その他の年も、同和地区という表現に「」がついているなどの 違いを除いて、ほぼ同一である。

4 大阪市市民意識調査から見る啓発課題

大阪市市民意識調査結果の時系列的変化をまとめてみると、以下のようになる。

認知時期は、小学校までが最も多く、学卒時までには大半の人が知ることになる。認知経路については、学校の友だちからが減少し、学校の授業で教わったが増加している。また、家族から聞いたも減少傾向にある。つまり、小学校までの同和教育において、部落問題に初めて触れるケースが増加しているということである。同和教育の重要性が再確認された。このような事実を踏まえたうえで、同和教育の内容の充実が求められるとともに、同和教育のことをよく知らないという市民に対する周知も引き続き実施されるべきであろう。

同和地区の人とのつきあいの状況については、つきあいがある人が2割強という状況である。 以前と比べてやや減少傾向にある。一方、具体的なつきあい方においては、つきあっていると いう回答が全体として減少傾向にある中で、「学校時代からつきあっている友人がいる」という 回答は、少しずつではあるが増加してきている。意識せずつきあえる友人を持つ人が増えるこ とは、さまざまな意味で希望が持てる現象である。

部落のイメージについては、2005 年調査で項目として残っている 6 項目のみで経年的な変化をみた。いずれのイメージにおいても「普通」あるいは「どちらともいえない」という回答が最も多かったのであるが、「貧しい」「下品な」「遅れている」「こわい」「不潔な」といったマ

イナスのイメージを持たれることの方が、プラスのイメージを持たれるよりもはるかに多い。 しかもこの傾向は、1990 年代に一旦弱まるものの、近年再び強くなっていることが確認でき た。このようなマイナスイメージは、場合によっては容易に偏見や差別に変化しうる。これか らの啓発活動は、このようなマイナスイメージが強くなる傾向にあることを念頭において、そ のようなレッテル貼りを助長する出来事に対抗していく必要があるだろう。

また、身元調査に対する意識では、「間違っていると思う(気にしていない)」という回答が 半数以上を占めるようになってきている。この点に関しては、これまでの啓発活動の方向性は 間違っていなかったと思われる。より多くの人が身元調査は間違っていると思うことができる ように、引き続き活動していくべきである。

同和地区の生活実態については、「結婚することがむつかしいこと」を問題点としてあげる人がまだ多く、結婚差別の存在が認知されている。これに対して、「安定した職業につきにくいこと」という認識は、10年ほどの間に急速に減少している。調査時期がバブル経済の時期であり、就業に対する楽観的な見方が広くみられた時期であったことも背景にはあると思われるが、現実に就業状況が目覚ましく改善されたかどうか確認されたわけではないにも関わらず、すでに問題ではないように認識されている。

部落という土地を忌避する態度に対する評価については、残念ながら 15 年間ほどの期間では、「差別だ」と判断する人はあまり増えなかったようである。これについては、1995 年調査が最後となっているので、その後の変化はわからないが、現時点においても、啓発活動の重要課題の一つということができるであろう。

最後に、部落差別をなくす方法の結果から、少し述べておこう。なくす方法としてあげられている多くの項目の中で、最も多く選択されていたのが、「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」である。教育・啓発に対しては、市民からの期待も大きい。本稿で指摘した点も含めて、これまでの教育啓発活動の成果が確認された点はきちんと評価し、不十分だった点は補い、マイナスイメージや結婚忌避、土地忌避などに取り組むことが市民の期待に応えることだと思われる。

第3章 堺市人権意識調査結果から見る市民意識の変化と啓発課題

内田龍史

はじめに

本章では、堺市民を対象として過去 5 回行われている調査報告書を用い、4~5 回継続してたずねられている項目を抽出したうえで、市民意識の変遷をたどる。それらを踏まえたうえで、啓発課題に関する若干の考察を行う。

1 実施された意識調査

本章で用いる報告書は、表 3-1 の通りである。

表 3-1 本章で用いる報告書と調査の概要

20 1 17		4 T 7 M X			
調査主体	報告書名	調査実施 年月	調査対象者	有効 回収率	発行年
堺市・堺市 教育委員会	『堺市人権意識 調査報告書』	1985年7月 ~8月	堺市民満 16 歳以上の男女 (ただし同和地区を除く) 4306 人	46.6%	1986年
堺市・堺市 教育委員会	『堺市人権意識 調査報告書第2 回』	1989 年 11 月~12月	堺市民 16 歳以上 12000 人	43.3%	1991年
堺市・堺市 教育委員会	『堺市人権意識 調査報告書第3 回』	1994年9月 ~10月	堺市に居住する 1994 年 6 月末現在 16 歳以上の市民 6000 人	56.7%	1995年
堺市・堺市 教育委員会	『堺市人権意識 調査報告書第4 回』	1999年8月 ~9月	1999 年 7 月末現在 16 歳 以上の市民 6000 人	49.6%	2000年
堺市・堺市 教育委員会	『堺市人権意識 調査報告書第5 回』	2005 年 11 月	市内在住の 16 歳以上の男 女 2850 人	47.5%	2006年

質問項目については、1回目(1985年調査)、2回目(1989年調査)については同和問題が中心となっている。3回目(1995年調査)以降は幅広く社会意識や人権問題について問われており、植民地支配問題や、性暴力などについてかなり踏み込んだ内容となっているが、本章では同和問題に関する項目のみについて扱うこととする。

2 継続的に調査されている主な質問項目

本章で取り上げるのは10項目である。1994年調査から質問項目が大幅に変化しているため、 単純に比較できる項目は多くはない。なお本節で紹介する質問項目はいずれも1986年報告書 をもとにしている。

ほとんど変化がない項目は、同和問題の認知経路「ではあなたは、同和地区があることをは

じめて知ったのは、どのようにしてですか。(○は1つ)」、差別発言・言動の経験における「あなたは同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞きしたことがありますか。」ならびに「その時あなたはどうされましたか」、広報誌における人権問題記事の閲読状況「堺市は、「広報堺」に人権問題の記事を掲載していますが、あなたは読んだことがありますか。」の3つである。

その他、細かな内容は変化しつつも、同和教育に対する評価「堺市では、学校で「同和教育」が行われていますが、あなたはどのようにお考えですか。(○は 2 つまで)」、同和対策事業の評価「現在堺市では、同和地区に対する差別をなくすために、同和対策事業を行っていますが、あなたはどのようにお考えですか。」、結婚忌避「もし、あなたのお子さんが、同和地区の人と恋愛し、結婚まで話がすすんでいるとしたら、あなたはどうされますか。(○は 1 つ)」、講演・研修への参加のきっかけ「あなたが同和問題の講演会や研修会に参加したきっかけは何ですか。あてはまるものに○印をつけてください。(○はいくつでも)」、理解を深めたい問題「とくに理解を深めたいとお考えの問題は何ですか。(○は 3 つまで)」、同和問題の解決方法「あなたは、同和問題の解決のためにはどのようにしたらよいとお考えですか。必要だと思うものをお選びください。(○はいくつでも)」、同和問題に対する意見「あなたは、同和地区や同和問題について、現在どのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものをお選びください。(○は 3 つまで)」などは、比較には注意が必要ではあるものの、おおまかな変化を読み取ることができる。次節では、これらの項目における変化の概要を確認する。

3 変化の概要

3-1 同和問題の認知経路

同和問題の認知経路については、最新の 2006 年調査で「インターネット」「同和問題を知らない」が追加されたものの、それ以外はまったく同じ項目が用いられている。大きく変化しているのは、「学校の友達から」ならびに「学校で教わった」であり、「学校の友達から」が低下 (1986 年 14.1% \rightarrow 1995 年 5.4%) する一方で、「学校で教わった」は上昇 (1986 年 20.2% \rightarrow 1995 年 31.8%) している。この背景には、学校での同和教育の広がりがあると考えられる。

表 3-2 同和問題の認知経路

21 - 13 141 312 1 437 111 12 1					
ではあなたは、同和地区があることをはじめて知ったのは、どのようにしてですか。 (○は 1 つ)	1985	1989	1994	1999	2005
父母や家族からきいた	28.8	26.2	24.1	26.6	25.6
近所の人からきいた	6.7	5.1	4.2	3.7	4.3
学校の友だちからきいた	14.7	11.5	5.4	5.5	5.4
職場の同僚からきいた	4.4	4.1	3.8	4.3	4.1
学校の授業で教わった	20.2	26.1	31.8	33.6	32.0
講演会、研修会などできいた	1.7	1.9	2.5	2.1	2.6
府県や市町村の広報紙でよんだ	4.3	5.3	5.0	5.2	3.8
テレビ、新聞、本などで知った	6.3	6.7	7.1	7.3	6.9
その他	2.1	2.0	1.8	2.5	2.3
おぼえていない	8.3	8.7	9.1	8.4	7.9
無回答	2.6	2.4	5.4	0.9	3.0
インターネット等から知った	_	_	_	_	0.0
同和問題を知らない	_	_	_	_	2.1
回答母数	1969	5190	3382	2948	2850

3-2 差別発言・言動の経験と反応

差別発言・言動の経験については、すべての調査で同じ項目が用いられている。「見聞きしたことがある」が大きく低下(1986 年 42.8% \rightarrow 1995 年 27.9%)し、かわって「見聞きしたことがない」が大きく上昇(1986 年 49.6% \rightarrow 1995 年 69.9%)していることがはっきりとわかる。

部落問題をめぐって、かつてと比較して部落差別が見えにくくなってきているという言説が 見られるが、そうした言説は調査結果から把握できる市民の経験からも裏付けられると言えよ う。

表 3-3 差別発言・言動の経験

あなたは同和地区に対する差別的な発言や行動 を見聞きしたことがありますか。	1985	1989	1994	1999	2005
見聞きしたことがある	42.8	42.8	32.5	29.9	27.9
見聞きしたことがない	49.6	49.6	64.7	67.2	69.9
無回答	7.6	7.6	2.8	2.8	2.3
回答母数	1989	5190	3382	2948	2850

また、「見聞きしたことがある」と回答した人には、それへの反応がたずねられている。回答項目が若干異なるので、単純に比較はできないものの、「差別と気づいたが、誤りを指摘できなかった」の割合が上昇(1995 年 42.6%→1995 年 52.8%)していると言えそうである。

表 3-4 差別発言・言動への反応

その時あなたはどうされましたか?	1985	1989	1994	1999	2005
差別と気がついたが、誤りを指摘できなかった	42.6	45.6	42.6	46.0	52.8
その時は差別とは気づかずに、見過ごした	32.3	22.6	26.6	25.9	13.2
誤りを指摘したが、説得できなかった	119	11.9	13.2	13.0	174
反省を求めて説得できた	11.9	3.4	3.6	3.9	17.4
その他	10.9	9.9	10.3	8.8	11.8
無回答	2.4	6.5	3.7	2.4	1.1
差別と気づき、他人に指摘してもらうよう頼ん だ	_	_	_	_	3.7
回答母数	843	1684	(1099)	(881)	794

※表中、1985 年の「誤りを指摘したが、説得できなかった」「反省を求めて説得できた」をあわせた 11.9% は、「誤りを指摘して反省を求めた」、2005 年の「誤りを指摘したが、説得できなかった」「反省を求めて説得できた」をあわせた 17.4%は「差別と気づき、誤りを指摘した」を便宜上置き換えたものであり、単純に比較することはできない。なお、「差別と気がついたが、誤りを指摘できなかった」は、1985 年では「差別と気づいていたが、誤りを指摘できなかった」となっている。また、回答母数のうち () がついているものは、母数についての記述がないため、全体から「見聞きしたことがある」の割合を乗じて算出している。

3-3 広報誌における人権問題記事の閲読状況

広報誌における人権問題記事の閲読状況についても、ほぼ同じ項目が用いられている。しか し、結果を見るかぎり、一貫した傾向は見られない。

表 3-5 広報誌における人権問題記事の閲読状況

堺市は、「広報堺」に人権問題の記事を掲載していますが、あなたは読んだことがありますか	1985	1989	1994	1999	2005
いつも読んでいる	11.4	17.9	12.7	15.2	17.4
たまに読むことがある	49.1	48.4	41.9	44.4	46.9
まったく読んだことはない	36.5	31.5	37.9	34.1	29.7
無記入	3.1	2.2	7.4	6.2	6.0
回答母数	1989	5190	3382	2948	2850

※それぞれ、たずね方は異なっている。表現は以下のとおり。1989年は「堺市は、次のような人権問題の啓発活動を行っていますが、あなたは読んだり見たりしたことがありますか。「広報堺」掲載の記事を」、1994年は「堺市は、次のような人権問題の啓発活動を行っていますが、あなたはそれらを読まれたり、見られたことがありますか。ある場合は、その感想もお聞かせください。ア.『広報さかい』3面掲載の人権啓発記事を」、1999年は「堺市は、さまざまな人権問題の啓発活動を行っていますが、あなたはそれらのうち次のようなものを読まれたり、見られた。したことがありますか。ある場合は、その感想もお聞かせください。ア.『広報さかい』3面掲載の人権啓発記事を」、2005年は「次の項目について、あなたは、見聞きしたことかありますか。ア.「広報さかい」掲載の人権啓発・人権情報に関する記事」。

3-4 同和教育に対する評価

同和教育に対する評価については、1989年までは「○は2つまで」、1995年以降は「○は1つ」となっており、単純に比較することはできない。選択肢についても、1991年までは「子どもの時から同和問題を正しく教えることは、よいことだと思う」であったが、1995年以降は「同和教育は人権意識を高めるうえでもよいことだ」に変更されており、比較は困難である。

ひとつ言えることがあるとすれば、「同和教育がどんな教育か、よく知らない」の割合が 2 割強でほとんど変化が見られないことである。

表 3-6 同和教育に対する評価

堺市では、学校で「同和教育」が行われていますが、 あなたはどのようにお考えですか。(○は2つまで)	1985	1989	堺市では、学校で「同和教育」が行われていますが、あなたはどのようにお考えですか。次のうちから、あなたのお考えに最も近いもの一つに○をしてください。	1994	1999	2005
子どもの時から同和問題 を正しく教えることは、よ いことだと思う	32.5	36.4	同和教育は人権意識を高 めるうえでもよいことだ	15.8	14.5	17.7
子どもに同和問題を教え る必要はないと思う	31.1	25.9	同和教育をする必要はな いと思う	19.3	19.3	15.2
同和教育を通じて、あらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う	37.4	37.7		33.1	33.1	28.9
同和教育より受験教育に 力を入れてほしい	3.4	3.4		1.1	0.7	4.8
同和教育がどんな教育か、 よく知らない	20.4	22.2		21.1	23.5	24.0
その他	6.0	5.2		4.9	5.7	4.4
無回答	3.2	2.8		4.7	3.2	5.0
回答母数	1969	5190		3382	2948	2850

3-5 同和対策事業の評価

同和対策事業の評価においても、同和教育の評価と同様、1986・1991 年は「○はふたつまで」であったものが、1994 年以降は「○はひとつ」となっており、単純に比較することはできない。また、2005 年調査は、特別対策が無くなったことを受けてか、質問項目としてはあげられていない。おおまかな傾向として読み取ることができるのは、「よく知らない」の割合が増加傾向にあることだろう。とはいえ、1999 年の段階で4割程度の人が「よく知らない」「わからない」と回答していること、同和行政や同和対策事業に対する否定的なマスコミ報道が2006 年以降多数見られたことを踏まえると、たとえ過去のことであっても、功罪を含めて同和対策事業の内容を周知していくことが、行政の説明責任として求められるのではなかろうか。

表 3-7 同和対策事業に対する評価

現在堺市では、同和地区に対する差別をなくすために、同和 対策事業を行っていますが、あなたはどのようにお考えです か。	1985	1989	1994	1999
	24.7	28.3	30.1	36
なぜ同和対策事業が行われているのか、わからない	6.9	7.5	3.9	4.2
同和地区の環境はかなりよくなってきているので、これから は同和対策事業は必要でない	11.3	9.3	7.0	8.1
同和地区だけに、ことさら特別対策すること自体おかしい	47.9	44.6	36.5	33.8
同和地区の環境は改善されつつあるが、生活実態(仕事・教 育・生活状態など)はまだ低く、同和対策事業は必要だ	8.1	8.3	8.4	6.9
同和地区だけでなく、貧しい家庭や、他の差別をうけている 人々にも特別対策は必要だ	46.9	48.4	_	_
その他	2.7	1.8	1.5	1.7
わからない	4.0	4.9	8.8	6.9
無回答	1.6	1.9	3.8	2.4
回答母数	1969	5190	3382	2948

※1994 年以降は、「同和地区の環境はかなりよくなってきているので、これからは同和対策事業は必要でない」は「同和地区の環境はかなりよくなってきているので、これからは必要でない」、「同和地区の環境は改善されつつあるが、生活実態(仕事・教育・生活状態など)はまだ低く、同和対策事業は必要だ」は、「同和地区の環境は改善されつつあるが、新たな対策は必要だ」となっている。

3-6 結婚忌避

結婚忌避についても、1994年調査以降で質問項目が異なる。1989年までは既婚者を対象としているのに対し、1994年以降は全員を対象としたものとなっているため、比較が困難である。1994年以降は同じ質問項目が用いられているので、その3回分を比較すると、1994年から1999年にかけて「反対する」割合はやや減少傾向にあるものの、2005年においてもおおむね4分の1程度が「反対する」と回答している。

表 3-8 結婚忌避

もし、あなたのお子さんが、同和地区の人と恋愛し、結婚まで話がすすんでいるとしたら、あなたはどうされますか。(○は1つ) (既婚者のみ)	1985	1989	もし仮に、あなたのない場合 ん(お子さんがいて答う は、いると仮定をしてください)が恋愛をしいる がでしたいといってもしる 手が同和地区の人は親としているない 場合、どのような態度をとる と思いますか。	1994	1999	2005
絶対に反対すると思う	17.3	14.8	頭から、とんでもないと反 対する 迷いながらも、結局は反対 する	6.4 22.7	4.6 19.3	5.2 19.3
親としては反対だが、子 どもの意志が強ければ結 婚もしかたがない	27.0	31.4	迷いながらも、結局は賛成 する	27.1	29.0	28.7
お互いの愛情が大事なの で、結婚を祝福する	28.4	30.3	ためらうことなく、賛成す る	11.4	15.8	13.7
その他	3.6	2.3		_	_	_
わからない	19.7	20.1		30.6	29.5	30.8
無回答	4.0	1.1		1.8	1.7	2.2
回答母数	1459	4018		3382	2948	2850

3-7 同和問題の解決方法

同和問題の解決方法については、1989 年調査まではあてはまるものすべてに回答してもらう形式だったのに対し、1994 年以降は、それぞれの項目について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の選択肢のうちからひとつを選んでもらう形式に変更されている。表中 1994 年以降の数値は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合を示している。

おおまかな変化の傾向としては、「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」とするいわゆる「分散論」が、1985年では最も選択されていたが、以降は低下傾向にある。他方で「寝た子を起こすな論」の割合は常に高く、1994年以降も7割前後を推移している。「寝た子を起こすな論」は、1965年の同和対策審議会答申に代表されるように、部落問題の解決に向けて運動・行政などにおいて否定され続けてきた考え方であるが、現実には大多数の堺市民に共有されていることから、「寝た子を起こすな」という考え方に対する啓発が最重要課題として設定されるべきであろう。

表 3-9 同和問題の解決方法

衣 3-9 内州向起の解決方] 法					
あなたは、同和問題の解決の			如英美叫ナヤノナナオについ			
ためにはどのようにしたら	1005	1000	部落差別をなくす方法につい	1004	1000	2005
よいとお考えですか。必要だと思うものをお選びくださ	1985	1989	て、次のような意見がありま す。あなたはどう思いますか。	1994	1999	2005
とふりものをお選びくたさい。(○はいくつでも)			り。めなたはこう志いまりか。			
同和地区の住宅や生活環境						
同相地区の住宅で主冶塚県 をよくする	11.3	12.1		_	_	_
			同和地区の人々が安定した仕			
同和地区の人々に安定した	15.4	15.4		52.2	43.5	46.0
仕事や産業を保障する	10.1	10.1	部落差別はなくなる	OL.L	10.0	10.0
同和地区の人々が、まず差別	00.7	040				
されないように気をつける	26.7	24.6		_	_	_
同和地区の人々の教育水準	15.0	122				
を高める	15.2	13.3		_	_	_
人権を大切にする教育活動、	22.3	26.2		_	_	_
啓発活動を積極的に行う	22.5	20.2				
差別を営利目的に使うもの						
など悪質な差別を法律で処	17.5	12.4		_	_	_
罰する						
同和地区の人々が、かたまっ			同和地区の人々が、分散して住			
て住まないで、分散して住む	36.5	27.9	むようにすれば、差別はなくな	41.6	38.3	32.7
ようにする			వ			
同和地区のことや差別のことなどによればロケルされる。						
となど口に出さないで、そっ としておけば、自然に差別は	35.8	28.7	「差別、差別」と騒がないで、 そっとしておいた方がよい	71.0	64.6	67.2
としておりは、日然に左別は なくなる			そうとしてあいた方がよい			
どんなことをしても、部落差						
別はなくならない	9.7	_		_	_	_
716.6 (.0) (8 v .			同和地区の人々が、もっと積極			
			的に差別の不当性を訴えて、			
			人々に働きかけていけば、差別	16.4	15.4	13.4
			はなくなる			
			私たちが、もっと人権意識にめ			
			ざめ、差別を許さない態度と行	55.6	54.7	40.6
			動力を身につければ差別はな	55.0	54.7	49.6
			くなる			
その他	5.3	5.2		_	_	_
わからない	7.2	9.6		_	_	_
無記入	2.1	2.2				_
回答母数	1969	5190		3382	2948	2850

※1989年は、「差別を営利目的に使うものなど悪質な差別を法律で処罰する」が「悪質な差別を法律で処罰する」、「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」が「同和地区の人々が、分散して住むようにする」、「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」が「そっとしておけば、自然に差別はなくなるとなっている」となっている。

3-8 同和問題に対する意見

同和問題に対する意見についても、1989 年調査までは「○は 3 つまで」回答してもらう形式だったのに対し、1994 年以降は、それぞれの項目について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の選択肢

のうちからひとつを選んでもらう形式に変更されている。同和問題の解決方法同様、表中 1994 年以降の数値は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合を示している。

表 3-10 同和問題に対する意見

表 3-10 向和问題に対する	思兄					
あなたは、同和地区や同和問						
題について、現在どのように			同和問題について、次のよう			
お考えですか。あなたのお考	1985	1989	な意見がありますが、あなた	1994	1999	2005
えに近いものをお選びくださ			はどう思いますか。			
い。(○は3つまで)						
			同和地区の人々と、深くかか			
同和問題とかかわりたくない	13.0	14.8	わることにはためらいを感じ	22.5	19.6	21.3
			る			
同和地区の人を気の毒、かわ	00.1	00.0				
いそうに思う	20.1	22.6		_	_	_
同和地区の人の気持ちや立場	00.0	0.4.0	同和地区の人々の気持ちや立	F7.0		
をもっと埋解すべきだ	29.9	34.0	場をもっと埋解すべきだ	57.8	_	_
部落差別は、他人事とは思え						
ない	10.6	11.4		_	_	_
- 自分の生き方の問題として、						
同和問題の解決に努力してい	11.6	11.7		_	_	_
きたい						
その他	7.2	8.2		_	_	_
わからない	21.4	19.2		_	_	_
無記入	9.9	7.9		_	_	_
M. HOV	0.0	7.5	部落差別はいけないことだ			
			が、私とは関係のない話だ	34.9	33.9	37.2
			今まで差別されてきた同和地			
			区の人々のくやしさを思え			
			ば、差別したことを厳しく追	41.6	41.1	38.7
			及するのも理解できる			
			部落差別を許さない態度を身			
/			につけることは、他の人権問	58.7	56.4	51.7
			題にもプラスになる	56.7	50.4	51.7
			題にもプラスになる同和地区の人々には、差別さ			
			れるくやしさを知っているだ			
			けに、人として思いやりがあ	17.0	不明	13.1
			る人が多い			
			同和地区の人々は、明るく、	10.2		
			たくましく生きてきた人が多 い	19.2	_	_
			い 同和地区の人々は、何かある			
			向和地区の人々は、何かのる と集団でおしかけてくる	46.5	40.5	35.6
			同和地区の人々は、「差別、 差別」といって、被害者意識	E0.6	EE O	40 G
			だ別」といって、仮音有息調が強すぎる	58.6	55.2	49.6
	1060	E100	2. 畄との	2202	2040	2050
回答母数	1969	5190		3382	2948	2850

比較が可能な 1994 年以降に限って言えば、「今まで差別されてきた同和地区の人々のくやしさを思えば、差別したことを厳しく追及するのも理解できる」が 4 割前後、「部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ」が 3~4 割、「同和地区の人々と、深くかかわることに

はためらいを感じる」割合は 2 割前後で大きな変化は見られない。割合が低下しているのは、「部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にもプラスになる」、「同和地区の人々は、「差別、差別」といって、被害者意識が強すぎる」「同和地区の人々は、何かあると集団でおしかけてくる」などである。

とはいえ、被害者批難の考え方である「同和地区の人々は、「差別、差別」といって、被害者意識が強すぎる」がおおむね5割、部落に対する偏見の代表的なものである「同和地区の人々は、何かあると集団でおしかけてくる」に賛成する者が35.6%にのぼることを考えると、偏見を解消するための啓発の試みはこれまでと同様に重要であることが指摘できる。

3-9 講演・研修への参加のきっかけ

講演・研修への参加のきっかけついては、講演・研修を受けたことがある人のみを対象としている。1989年調査までは「同和問題」、1994年以降は「人権問題」となっているため、1994年以降はまったく別物と考えねばならない。

1994 年以降の変化で指摘できることは、「自分からすすんで」の割合が上昇 (1994 年 11.9% →2005 年 22.2%) しており、「PTA の会合や子どもの授業参観に行った時に、講演会が組み込まれていたので」の割合が低下(1994 年 26.9%→2005 年 18.6%)していることである。

表 3-11 講演・研修への参加のきっかけ

あなたが同和問題の講演会 や研修会に参加したきっか けは何ですか。あてはまる ものに○印をつけてくださ い。(○はいくつでも)	1985	1989	人権問題の講演会や研修会 に参加されたきっかけは何 ですが。あてはまるものす べてに○をしてください。	1994	1999	2005
自分からすすんで	13.9	11.1	関心をもっているので自分 からすすんで	11.9	14.1	22.2
勤務先の命令で	34.4	36.7		22.1	27.2	27.4
自分が団体などで役員をし ていて	21.9	15.5		約 21	約 13	9.6
知りあいの人にさそわれた ので	6.2	4.7		約 7	約 15	14.2
他の行事や研修の中に、同 和問題の学習が組み込まれ ていたので	36.2	34.4	他の行事や研修の中に、講 演会が組み込まれていたの で	25.9	28.2	33.1
子どもの授業参観に行った ついでに	15.5	24.0	PTA の会合や子どもの授業 参観に行った時に、講演会 が組み込まれていたので	26.7	26.5	18.6
			人権や平和活動についての NGO に参加しているから	_	約 2	7.8
その他	3.1	5.3		約3	約 5	2.5
無記入	1.3	8.0		不明	不明	6.9
回答母数	(452)	1184		不明	不明	857

※1985 年については、回答母数のうち()がついているものは、母数についての記述がないため、全体から研修に参加したことのある割合(28.5%)を乗じ、さらに同和問題についての研修に参加したことのある割合(80.7%)のを乗じて算出している。

3-10 理解を深めたい問題

理解を深めたい問題については、質問項目については大きな変化はないものの、年を追うごとに人権課題と設定される問題が増加したこともあってか、選択肢となる項目が増えている。さらに、1991年調査までは、「人権問題の理解を深めるために、今後読書や学習(講演会や研修会の参加をふくむ)をしてみたいですか」という問いに対して、「してみたい」あるいは「できたらしてみたい」と回答した人に○は3つまで選択してもらっているのにたいし、1995年以降は「あてはまるものすべて」とたずねているため、比較は困難である。そのため、表を掲載するにとどめておく。

表 3-12 講演・研修への参加のきっかけ

とくに理解を深めたいとお考えの問題は何で	1985	1989	1994	1999	2005
すか。					
平和問題	36.0	15.4	約 20	21.9	23.7
環境破壊、食品公害の問題	44.0	54.2	47.5	44.5	37.5
青少年の非行などの教育問題	48.4	37.8	約 28	33.6	_
高齢者・医療などの福祉問題	48.1	57.2	56.3	_	_
女性問題	15.9	16.5	16.5	17.5	20.4
同和問題	15.9	13.0	10.6	17.5	10.2
在日外国人問題	9.6	9.1	約 10	約10	7.5
障害者問題	21.8	22.7	約 28	33.1	23.2
世界の人権問題	_	14.6	7.7	_	_
子どもの人権問題	_	_	15.0	17.5	24.3
人種差別・民族差別などの人権問題	_	_	_	20.9	14.2
高齢者の人権問題	_	_	_	45.2	29.3
HIV感染者・ハンセン病回復者の人権問題	_	_	_	約 20	8.1
プライバシーの問題	_	_	_	約 17	22.2
性同一性障害者の人検問題	_	_	_	_	5.5
犯罪被害者とその家族の人権問題	_	_	_	_	19.2
インターネット上の人権問題	_	_	_	_	14.2
ホームレスの人権問題	_	_	_	_	6.8
その他	記入無し	記入無し	約 1	約 1	0.9
わからない	記入無し	記入無し	_	_	_
特にない	_	_	約7	約8	7.4
無回答	_	_	_	_	20.4
回答母数	(656)	(1935)	3382	2948	2850

※1985 年については、回答母数のうち()がついているものは、母数についての記述がないため、全体から読書や学習を「ぜひしてみたい」(3.6%)割合を乗じたものと、「できたらしてみたい」(29.7%)割合を乗じたものをあわせたものとして算出している。同様に、1991年についても、母数についての記述がないため、全体から読書や学習を「してみたい」(3.4%)割合を乗じたものと、「できたらしてみたい」(33.9%)割合を乗じたものをあわせたものとして算出している。

※1985年の「高齢者・医療などの福祉問題」は、「老人・医療などの福祉問題」、「女性問題」は「女性差別の問題」、「同和問題」は「部落差別の問題」、「在日外国人問題」は「在日外国人差別の問題」、「障害者問題」は「障害者差別の問題」、2000年の「HIV感染者・ハンセン病回復者の人権問題」は、「HIV・難病等の医療問題」、2005年の「環境破壊、食品公害の問題」は「環境問題」、「女性問題」は「女性の人権問題」、「在日外国人問題」は「日本に住む外国人の人権問題」、「障害者問題」は「障害者の人権問題」となっている。

※2005年のみ、質問項目が「あなたか理解を深めたいとお考えの問題は何ですか。」となっており、「特に」

という文字が除かれている。

4 堺市民意識調査から見る啓発課題

以上、啓発課題に関わって、おおまかにつかむことのできる市民意識の変化を再確認すると、 以下のようになる。

認知経路については、学校の友だちからが減少、学校の授業で教わったが上昇している。特に 1985 年から 1994 年にかけての変化が大きいことから、他の項目においても 1985 年から 1994 年にかけての意識の変化が大きいように思えるが、残念ながら調査項目が全般的に変化してしまったことにより、単純な比較はできなくなっている。

差別発言・言動の経験は、見聞きしたことがある人が減少する一方で、見聞きしたことがある人に関しては「誤りを指摘できなかった」とする割合が上昇している。

同和教育についてよくわからない人は2割強、同和対策事業については1999年の段階で4割程度が「よく知らない」「わからない」と回答しており、同和教育・同和対策事業に関する周知が今後も求められる。

結婚忌避は、減少傾向にあるようだが、4分の1が結婚に反対すると回答しており、結婚差別解消のための取り組みは今後も重要である。

同和問題の解決方法については、分散論は減少傾向にあるものの3割強が賛成。寝た子を起こすな論においては賛成が7割前後を推移しており、これらの考え方に対する啓発が最重要課題になると思われる。

同和問題についての意見については、減少傾向にあるものの「同和地区の人々は、「差別、差別」といって、被害者意識が強すぎる」がおおむね5割、部落に対する偏見の代表的なものである「同和地区の人々は、何かあると集団でおしかけてくる」に賛成する者が35.6%であり、偏見情報の解消が求められる。また、「部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ」が3~4割、「同和地区の人々と、深くかかわることにはためらいを感じる」割合は2割前後でおおむね変化は見られず、部落問題あるいは同和地区の人々と距離があると感じている人、あるいは積極的に距離をとろうとしているものの割合は少なくはない。

このように見ると、1985年に行われた調査項目として設定されている啓発課題は、現状においてもあまりかわらないのではなかろうか。むしろ、差別言動に対する見聞きした経験が少なくなっているのにもかかわらず、偏見情報に対しては一定の広がりがあり、また、忌避的態度は大きく変化しているとは言えない。今後も上述した課題を中心とした部落問題に関する啓発が粘り強く取り組まれるべきであろう。

第4章 北九州市人権意識調査から見る市民意識の変化と啓発課題

益田 圭

はじめに

本章では、北九州市民を対象として過去7回にわたって行われてきた人権意識調査報告書を 用いて、4~7回継続して質問されている項目を抽出し、それらの項目への回答を時系列的に分 析する。その結果から、北九州市民の意識の変化、市民の意識の特徴について検討し、啓発の 成果と課題について考察していく。

1 実施された意識調査

本章で用いる調査報告書は表 4-1 の 7 点である。

表 4-1 本章で用いる報告書と調査の概要

調査主体	報告書名	調査実施 年月	調査対象者	有効 回収率	発行年
北九州大学北 九州産業社会 研究所	『同和問題についての市民 意識調査報告書』	1976年7月 ~8月	20 歳以上の男 女 3,868 人	66.1%	1977年
北九州市教育 委員会	『同和問題についての市民 意識調査報告書』	1980 年 4~ 5 月	20 歳以上の男 女 4,550 人	82.2%	1980年
北九州市教育 委員会	『同和問題についての北九 州市民の意識と態度』	1986年7月 ~8月	20 歳以上の男 女 4,550 人	78.9%	1986年
北九州市教育 委員会	『同和問題についての北九 州市民の意識と態度-第4 次調査報告書-』	1991年8月	20 歳以上の男 女 4,550 人	81.4%	1991年
北九州市	『人権・同和問題に関する 意識調査報告書<第5次 >』	1995 年 7~ 8 月	20 歳以上の男 女 4,550 人	76.6%	1996年
北九州市人権 啓発センター	『人権問題に関する意識調 査報告書<第6次>』	2000 年 7~ 8 月	20 歳以上 80 歳未満の男女 4,550 人	78.2%	2001年
北九州市人権 啓発センター	『人権問題に関する意識調 査報告書<第7次>』	2005年8月	20 歳以上 80 歳未満の男女 4,218人	62.6%	2006年

調査法として、すべての調査で留め置き法が用いられているため、多くの調査で用いられている郵送法よりも有効回収率は高めになっている。調査票の全体的な構成は、1996 年調査までは内容の変化はありながら同和問題中心に構成されているが、2000 年調査から調査票の構成が大きく変わり、さまざまな人権問題が取り上げられる形になっている。

質問項目の構成は、第 5 回 (1995 年) 調査までは同和問題が中心となっているが、第 6 回 (2000 年) 調査から構成が大きく変わり、人権全般を広くあつかう形となり、同和問題に関する質問項目が著しく減少している。これにより調査の継続性という面から考えれば、1995

年調査と 2000 年調査の間で大きな溝があるということも出来る。また、第 3 回 (1986 年) 調査は前後の調査とは独自の質問項目の構成が目立つ。そして全体的に質問攻勢、設問、選択肢に細かい変更が見られる。

本章では、同和問題を中心に、基本的に 4 回以上継続する質問項目で、また最新の 2005 年で用いられている質問項目を取り上げていく。

2 継続的に調査されている主な質問項目

本章で取り上げるのは 8 項目である。これまでにも述べたように、1995 年調査から 2000 年調査にかけての大きな質問項目の構成の変更、設問、選択肢にさまざまな変更が加えられているために、単純に比較出来る項目は非常に少ない。

そうした中から本章で取り上げるのは、人権・差別問題に対する関心「人間はみんな幸せに 生きていく願い・権利をもっています。この人権が不当に傷つけられることを差別といいます。 あなたは、今、人権や差別問題に関心をもっていますか。人権・差別問題を気にかけ、注意し ていますか。(1986 年調査)」、人権(同和)講演・研修への参加回数「これまで人権に関 する講演・研修に参加したことはありますか。(2005年調査)」、同和問題の認知時期「同 和地区や同和問題のあることを、はじめて知ったのはいつですか。一つ選んでください。(1980 年調査)」、同和問題の認知経路「同和地区や同和問題のあることを、はじめて知ったのはい つですか。一つ選んでください。(1991年調査)」、自分の子どもの結婚忌避「もし、あな たのお子さんが同和地区の人と恋愛し、結婚まで話が進んでいるとしたら、あなたはどうしま すか。(1986 年調査)」、同和問題解決への態度「同和問題の解決について、あなたの率直 な気持を聞かせてください。次の中からあなたの気持にもっとも近いものを一つ選んでくださ い。(1980 年調査)」、同和問題解決に対する考え「同和問題の解決に対するあなたの考え に最も近いものを一つ選んでください。(1995年調査)」、部落差別解決の方法「部落差別 をなくすためには、次の中のどれが大切だと思いますか。あなたの考えに近いものを3つ選ん でください。3 つ以上選ばないよう気をつけてください。ただし、1.に○をつけた人は、他に は○をつけないてください。(1976年調査)」の8項目である。

次節では、これらの項目の変化の概要について検討していく。

3 変化の概要

3-1 人権・差別問題に対する関心

人権・差別問題に対する関心については、設問、選択肢に多少の変更があるもののほぼ同じ形で質問がなされている。表 4-2 からわかるように年々人権・差別問題に関心があるとする人の割合が増加し、関心がないとする人の割合が減少する傾向がある。「非常に関心がある」(1986年 7.5%→2005年 10.3%)と「全くない」(1986年 7.2%→2005年 4.3%)では増減の幅は小さいが、「かなりある」(1986年 32.4%→2005年 59.5%)では大きくその割合が増加し、「あまりない」(1986年 51.9%→2005年 25.2%)では大きく減少している。これらから、1986年から 2005年の約 20年間で人権・差別問題に対して関心を持つことがかなり一般的になっているということができるだろう。

表 4-2 人権・差別問題に対する関心

人間はみんな幸せに生きていく願い・権利をもっています。この人権が不当に傷つけられることを差別といいます。あなたは、今、人権や差別問題に関心をもっていますか。人権・差別問題を気にかけ、注	1986	1991	1995	2000	2005
_ 意していますか。					
非常に関心がある	7.5	7.7	10.8	10.7	10.3
かなりある	32.4	36.8	54.9	60.2	59.5
あまりない	51.9	47.6	25.2	23.9	25.2
全くない	7.2	6.9	8.5	4.5	4.3
無回答	1.0	0.9	0.7	0.7	0.7
回答母数	3591	3704	3486	3592	2639

※表中の質問文、選択肢は1986年調査のもの。1991年調査では、設問は1985年調査の設問の最後に「次の中から一つ選んでください。」が付け加えられ、選択肢は「1. 非常に関心がある 2. かなり関心がある 3. あまり関心がない 4. 関心がない」。1995年調査では、設問は「あなたは人権・差別問題に関心をもっていますか。人権・差別問題を気にかけ、注意していますか。次の中から一つ選んで、その番号を○で囲んでください。」、選択肢は1991年と同じ。2000年調査では、設問は「あなたは、人権問題・差別問題に、どの程度関心をもっていますか。」、選択肢は1991年調査と同じ。2005年調査では、設問、選択肢とも2000年と同じ。

3-2 人権(同和)講演・研修への参加回数

人権(同和)講演・研修への参加回数については、1986 年調査と 1991 年調査では、講演・研修の対象が「同和問題」であるのに対して、2000 年調査と 2005 年調査では「人権問題」となっているため、結果を検討する場合には注意が必要である。全体的には人権(同和)講演・研修に参加したことが人の割合が減少し、参加した人の割合がそれぞれ上昇するという傾向である。「同和問題」から「人権問題」という対象の変化は、当然講演・研修への参加回数を増やす効果を持つが、2000 年調査と 2005 年調査を比較しても同様の変化を示しているため、全体として講演・研修に参加した人の割合が上昇していると考えていいだろう。「参加したことがない」人の割合は大きく減少し(1986 年 74.5%→2005 年 54.4%)、「1~2 回参加」という人の割合は大きく増加している(1986 年 12.9%→2005 年 23.3%)。こうした変化は啓発活動が継続的に行われてきたことが主要な要因であり、そして同和問題から人権問題へと啓発の対象がシフトして入り口が広くなったことも影響がある可能性があると考えることが出来る。

表 4-3 人権(同和)講演・研修への参加回数

これまで人権に関する講演・研修に参加したことはありま	1986	1991	2000	2005
すか。	1300	1331	2000	2003
10 回以上参加	3.3	3.5	6.1	7.7
3~9 回参加	9.3	13.9	12.0	12.4
1~2 回参加	12.9	15.1	17.8	23.3
参加したことはない	74.5	64.5	62.2	54.4
無回答	_	3.1	2.0	2.2
回答母数	3591	3704	3592	2639

※表中の質問文、選択肢は2005年調査のもの。1986年調査と1991年調査では選択肢が異なるため、選択肢ごとの結果を加算して算出している。1986年調査では、設問は「同和問題の講演会や研修会などに参加したことがありますか。◆参加回数」、選択肢は「1. なし 2. 1, 2回 3. 3-5回 4. 6-9回 5. 10回以上」、1991年調査では、設問は「同和問題の講演会や研修会などに参加したことがありますか。一つ選んでください。」、選択肢は「1. 1~2回 2. 3~4回 3. 5~6回 4. 7~9回 5. 10回以上 6. ない」、2000年調

査では、設問は2005年と同じ、選択肢は「1. 10回以上参加した 2. 3~9回参加した 3. 1、2回参加した 4. 参加したことはない」

3-3 同和問題の認知時期

同和問題の認知時期については 1991 年以降の調査では少しずつ設問、選択肢のワーディングが変更されている。しかし、内容的には 5 回の調査がほぼ同内容の設問、選択肢と考えてよいと思われる。全体的な傾向としては、「小学校入学前」に同和問題を認知する人の割合には大きな変化はなく、「小学校」 (1980 年 24.2%→2005 年 37.5%)「中学校」 (1986 年 16.6%→2005 年 19.0%)で同和問題を認知する人が年々増加し、それ以降に同和問題を認知した人が年々減少する傾向がある。これは小学校、中学校での同和教育の成果であると考えることができるだろう。ただ、「小学校入学前」という人の割合があまり変化しないこと、また「おぼえていない」と回答する人が毎回1割以上いることから、学校同和教育以外の経路から同和問題を認知している人達が一定割合存在していると考えることが出来るのではないだろうか。

表 4-4 同和地区の認知時期

同和地区や同和問題のあることを、はじめて知ったのはいつですか。一つ選んでください。	1980	1991	1995	2000	2005
小学校に入学する前(6 歳未満)	3.0	3.1	2.2	3.8	3.1
小学生のころ(6歳~12歳未満)	24.2	26.5	27.5	34.6	37.5
新制中学生(高等小学校)のころ(12歳~15歳 未満)	16.6	17.2	19.5	20.4	19.0
新制高校生(旧制中学校)のころ(15 歳~18 歳 未満)	10.3	8.9	7.9	8.1	9.2
18・19 歳のころ	7.4	4.3	5.4	5.6	4.4
20 歳以降	18.1	18.7	17.5	12.5	10.8
おぼえていない	14.1	17.6	16.5	11.8	12.9
同和問題を知らない	4.3	2.4	2.2	1.6	1.4
無回答	2.0	1.4	1.2	1.6	4.0
回答母数	3665	3704	3486	3592	2639

※表中の質問文、選択肢は1980年調査のもの。1991年調査では、設問は「あなたが同和問題を初めて知ったのはいつですか。次の中から一つ選んでください。」、選択肢は「1. 小学校入学前(6歳未満) 2. 小学生のころ(6~12歳) 3. 中学生のころ(12~15歳) 4. 高校生のころ(15~18歳) 5. 18・19歳 6. 20歳以降 7. おぼえていない 8. 同和問題を知らない」。1995年調査では、設問は「あなたが同和問題を初めて知った時期を、一つ選んでください。」、選択肢は「1. 小学校入学前(6歳未満) 2. 小学生のころ(6~12歳) 3. 中学生のころ(12~15歳) 4. 高校生のころ(15~18歳) 5. 18歳~20歳未満 6. 20歳以上 7. おぼえていない 8. 同和問題を知らない」。2000年調査では、設問は「あなたが、同和問題をはじめて知ったのは、いつ頃ですか。」、選択肢は1995年調査と同じ。2005年調査では、設問は2000年調査と同じ、選択肢は「1. 小学校入学前 2. 小学生のころ 3. 中学生のころ 4. 高校生のころ 5. 18-20歳未満 6. 20歳以上 7. おぼえていない 8. 同和問題を知らない」。

3-4 同和問題の認知経路

同和問題の認知経路については、1980年調査でも質問項目が設定されているが、ここで取り上げた調査と選択肢が異なるため、ここでは取り上げなかった。また、1991年調査と 1995年調査の間で選択肢の変更が行われているため注意が必要である。全体的な傾向としては、「父母やきょうだいなど家族から聞いた」とする人が 1991年調査から 2005年調査の間で 23%前

後と変化していない。また「親戚」「近所」「職場」「友達や先輩」などから知った人の割合もあまり変化が見られない。一方、「学校の授業でならった」という人は年々増加している (1995年 17.0% \rightarrow 2005年 31.8%)。減少しているのは「マスコミ」 (1995年 7.8% \rightarrow 2005年 5.0%)、「集会や研修会」 (1991年 5.8% \rightarrow 2005年 3.8%)、「広報誌や冊子」 (1995年 3.6% \rightarrow 2005年 1.7%)、「何となく知った」 (1991年 21.1% \rightarrow 2005年 11.3%)などである。こうした傾向を見ると、学校の授業で同和問題を認知する人が増加し、何となく知ったり公的な媒体で知った人が減っている。しかし、被差別部落に対する差別や偏見の伝達に重要な役割を果たしていると考えられるインフォーマルな人間関係から同和問題を認知する人の割合はあまり変化していない。このことは注目に値する。また、こうした傾向は 3-3 で検討した認知時期での分析とも一致している。

表 4-5 同和問題の認知経路

同和問題をあなたが初めて知ったのは、どんなきっかけ	1991	1995	2000	2005
からですか。一つ選んでください。				
父母やきょうだいなど家族から聞いた	23.6	23.0	23.8	22.2
親戚の人から聞いた	1.3	1.8	1.5	2.2
近所の人から聞いた	4.4	4.8	5.2	4.5
職場の人から聞いた	5.6	5.5	4.7	4.2
子どものころの友達や先輩から聞いた	8.1	6.8	7.3	8.3
学校の授業で習った	17.0	21.7	28.1	31.8
マスコミ、学習会、啓発資料などで知った	12.9	_	_	_
★マスコミ(テレビ・新聞など)で知った	_	7.8	6.6	5.0
★集会や研修会で知った	_	5.8	4.1	3.8
★広報紙や冊子などで知った	_	3.6	3.0	1.7
何となく知った	21.1	13.5	12.2	11.3
その他	2.2	2.9	1.9	1.7
同和問題を知らない	2.2	1.6	_	1.3
無回答	1.7	1.1	1.4	1.9
	3704	3486	3592	2639

※表中の質問文、選択肢は1991年調査のもの。ただし \star 印の選択肢は1995年調査のもの。1995年調査では、設問は「あなたが同和問題を初めて知ったのはどんなきっかけからですか。一つ選んでください。」、選択肢は「1. 父母や兄弟姉妹など家族から聞いた 2. 親せきの人から聞いた 3. 近所の人から聞いた 4. 職場の人から聞いた 5. 子どものころ友達や先輩に聞いた 6. 学校の授業で習った 7. マスコミ(テレビ・新聞など)で知った 8. 集会や研修会で知った 9. 広報紙や冊子などで知った 10. はっきりおぼえていない 11. その他 12. 同和問題を知らない」。

2000年調査では、設問は「あなたが、同和問題をはじめて知ったのは、どのようなことからですか。」、選択肢は「1. 父母や兄弟姉妹など家族から聞いた 2. 親せきの人から聞いた 3. 近所の人から聞いた 4. 職場の人から聞いた 5. 子供のころ友達や先輩に聞いた 6. 学校の授業で習った 7. マスコミ(テレビ、新聞など)で知った 8. 集会や研修会で知った 9. 広報紙や冊子などで知った 10. はっきりおぼえていない 11. その他(具体的に)」。2005年調査では、設問は2000年調査と同じ、選択肢は「1. 父母や兄弟姉妹など家族 2. 親せきの人 3. 近所の人 4. 職場の人 5. 子どものころ友達や先輩 6. 学校の授業 7. 集会や研修会 8. マスメディア 9. 広報紙や冊子など 10. おぼえていない 11. その他 12. 同和問題を知らない」。

3-5 自分の子どもの結婚忌避

自分の子どもの結婚忌避については 1995 年調査と 2000 年調査の間で「家族・親せきなどが反対するようなら結婚を認めない」という項目が追加され、2005 年調査ではさらに選択肢として「その他」「わからない」が追加されている。また、2000 年調査のみが既婚者は自分の子どもの場合、未婚者は自分の結婚の場合について回答する枝割れ式の設問となっているが、それ以外の調査では、子どもがいることを想定した全員対象の設問となっている。したがってこの項目での単純な数字の変化の解釈はできない。そのためおおざっぱに傾向だけを考えてみることとする。

「結婚に反対する」は大きく減少している(1986 年 22.0%→2005 年 5.4%)。しかし、「子どもの意思を尊重する」はあまり変化していない。また「反対だが、子どもの意志が強ければやむをえない」もあまり変化していない。このことは何を示しているのだろうか。上で述べたように質問項目の設問、選択肢、回答対象者が異なるため、はっきりしたことはわからないが、ひとつの可能性として、被差別部落の人との結婚に明確に反対するのはよくないということは広く浸透してきたが、結婚を認めるかどうかにはそれほど大きな変化が起こっていないとも考えられる。

表 4-6 自分の子どもの結婚忌避

もし、あなたのお子さんが同和地区の人と恋愛し、	·		·	·	
結婚まで話が進んでいるとしたら、あなたはどう	1986	1991	1995	2000	2005
しますか。					
子どもの意志を尊重する	43.5	37.9	45.8	40.3	40.5
反対だが、子どもの意志が強ければやむをえない	30.4	37.4	35.4	35.9	29.4
★家族・親せきなどが反対するようなら結婚を認				г о	F 0
めない	_	_	_	5.8	5.0
結婚に反対する	22.0	19.0	12.5	7.8	5.4
☆その他	_	_	_	_	2.0
☆わからない	_	_	_	_	15.7
無回答	4.1	5.7	6.3	10.2	1.9
	3591	3704	3486	不明	2639

※表中の質問文、選択肢は1986年調査のもの。ただし★印の選択肢は1991年調査、☆印の選択肢は2005年調査のもの。1991年調査では、設問が「もし、かりにあなたのお子さんが同和地区の人と恋愛し、結婚まで話が進んでいるとしたら、あなたはどうしますか。一つ選んでください。」、選択肢が「1. 子供の意志を尊重する 2. 反対だが、子供の意志が強ければやむをえない 3. 絶対に反対する」。1995年調査では、設問、選択肢とも1991年調査と同じ。2000年調査では、設問が「結婚についてお聞きします。既婚の方は(1)、未婚の方は(2)にお答えください。(1)既婚の方のみお答えください。仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうすると思いますか。」、選択肢が「1. 子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない 2. 親としては反対だが、子どもの意志が強ければやむをえない 3. 家族・親せきなどが反対するようなら結婚を認めない 4. 絶対に反対する」となっており、既婚者だけが調査対象者となっている。2005年調査では、設問が「結婚についてお尋ねします(ご自身が現在その立場になくても、その立場にあった場合とうするかと考えてみてお答え下さい)。(1)仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうすると思いますか。」、選択肢が「1. 子どもの意志を尊重する 2. 子どもの意志が強ければやむをえない 3. 家族・親せきなどが反対なら認めない 4. 絶対に反対する 5. その他 6. わからない」。

3-6 同和問題解決への態度

同和問題解決への態度については、1995 年調査を境に質問項目が大きく変わっているために、1980 年調査から 1995 年調査について検討していく。1995 年調査では「考えたことがない」が選択肢から削除されていることは注意すべきである。全体の傾向としては「同和問題を解決するため、できるかぎりの努力をしたい」(1980 年 $4.7\% \rightarrow 1995$ 年 8.1%)、「努力までは考えていないが、自分は差別しないようにしたい」(1980 年 $58.5\% \rightarrow 1995$ 年 74.5%)という選択肢を選ぶ人の割合は増加する傾向がある。ただし、1995 年調査から選択肢として「考えたことがない」が削除されたためにそうした項目を選択する人の割合が増えた可能性も否定できない。また「自分たちではどうしようもない問題だ」という人が 1991 年調査までは年々増加傾向にあったのが(1980 年 $15.9\% \rightarrow 1995$ 年 20.9%)、1995 年調査では 14.5%と大きく減少している。この減少が 1995 年調査で「努力までは考えていないが、自分は差別しないようにしたい」が大きく増加した主要な要因かも知れない。

表 4-7 同和問題解決への態度

同和問題の解決について、あなたの率直な気持を聞かせて				
ください。次の中からあなたの気持にもっとも近いものを	1980	1986	1991	1995
一つ選んでください。				
同和問題を解決するため、できるかぎりの努力をしたい	4.7	5.5	6.1	8.1
努力までは考えてないが、自分は差別しないようにしたい	58.5	59.9	59.7	74.5
自分たちではどうしょうもない問題だ	15.9	17.1	20.9	14.5
考えたことがない	18.3	15.5	11.0	_
無回答	2.6	2.0	2.4	2.9
回答母数	3665	3591	3704	3486

※表中の質問文、選択肢は 1980 年調査のもの。1986 年調査では設問は「同和問題の解決について、あなたの気持ちをきかせてください。次の中から一つ選んでください。」、選択肢は、「1. 同和問題を解決するため、できるかぎりの努力をしたい 2. 努力までは考えていないが、自分は差別しないようにしたい 3. 自分たちではどうしようもない問題である 4. 考えたことがない」。1991 年調査では、設問が「同和問題の解決について、あなたの気持ちをきかせてください。一つ選んでください。」、選択肢は、「1. 同和問題を解決するため、できるかぎりの努力をしたい 2. 努力までは考えないが、自分は差別しないようにしたい 3. 自分たちではどうしようもない問題である 4. 分からない」。1995 年調査では、設問は、1991 年調査と同じ、選択肢は、「1. 同和問題を解決するため、できるかぎりの努力をしたい 2. 努力までは考えないが、自分は差別しないようにしたい 3. 自分たちではどうしようもない問題である」。

3-7 同和問題解決に対する考え

同和問題解決に対する考えについては、1995年調査と 2000 調査の間で選択肢が変わっている。大きな違いは「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う」から「問題解決のために自分も何かしたいと思うが、何をすればいいのか分からない」という選択肢の変更であり、意味内容が異なるため単純には比較できないことに注意が必要である。ここでは全体的な傾向だけを検討する。

全体的な傾向としては、「自分自身が努力する」(1995 年 35.9%→1995 年 13.0%)という人が減少傾向にあり、「しかるべき人が解決する」(1995 年 14.7%→1995 年 24.4%)や「なりゆきにまかせる/何をすればいいのかわからない」(1980 年 15.4%→1995 年 25.3%)という人が増加する傾向があるとも考えられる。上でも述べたように単純な比較は不可能だが、同和問題に対して自ら関わっていこうという積極的な人が減り、差別はいけないと認識しながら

消極的な態度やあるいは無力感を感じる人が増加する傾向があるのかも知れない。

表 4-8 同和問題解決に対する考え

同和問題の解決に対するあなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。	1995	2000	2005
これは同和地区の人の問題だから、自分とは直接関係のない問題だと	2.2	F 2	F 0
思う	2.3	5.3	5.2
自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしか			
自分ではとうしょうもない问題だから、なりゆさによかせるよりしか	15.4	26.3	25.3
たがないと思う	10.1	20.0	20.0
自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してく			
	14.7	21.6	24.4
れると思う			
基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題			
	35.9	17.9	13.0
の解決に努力すべきだと思う			
よく考えていない	27.2	24.2	19.9
★その他	_	_	7.1
7 · - · · -			
無回答	4.5	4.7	5.0
回答母数	3486	3592	2639

※表中の質問文、選択肢は 1995 年調査のもの。ただし \bigstar 印の選択肢は 2005 年調査のもの。2000 年調査では、設問は「同和問題の解決に対するあなたの考えに近いものを一つ選んでください。」、選択肢は、「1. 自分も市民の一人として、身近な問題の解決に積極的に努力したいと思う 2. 問題解決のために自分も何かしたいと思うが、何をすればいいのか分からない 3. 自分ではどうしようもない問題なので、誰かしかるべき人に解決してほしいと思う 4. これは同和地区の人の問題であるから、自分とは直接関係ないと思う 5. よく考えていない」。 2005 年調査では、設問が「同和問題の解決に対するあなたの考えに最も近いものを一つ選んで下さい。」、選択肢は、「1. 身近な問題の解決に積極的に努力 2. 何をすればよいのか分からない 3. 誰かしかるべき人に解決してほしい 4. 自分とは直接関係ない」。

3-8 部落差別の解決方法

部落差別の解決方法については、1980 年調査と 1986 年調査の間と、1995 年調査と 2005 年調査の間で選択肢の変更があり、また 2005 年調査では「その他」と「特にない」の 2 つの選択肢が追加された。また、1976 年調査と 1980 年調査では「部落の人たちは差別されて気の毒だから、みながもっと仲良くすれば差別はなくなる」という選択肢であったが、2000 年調査と 2005 年調査では「同和地区の人と地区外の人との交流を積極的に進める」となっている。また 1995 年調査までは設問に「4つ以上選ばないように(ただし 1976 年調査では「3つ以上」)」という注意書きがあるのに対して、2000 年調査からは、「なければ 3 つ選ばなくてもけっこうです」という注意書きに変化しており、結果への影響が考えられ、注意が必要である。このため、この質問項目でも、単純な比較検討は不可能であるため、全体の傾向を考えるにとどめる。

全体の傾向として、いわゆる自然解消論(1976 年 21.1%→1995 年 10.0%)は減少傾向、分散論(1976 年 21.3%→2005 年 34.8%)は増加傾向、「国民が部落問題に正しい理解をもつことが大切である」(1976 年 51.3%→2005 年 43.2%)は若干の減少傾向にあるようである。これも上で述べたように、設問の形式や選択肢が異なるためはっきりしたことはわからないが、差別を放っておくことはよくないが自らが積極的に努力するというよりは、被差別部落の人々が「差別されるのであれば、部落に住まなければいい」という少し安易とも思われる増加傾向にあることには注意が必要かも知れない。

表 4-9 部落差別の解決方法

_	及 1 0							
	部落差別をなくすためには、次の中のど れが大切だと思いますか。あなたの考え							
	に近いものを3つ選んでください。3つ							
	以上選ばないよう気をつけてください。	1976	1980	1986	1991	1995	2000	2005
	ただし、1.に○をつけた人は、他には○を							
	つけないてください。							
	わからない	25.0	20.0	27.2	27.0	25.1	26.8	11.2
	部落の人が差別されないように気をつけ	25.8	29.7	31.3	31.3	33.4	26.1	27.1
	ることが、大切である	20.0	20.7	01.0	01.0	00.1	20.1	27.1
	部落の人たちは差別されて気の毒だか	0.1	00.0				01.5	00.5
	ら、みながもっと仲良くすれば差別はな	9.1	26.2	_	_	_	21.5	22.5
	くなる ★同和地区の人は差別されて気の毒だか							
	ら、みんなが同情する	_	_	1.6	1.2	1.0	_	_
	差別をなくすためには、部落の人たちが							
	みずから立ちあがることが大切である	27.8	13.0	21.6	20.8	16.4	20.3	18.2
	差別は昔にくらべれば次第になくなって							
	きているので、自然になくなるのをまつ	21.1	32.4	21.3	19.3	10.8	7.5	10.0
	べきだ							
	部落の人がかたまって生活をしているか							
	ら差別されるので、分散して住んだらよ	23.1	31.1	35.9	35.9	32.2	30.5	34.8
	部落の人と部落外の人が結婚をすれば、	8.8	6.9	6.5	5.3	4.8	_	_
	差別は次第になくなっていく 行政が部落差別をなくすために努力をす							
	1) 政が印冷左別をなくすために労力をする	32.1	26.9	24.2	31.8	33.9	21.8	23.6
	国民が部落問題に正しい理解をもつこと							
	が大切である	51.3	46.8	45.5	48.3	48.3	38.4	43.2
	☆その他	_	_	_	_	_	_	3.9
	☆特にない	_	_	_	_	_	_	4.2
	無回答	2.7	2.7	32.2	4.5	3.0	4.9	3.3
	回答母数	2558	3665	3591	3704	3486	3592	2639

※表中の質問文、選択肢は1976年調査のもの。ただし★印の選択肢は1986年調査、☆印の選択肢は2005年調査のもの。1980年調査では、設問は「同和問題を解決するためには、次の中のどれが大切だと思いますか。三つ選んでください。三つ以上選ばないように気をつけてください。」、選択肢は「1. 分からない 2. 同和地区の人が差別されないように気をつけることが、大切である 3. 同和地区の人と地区外の人が仲良くすれば差別はなくなる 4. 同和地区の人たちが自ら立ちあがって、差別をなくす運動をすることが必要である 5. 差別は昔に比べれば次第になくなってきているので、自然になくなるのを待つべきだ 6. 同和地区の人がかたまって生活しているから差別されるので、分散して住んだらよい 7. 同和地区の人と地区外の人が結婚すれば、差別は次第になくなっていく 8. 行政が部落差別をなくすために努力をする 9. 国民が同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のため努力することが大切である」。1986年調査では、設問は「同和問題を解決するためには、次の中のどれが大切だと思いますか。三つ選んでください。四つ以上選ばないように気をつけてください。」、選択肢は、「1. 分からない 2. 同和地区の人が差別されないように気をつけてください。」、選択肢は、「1. 分からない 2. 同和地区の人が差別されないように気をつける 3. 同和地区の人は差別されて気の毒だから、みんなが同情する 4. 同和地区の人が同和問題の解決を目指して運動をする 5. 自然に解決するのを待つ 6. 同和地区の人がかたまって生活しないで、分散して住む 7. 同和地区の人と地区外の人が結婚する 8. 行政が同和問題を解決するために積極的に努力する 9. 国民が同和問題に正しい理解をもち、問題解決のため努力する」。1991年調査では、設問、選択肢とも1986年調査と同じ。

1995年調査では、設問は「同和問題を解決するためには、次の中のどれが大切だと思いますか。三つまで選んでくだ さい。四つ以上選ばないように気をつけてください。」、選択肢は、「1. わからない 2. 同和地区の人自身が 差別されないように、言動などに気をつける 3. 同和地区の人は差別されて気の毒だから、みんなが同情す る 4. 同和地区の人が同和問題の解決を目指して運動をする 5. 自然に解決するのを待つ 6. 同和地区の 人が固まって生活しないで、分散して住む 7. 同和地区の人と地区外の人が結婚する 8. 行政が同和問題を 解決するために積極的に努力する 9. 国民が同和問題に正しい理解をもち、問題解決のため努力する」。2000 年調査では、設間は、「同和問題を解決するためには、次の中のどれが大切だと思いますか。3つ選んでくだ さい (なければ3つ選ばなくてもけっこうです)。」、選択肢は「1. わからない 2. 国民が同和問題に正し い理解をもち、問題解決のため努力する 3. 行政が同和問題を解決するために積極的に努力をする 4. 同和 地区の人と地区外の人との交流を積極的に進める 5. 同和地区の人が固まって生活しないで、分散して住む 6. 自然に解決するのを待つ 7. 同和地区の人が同和問題の解決を目指して努力をする 8. 同和地区の人自 身が差別されないように、言動などに気をつける」。2005年調査では、設問が「同和問題を解決するために は、大切なのはどのようなことだと思われますか。次の中から3つ選んで下さい(なければ3つ選ばなくてもけ っこうです)。」、選択肢が「1. 国民が正しい理解をもち、努力する 2. 行政が積極的に努力する 3. 地 区の人と地区外の人との交流を進める 4. 分散して住む 5. 自然に解決するのを待つ 6. 地区の人が解決 を目指して努力する 7. 地区の人が言動などに気をつける 8. その他 9. 特にない 10. わからない」。

4 北九州市市民意識調査から見る啓発課題に関する考察

これまで、北九州市市民意識調査で継続的に用いられている質問項目の時系列分析より得られた知見から、啓発課題について考察していきたい。前節でも繰り返し述べてきたように時系列分析においても、設問形式、設問や選択肢のワーディングなどの問題により、正確な分析は難しかったため、大まかな傾向を考えたものであるということを強調しておきたい。

4-1 啓発の継続

まず、3-1 で見てきたように、人権・差別問題に対する関心は年々高まる傾向がある。もちろん、回答における数字がそのまま人々の態度を表しているかどうかについては議論の余地はあるが、少なくとも人権・差別問題に関心があると態度表明することが肯定的に受け取られるようになってきていることは間違いがないのではないだろうか。こうした変化は、これまでの学校同和教育や社会啓発の積み重ねの成果であろう。また、3-2 で検討した人権(同和)講演・研修への参加回数についても、講演・研修に参加したことのない人が減り、参加した人や参加回数が増えていることも、これまでの社会啓発の成果であろう。

今後もこうした継続した啓発活動を維持していくことで、啓発主体が人権・差別問題、そして部落問題に関してメッセージを送る機会を確保することが、効果的な啓発への第一ステップとなり、効果的なメッセージ内容の検討への前提となるであろう。

4-2 インフォーマルな経路を意識した啓発

3-3 で同和問題の認知時期、3-4 で同和問題の認知経路で検討してきたように、学校での同和教育、人権教育によって部落問題について知る人は増加する傾向にある。これは差別や偏見をなくし、反差別的な意識を育てるという面から考えればいい傾向である。こうした変化は同和教育や人権教育に力を注いできた成果であろう。

その一方で小学校就学前に部落問題を知る人や、家族・友人などインフォーマルな経路から

部落問題を知る人の割合はあまり変化していない。差別的な内容で部落問題を知る場合にはこうしたインフォーマルな経路での情報の伝達が大きな役割を果たしていると考えられる。そうしたことを考えればインフォーマルな経路で部落問題を知る人の数があまり変化しないことは注目に値する。

今後の啓発課題としては、「家族や友人への部落問題の伝え方」「あなたの一言が子どもを 差別的にしてしまう」といったテーマを取り上げ、「家族や地域で部落問題や人権問題をどう 話すか」ということを積極的に考える場を提供する必要もあるのかも知れない。家族・友人・ 地域といったインフォーマルな経路での情報伝達は社会生活において重要な役割を果たしてい るため、そうしたインフォーマルな経路での情報伝達を積極的に活用し、効果的な啓発を行っ ていけないだろうか。

4-3 結婚忌避への取組み

3-5 で自分の子どもの結婚の際の結婚忌避について検討してきたように、子どもが部落出身者と結婚する際に「子どもの意思を尊重する」とする人はあまり増加しておらず4割程度である。この結果は、結婚忌避が非常に根強い問題であることを示している。またこの問題には「家と家の問題としての結婚」という意識も影響していると考えられる。同和問題から人権問題へとシフトする啓発において、同和問題で啓発を続けねばならない部落出身者との結婚忌避の問題と、基本的人権としての結婚という問題をしっかりとリンクさせて啓発を続ける必要があるだろう。

4-4 主体的・積極的に問題に取り組む人を育てる啓発

3-6 で同和問題解決への態度、3-7 で同和問題解決への態度、3-8 で部落差別の解決方法について検討してきたように、部落問題への自分自身の取り組む姿勢に関しては年々主体的・積極的に取り組む人の割合が減少し、しかるべき人に解決してもらいたいといった他人任せともいえる考え方や、何をすればいいかわからないといった自発性に欠ける人が増加する傾向がある。また、部落の人がかたまって生活をしているから差別されるので、分散して住んだらよいという短絡的・表面的ともいう考え方を支持する人も増加する傾向も見受けられる。これらから「差別は悪いことだし、差別はしたくない」とは考えているものの自分で主体的・積極的に問題に取り組む姿勢がないという人が増加しているようにも思われる。

こうしたことを考えると主体的・積極的に問題に取り組む人を育てる啓発が求められている と思われる。つまり、ディスカッションやブレインストーミングなどで、問題を解決するため に具体的にどのようなことをすればいいのかを考えたり、アイデアを出すといった活動を含ん だ啓発なども必要かも知れない。

4-5 おわりに

これまで第3節で検討してきた意識調査での変化の概要をもとに、啓発課題について考察してきた。何度も述べているように、質問項目の形式、設問のワーディング、選択肢の変更などによって、単純な比較は不可能であることに注意が必要であり、本章の分析はそうした制約の下でのものである。当然そうした分析を下敷きにしている本節での啓発課題も同じ制約下にある。本章を読まれる方もそのことを十分注意して頂きたい。そうした制約がありながらも効果的な啓発とはどのようなものかを模索するために今回の分析と考察をおこなった。

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

第5章 名古屋市における人権意識調査の変遷

齋藤直子

はじめに

本章では、これまで名古屋市でおこなわれた人権意識調査結果を用いて、4~6回継続して質問されている項目について、市民の意識の変遷を概観する。

1 実施された意識調査

分析対象とする調査は以下のとおりである。

表 5-1 本章で用いる報告書と調査の概要

調査主体	報告書名	調査実施年	調査対象者	有効 回収率	発行年
名古屋市市民 局	同和問題と市民 の意識 意識調 査結果報告書	1981年7月1日~10日	名古屋市内(同和地区 を除く)に居住する満 20 才以上の人	66.2%	1981年
名古屋市民生 局同和対策室	同和問題と市民 の意識 意識調 査結果報告書	1986 年 7 月 10日~20日	名古屋市内(同和地区 を除く)に居住する満 20 才以上の有権者	64.3%	1987年
名古屋市市民 局	同和問題と市民 の意識 意識調 査結果報告書	1990年11月 1日~11月 10日	名古屋市内に居住する 満 20 歳以上の 3000 人	67.7%	1991年
名古屋市民生 局同和対策室	同和問題と市民 の意識 意識調 査結果報告書	1995年11月 1日~10日	名古屋市に居住する満 20 歳以上の 3000 人	59.1%	1996年
名古屋市健康 福祉局同和対 策室	同和問題と市民 の意識 意識調 査結果報告書	2000年9月1日~10日	名古屋市に居住する満 20 歳以上の 3000 人	50.5%	2001年
名古屋市市民 経済局人権施 策推進室	人権に関する市 民意識調査	2004年11月 15日~30日	名古屋市に居住する 20 歳以上の男女	54.6%	2005年
名古屋市市民 経済局	同和問題につい ての市民意識調 査報告書	2005年12月 14日~12月 28日	名古屋市内に居住する 満 20 歳以上の男女 3000人	63.9%	2006年

名古屋市における人権意識調査の特徴は、1981 年から 2005 年までほぼ 5 年ごとに調査が継続しており 6 回の調査にわたって比較可能であること、また調査項目の改訂が少ないため 6 回の調査を通じて比較できる調査項目が多いことである。

また、90 年以降の調査では、同和問題に関する質問項目の選択肢に「同和問題を知らない」 が加えられており、いずれの調査においても 10%程度の回答がみられることが名古屋市調査の 特徴であるといえるだろう。

なお、2004 年におこなわれた「人権に関する市民意識調査」は、法務省『人権教育・啓発 に関する基本計画』に取り上げられている人権課題(女性・子ども・高齢者・障害者・同和問 題・アイヌ・外国人・患者・刑を終えて出所した人・犯罪被害者・インターネットによる人権 侵害)について、それぞれ2問ずつ質問している。この調査については、他の6つの意識調査 とは質問項目が異なるため、分析から除外した。

2 継続的に調査されている主な質問項目

上述のとおり、名古屋市調査は調査項目および選択肢の改訂が比較的少ないため、比較可能な調査項目は 20 項目にもおよぶ。ただし、質問の文言がわずかに変化しているものや、選択肢が増減している項目もあるので、他府県・市の調査と同じく単純に比較することは難しいが、市民意識の変化の概要を知ることはできると思われる。なお本節で紹介する質問項目はいずれも 2000 年報告書をもとにしている。

名古屋市調査の枠組みは、本稿の序論で述べられている「同対審調査以降」の枠組みを踏襲している。すなわち、①部落問題(同和問題)の認知、②部落問題を知った時期・経路、③同和問題の起源、④部落あるいは部落出身者に対する忌避的態度(人づきあい・結婚)、⑤部落問題に関連する知識、⑥同和教育・研修を受けた経験、⑦部落に対するイメージのすべてについて質問項目を設けている。

時代がくだるにつれ、他府県・市における市民意識調査ではこの枠組みから脱していくものも少なくないが、名古屋市調査は最新の2005年調査でも従来の枠組みを維持している。「部落に対するイメージ」に関しては、選択肢に大幅な変更があったため時系列的な比較が難しいが、その他6項目に関しては比較が可能である。

3 変化の概要

3-1 風習・迷信・伝統的価値

「ひのえうま」や「大安」といった風習・迷信・伝統的価値に関する質問は、これらの価値観を強くもつ人は部落問題意識も強いという仮定に基づいて、部落問題意識に関する質問とクロスさせるために設定されてきた。

しかし、近年これらの伝統的価値観と部落問題意識との関連について重視されなくなってきており、多くの市民意識調査では風習・迷信・伝統的価値に関する質問はなくなりつつある。名古屋市調査では、2000年まで「ひのえうま」について質問し、「大安」については最新の2005年調査でも継続して質問している。

表 5-2 ひのえうま

日本には、いろいろな風習がありますが、次のような風習 について、あなたはどうお考えですか。	1981	1986	1990	1995	2000
A. 「ひのえうま」の生れ、ということで、結婚することを	いやがる	る風習は			
1 当然のことと思う	4.6	3.0	2.3	2.4	1.8
2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う	30.3	26.5	25.5	23.1	22.6
3 まちがっているから、なくしていかなければならないと 思う	55.6	56.4	63.7	62.8	61.6
4 わからない	9.1	13.5	8.0	11.1	12.0
5 無回答	0.6	0.7	0.6	0.7	2.0
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514

※選択肢のうち、「2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が 1981 年では「2 おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」に、1981 年および 1986 年では「3 まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が「3 間違っていると思う」となっている。

「ひのえうま」生まれを理由として結婚をいやがる風習について、「当然のことと思う」「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」は一貫して減り続けている。一方、「結婚式は大安でないとよくないという風習」に関しては、「当然のことと思う」が 05 年においても依然 18.1%を占めている。

表 5-3 大安

日本には、いろいろな風習がありますが、次のような風習について、あなたはどうお考えですか	1981	1986	1990	1995	2000	2005	
結婚式は「大安」の日でないとよくない、という	風習は						
1 当然のことと思う	17.2	27.6	13.3	12.2	12.4	18.1	
2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない	40.6	41.9	45.8	44.9	43.7	39.1	
3 まちがっているから、なくしていかなければ ならないと思う	35.8	19.9	33.8	33.7	33.7	20.3	
4 わからない	5.9	9.4	6.4	8.5	8.1	20.0	
5 無回答	0.5	1.1	0.6	0.7	2.1	2.5	
	1987	1929	2031	1772	1514	1916	

※設問が若干異なる。86年は「結婚式は「大安」の日がよいという風習は」、2005年は「結婚式は「大安」の日でないといけない、という風習は」となっている。

選択肢では、「2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が 1981 年では「2 おかしい と思うが自分だけ反対しても仕方がない」に、1981 年および 1986 年では「3 まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が「3 間違っていると思う」となっている。

3-2 社会意識

社会意識に関する質問には、女性差別に関するもの、母子家庭に対する差別、家柄による差別、職業に関する差別などがあり、従来これらは同和問題意識と関連させて分析するための項目であった。近年においては、同和問題との比較対象としてではなく、これらの問題そのものに対する、市民の人権意識を問う問題へと変化している。名古屋市調査では、従来の同和問題に関する調査から人権意識調査への調査枠組みの変更をおこなわず、同和問題以外の人権課題については 2004 年調査として別立てでおこなわれているため、最新の 2005 年調査において

も従来どおりの質問がもうけられている。

女性に対する差別については、81 年調査では男女別の定年を問うていたが、86 年から 05 年は「昇進」に関する女性差別についての質問に変更されている。したがって、86 年から 05 年の 5 回の比較が可能である。

男女で昇進に差をつけることを「差別だと思う」人は増加し (81 年 37.4% \rightarrow 05 年 58.7%)、「いちがいにいえない」 (81 年 53.1% \rightarrow 05 年 33.5%) は減少している。ただ、「差別でないと思う」人については顕著な変化がみられない。

家柄を理由に結婚に反対することについて問う質問は、6 回連続でおこなわれている。家柄による結婚反対について、86 年に「差別だと思う」が減少し(40.3%)「いちがいにいえない」が増加(48.5%)しているのを除いて、他の5回の調査では大きな変化がみられず、「差別だと思う」は5割弱にとどまり、「差別とはいえない」「いちがいにいえない」についても同じ割合が維持されている。

同和問題だけでなく、これらの人権課題についてもよりいっそう啓発をすすめていく必要があると思われる。

表 5-4 女性(差別かどうか)

日本国憲法の第 14 条に	は、「すべて国民	;は、法の下
に平等であって、人種、化	信条、性別、社会	:的身分又は

門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、 1986 1990 1995 2000 2005 差別されない。」と定めています。あなたは「差別」 ということについて、どうお考えですか。

同じように仕事ができるのに、性別だけで昇進に差をつ	つけること	とは			
1 差別だと思う	37.4	46.7	51.1	58.5	58.7
2 差別でないと思う	6.1	6.3	4.6	3.7	5.6
3 いちがいにいえない	53.1	44.8	39.0	33.3	33.5
4 わからない	2.5	2.0	2.0	1.z8	1.8
5 無回答	0.5	0.3	3.3	2.4	0.4
回答母数	1929	2031	1772	1514	1916

表 5-5 結婚観(家柄)

日本国憲法の第 14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。あなたは「差別」ということについて、どうお考えですか。

1981 1986 1990 1995 2000 2005

76 6 7 73 8						
家柄が違うということで、結婚に反対することは						
1 差別だと思う	52.1	40.3	46.0	47.1	49.3	47.0
2 差別でないと思う	7.5	8.6	8.6	6.4	6.9	9.2
3 いちがいにいえない	38.3	48.5	43.6	41.4	39.2	40.6
4 わからない	2.0	2.3	1.7	1.7	2.2	2.8
5 無回答	0.1	0.4	0.1	3.4	2.4	0.4
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

3-3 同和問題の認知

名古屋市調査では、同和問題の認知に関して、同和問題を知っているかどうかをたずねる「認

知状況」、同和問題を知った時期をたずねる「認知時期」、知った経路についての「認知経路」、 同和問題の起源についての「起源」について比較が可能である。

まず、「認知状況」であるが、質問文の文言にわずかに変更がみられ、また選択肢「聞いたことがある」が 90 年から加えられており、単純には比較できないので全体としての傾向をみることにしたい。

同和問題を「少しは知っている」は 81 年が 50.2%、86 年が 63.2%であり、 90 年以降では同和地区を「少しは知っている」と「聞いたことがある」をあわせるといずれの調査においても 6 割をこえている。また、「よく知っている」は、減少傾向にある (81 年 23.0% \rightarrow 14.4%)。

次に認知時期であるが、特に一貫した傾向はみられない。ただ、6回を通じて「同和問題を知らない」が一定の割合を占めていることは特徴的であるといえる(05年で12.6%)。また数値の増減はあるものの、成人してから同和問題を知った者が1割から2割程度みられ、05年では23.2%を占める。

同和問題の認知経路については、選択肢の分類の方法が 86 年以降変わっているため全体の 傾向をみるにとどめる。

認知経路に関する変化はほとんどみられない。6 回をつうじて最も割合が高いのが「家族」であり、4分の1を占めている(05年24.3%)。次に高いのが「テレビ・ラジオ・新聞・映画・本」であり、(81年20.5% \rightarrow 05年18.6%)。学校で教わったものは、1割程度にとどまっている(05年9.9%)。

表 5-6 同和問題の認知状況

あなたは、同和地区(部落)とよばれるところがあり、そこの出身であるとか、そこに住んでいるというだけの理由で、差別されることがあるということ(同和問題)を知っていますか。	1981	1986	1990	1995	2000	2005
1 よく知っている	23.0	20.2	20.7	19.8	19.1	14.4
2 少しは知っている	50.2	63.2	35.6	35.4	36.7	34.2
3 聞いたことがある	_	_	34.0	31.9	29.0	34.0
4 まったく知らない	16.6	16.3	9.7	10.1	13.2	15.1
5 無回答	0.2	0.3	0.0	2.8	2.0	2.3
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

※81 年「あなたは、同和地区(部落)と呼ばれ、そこに生まれ、住む人たちが差別されていること(同和問題)を知っていますか。」、86 年・90 年・95 年「あなたは、同和地区(部落)といわれるところがあり、そこの出身者とか、そこに住む人たちが、差別されることがあるということ(同和問題)を知っていますか。」、05 年「あなたは、日本の社会に「同和地区」とか「被差別部落」とよばれるところがあり、そこの出身であるとか、そこに住んでいるというだけの理由で差別されることがあること(同和問題)を知っていますか。」となっている。

表 5-7 同和問題の認知時期

あなたが、同和問題をはじめて知ったのは、 いつごろのことですか。	1981	1986	1990	1995	2000	2005
1 6歳未満(小学校に入学する前)	3.1	0.7	1.3	1.1	1.1	0.8
2 6歳~12歳未満(小学生のころ)	23.3	17.0	16.7	17.8	18.5	16.0
3 12歳~15歳未満(中学生のころ)	20.1	20.0	21.8	14.0	17.8	19.1
4 15歳~19歳未満	9.0	14.9	13.8	23.2	13.6	13.4
5 19歳以降	20.6	18.5	22.3	13.6	22.2	23.2
6 おぼえていない	20.8	15.1	13.5	10.1	11.7	13.2
7 同和問題を知らない	_	13.4	9.7	10.1	13.2	12.6
8 無回答	3.1	0.4	0.8	3.0	1.9	1.7
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

*86 年のみ、選択肢は「小学校に入学する前」「小学生のころ」「中学生のころ」「高校生のころ」「19 歳以降」「おぼえていない」となっている。

最後に、「同和問題の起源」について知識を問う質問についての変化をみていこう。現在は、意識調査において同和地区の起源については問わなくなってきているが、名古屋市では最新の05年調査においても起源について質問が設けられている。6回の調査をつうじて、大きな変化はみられない。例えば、「特定の職業(仕事)に従事していた」(職業起源説)が、95年以降はやや割合を落としているが、依然として一定の割合を占めている(80年31.8%、86年30.2%、90年30.7%、95年26.1%、00年25.0%、05年26.6%)。また、「わからない」が81年32.8%、86年31.9%であり、選択肢に「同和問題を知らない」が増えた90年以降は「わからない」(90年20.1%、05年22.2%)と「同和問題を知らない」をあわせて約3割を占めている(90年9.7%、005年12.6%)。

また、これまで同和教育において「正しい知識」とされてきた政治起源説が2割から3割弱にとどまっている(05年で22.2%)。

以上、同和問題の認知に関する質問項目について概観したが、ここから名古屋市における啓発の課題を考えてみる。まず第一に「同和問題を知らない」が常に一定程度みられることから、同和問題の存在そのものについて認知を広める啓発が必要である。次に、同和問題を認知する時期にばらつきがみられることや、主な認知経路が家族であること、そして起源に関して「わからない」「同和問題を知らない」が大きな割合を占めることなどから、さらなる同和教育や社会啓発が必要とされている。

表 5-8 同和問題の認知経路

火 0 0 下 1 日 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
あなたが、同和問題をはじめて知ったのは、だ	1981	1986	1990	1995	2000	2005
れからまたは何からですか。						
家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた	_	_	25.9	22.9	22.5	24.3
(父母から聞いた)	20.7	21.6	_	_	_	_
(祖父母から聞いた)	4.2	3.3	_	_	_	_
親戚の人から聞いた	1.3	1.0	1.5	1.6	1.3	1.7
近所の人から聞いた	6.9	4.1	4.6	4.0	2.6	5.5
友人から聞いた	12.7	12.6	13.5	7.2	9.0	7.9
職場の人から聞いた	3.5	4.9	5.3	5.1	4.8	5.1
学校の授業でおそわった	_	_	6.8	10.5	11.7	9.9
学校の先生から聞いた	6.6	7.1	_	_	_	_
テレビ・ラジオ・新聞・映画・本などで知った	20.5	_	18.9	19.8	18.4	18.6
(新聞・冊子などで知った)	_	8.1	_	_	_	_
(テレビ・映画などで知った)	_	2.7	_	_	_	_
(本などで知った)	_	5.6	_	_	_	_
講演会や研修会などで知った	0.6	2.2	2.4	2.7	2.8	3.2
広報などや.啓発雑誌「みんなのねがい」などで	_	_	0.9	2.2	1.7	1.0
知った			0.5	۷.۲	1.7	1.0
その他	4.1	2.2	2.1	2.5	2.7	1.4
おぼえていない	16.3	11.8	8.0	8.2	7.3	7.2
同和問題を知らない	_	12.5	9.7	10.1	13.2	12.6
無回答	2.6	0.4	0.5	3.0	2.0	1.7
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

※81年のみ「あなたが、同和問題をはじめて知ったのは、だれからですか」。

表 5-9 同和地区の起源

同和地区の起源について、あなたはどうお考	1981	1986	1990	1995	2000	2005
_えですか。	1001	1000	1000	1000	2000	
1 人種や民族が違う	6.6	9.1	7.1	7.1	8.1	7.3
2 宗教が違う	1.6	1.0	1.3	0.6	1.2	1.1
3 特定の職業(仕事)に従事していた	31.8	30.2	30.7	26.1	25.0	26.6
4 封建時代の権力者によって民衆を支配する 手段として政治的につくられた	21.2	23.1	22.2	27.7	26.1	22.2
5 生活が貧しかった	_	_	4.0	2.9	3.2	3.4
6 落武者の子孫である	3.5	3.3	3.0	1.9	1.3	1.4
7 その他	1.5	0.6	0.4	0.7	0.8	8.0
8 わからない	32.8	31.9	20.1	20.1	19.2	22.2
9 同和問題を知らない	_	_	9.7	10.1	13.2	12.6
無回答	1.0	8.0	1.5	2.7	1.9	2.3
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

※81 年および 86 年は「同和地区は、どういう理由でできたと、あなたはどうお考えですか」となっている。 81 年および 86 年は、選択肢の冒頭に「同和地区は、」の語句が入っている。4 の政治起源説については、81 年および 86 年「同和地区は、封建時代の権力者が民衆を支配する手段として政治的につくられた」、90~00 年「封建時代の権力者によって民衆を支配する手段として政治的につくられた」、05 年「中世以来の一部の人々への社会的な差別意識を前提にして、江戸時代に政治的に確立された」となっている。

3-4 同和問題に関する法の認知

同和問題に関する法の知識については、一連の法律が期限を迎える以前の 00 年まで質問が設けられている。5回の調査を通じて、「よく知っている」と「少し知っている」をあわせて 2割に満たない。

また、86年で「何も知らない」53.0%、00年「何も知らない」29.4%、「同和問題を知らない」13.2%のように、「何も知らない」および「同和問題を知らない」の割合があわせて4割を超えていることが、5回の調査に共通する特徴であるといえる。

同和問題に関する法律は期限切れを迎えているため法の認知を広めていくことが目標にはならないが、前節で述べたように同和問題そのものについて認知を広めていくことは今後も課題となるだろう。

表 5-10 同和問題に関する法の認知

国や地方公共団体は同和問題を解決するために、昭和40年の同和対策審議会の答申以来、さまざまな取組を行ってきましたが、あなたはこのような取組が行われてきたことを知っていますか。	1981	1986	1990	1995	2000
1 よく知っている	2.0	1.1	1.1	4.5	3.8
2 少し知っている	11.7	7.5	7.4	12.6	12.2
3 聞いたことはあるが、内容についてよく知らない	40.3	37.8	33.5	35.2	38.9
4 何も知らない	45.4	53.0	45.4	34.1	29.4
5 同和問題を知らない	_	_	9.7	10.1	13.2
無回答	0.6	1.0	2.9	3.5	2.5
	1987	1929	2031	1772	1514

※質問文は、法律の起源切れ等にともなって変更されている。81 年は「同和問題を解決するために、昭和 44 年に「同和対策事業特別措置法」が制定されましたが、このことについて、あなたは知っていますか」、86 年「同和問題を解決するため、昭和 44 年に、「同和対策事業特別措置法」が、ひきつづき、昭和 57 年に、「地域改善対策特別措置法」が制定されましたが、あなたは知っていますか。」、90 年「同和問題を解決するため、昭和 44 年に「同和対策事業特別措置法」が、ひきつづき昭和 57 年に「地域改善対策特別措置法」、昭和 62 年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定されたことをあなたは知っていますか」、95 年「国や地方公共団体は同和問題を解決するために、昭和 40 年の同和対策審議会の答申以来、特別対策(特別措置法)でさまざまな取組みを行ってきましたが、あなたはこのような取組みが行われてきたことを知っていますか。」。

選択肢の字句もまた、調査ごとに異なっている。例えば 1 の「よく知っている」は 81 年では「法律があることも知っているし、内容もよく知っている」、86 年および 90 年「法律の内容もよく知っている」、95 年および 00 年「よく知っている」となっている。

また、90年以降、選択肢に「同和問題を知らない」がくわえられている。

3-5 同和問題意識

同和問題意識に関しては、「解決に向けた自身の態度」について質問がもうけられている。数値にやや増減はあるものの、おおきな変化はみられない。近年の傾向としては、05 年はそれ以前と比べて、「人間の自由や平等などにかかわる問題なので、国民 (市民) 全体で考えるべきである」が減少している(00 年 $43.6\% \rightarrow 05$ 年 38.5%)。ただし、05 年は選択肢 1 が「人間の自由や平等にかかわる問題なので、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」に変更されているため、単純な比較はできない。

いっぽう、「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」は、増加している $(00 \oplus 16.4\% 05 \oplus 20.4\%)$ 。また、この質問でも「わからない」 $(00 \oplus 8.5\% 05 \oplus 11.2\%)$ 、「同和問題を知らない」 $(00 \oplus 13.2\% 05 \oplus 12.6\%)$ をあわせると 2 割を超える。

ここでも、同和問題の認知が広まっていないことが明らかになっている。同和問題に関する 関心を高める啓発が必要であると思われる。

表 5-11 解決に向けた自身の態度

同和問題について、現在あなたはどうお考えです か。	1981	1986	1990	1995	2000	2005
1 人間の自由や平等などにかかわる問題なので、 国民(市民)全体で考えるべきである	45.5	42.2	46.0	44.1	43.6	38.5
2 同和地区の人々の問題であるから、自分は関係 ない	1.4	1.1	1.2	1.4	1.2	1.5
3 あまりさわがず、そっとしておくのがよい	18.5	16.1	16.8	15.2	16.4	20.4
4 とくに関心がない	19.2	22.0	14.3	12.1	11.7	11.5
5 その他	1.9	2.3	3.0	3.2	3.3	2.2
6 わからない	13.1	15.6	7.9	10.1	8.5	11.2
7 同和問題を知らない	_	_	9.7	10.1	13.2	12.6
無回答	0.4	0.7	1.2	3.8	2.1	2.1
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

※90 年以前は「同和問題について、あなたはどうお考えですか」。05 年のみ1 「人間の自由や平等にかかわる問題なので、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」。

3-6 忌避

名古屋市調査は、同和地区出身者への忌避に関して、4つの質問を設けている。1つめは、「かりに、日頃から親しくつきあっている職場の人や近所の人が、同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうされますか」と、日常のつきあいについて問うものである。残りの3つは結婚忌避に関するもので、「親類や親しい人」の場合、「あなたのお子さん」の場合、回答者本人の場合について、部落出身者との結婚を避けるかどうかを聞いている。

表 5-12 忌避(友人)

かりに、日頃から親しくつきあっている職場の人や近所	•	•			
の人が、同和地区出身の人であることがわかったとき、	1981	1990	1995	2000	2005
あなたはどうされますか。					
1 これまでと同じようにつきあいをつづける	74.3	70.8	68.7	70.5	70.1
2表面的にはつきあうが、できるだけつきあいをさけて	10.2	8.1	5.5	4.6	5.8
いく	10.2	0.1	5.5	4.0	5.0
3 つきあいをやめてしまう	0.6	0.2	0.3	0.4	0.3
4その他	_	1.5	1.3	1.2	0.7
5わからない	14.7	9.4	11.6	8.3	9.1
6 同和問題を知らない	_	9.7	10.1	13.2	12.6
無回答	0.2	0.4	2.5	1.8	1.4
回答母数	1987	2031	1772	1514	1916

86年のみ、部落出身者との日頃のつきあいについて、本人のケースではなく「自分の子ども」のケースを聞いているので、分析からは除外した。5回の調査における大きな変化はみられな

い。同様に結婚忌避についても、「親類や親しい人」、「あなたのお子さん」、本人のいずれのケースについても、5回の調査を通じた変化をみることができない。

次に、親類・子ども・本人の結婚忌避の割合を比較してみると、「あなたのお子さん」のほうが「親類や親しい人」よりも、「本人の意思を尊重する」割合が低くなっている。

表 5-13 結婚忌避 (親類)

かりに、あなたの親類や親しい人が結婚しようとしている相手 が、同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどう されますか。	1981	1986	2000	2005
1 本人の意思を尊重する	63.1	56.9	62.7	62.5
2 自分はかまわないが、世間へのてまえがあるから、できれば 結婚してほしくない	15.9	14.2	9.5	9.0
3 結婚することには反対する	7.1	7.7	2.9	4.0
4 その他	_	_	0.9	0.8
5 わからない	13.5	20.1	9.0	9.6
6 同和問題を知らない	_	_	13.2	12.6
無回答	0.4	1.1	1.8	1.5
回答母数	1987	1929	1514	1916

表 5-14 結婚忌避(子ども)

かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相						
手が、同和地区出身の人であることがわかったと	1981	1986	1990	1995	2000	2005
き、あなたはどうされますか。						
子どもの意思を尊重する	51.3	46.5	32.9	40.3	45.0	46.1
親として反対するが、子どもの意思が強ければし			32.3	23.5	21.7	21.5
かたない	_	_	32.3	23.5	21.7	21.5
自分はかまわないが、親類や世間へのてまえがあ	19.3	17.8	_	_	_	_
るので、できれば結婚させたくない	19.5	17.0				
家族や親類の反対があれば、結婚を認めない	_	_	5.5	3.3	3.4	3.7
先方から断るようにしむける	_	_	1.1	_	_	_
絶対に結婚を認めない	9.6	10.1	3.4	3.9	2.6	3.5
その他	_	_	2.5	2.5	1.9	1.5
わからない	19.2	24.3	11.5	13.1	9.8	9.7
同和問題を知らない	_	_	9.7	10.1	13.2	12.6
無回答	0.6	1.4	1.3	3.3	2.4	1.3
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

表 5-15 結婚忌避(本人)

かりに、あなたが同和地区出身の人と恋愛をし、結婚しよう				
としたとき、親や親類の人から強い反対を受けたら、あなた	1990	1995	2000	2005
_ はどうされますか。				
自分の意思を貫いて結婚する	13.5	13.9	15.8	19.0
親の説得に全力を傾けた後に、自分の意思を貫いて結婚する	41.8	40.3	42.7	35.0
家族や親類の反対があれば、結婚しない	13.2	11.3	9.4	12.2
先方から断るようにしむける	1.5	_	_	_
絶対に結婚しない	2.3	2.5	1.7	2.8
その他	1.4	2.0	1.4	8.0
わからない	14.3	16.1	13.1	15.9
同和問題を知らない	9.7	10.1	13.2	12.6
無回答	2.3	3.7	2.7	1.7
回答母数	2031	1772	1514	1916

本人に関しては「自分の意思を貫いて結婚する」が、90年 13.5%、95年 13.9%、00年 15.8%、05年 19.0% と増加しているが、「親の説得に全力を傾けた後に、自分の意思を貫いて結婚する」は 05年にはやや減少している(00年 $42.7\% \rightarrow 05$ 年 35.0%)。また、「絶対に結婚しない」もほとんど変化がみられない(90年 2.3%、95年 2.5%、00年 1.7%、05年 12.2%)。

同和問題に関する基本的な知識だけでなく、結婚忌避に関しても効果的な啓発をおこなって いかなければならない。

3-7 同和対策事業に関する評価

同和対策事業に関する評価は、法期限切れ以前の 2000 年まで質問項目にあげられていた。 質問は、「名古屋市では、同和問題解決のために同和地区を対象とした特別対策として、住宅 建設や資金の貸付などをしてきていますが、このことをあなたはどう思いますか」であるが、 質問文および選択肢の語句に変更があるため、単純に比較はできない。おおまかな傾向のみ概 観すると、「特別対策は今後も必要である」(81 年・86 年「同和地区の差別をなくすため必要 なことである」、90 年・95 年「同和地区の差別をなくすため、特別対策は今後とも必要である」) は、法期限切れ直前の 00 年には大幅に減少している (95 年 22.2%→00 年 11.7%)。

表 5-16 同和対策事業に関する評価

名古屋市では、同和問題解決のために同和地区を対象とし						
た特別対策として、住宅建設や資金の貸付などをしてきて	1981	1986	1990	1995	2000	
_ いますが、このことをあなたはどう思いますか。						
特別対策は今後も必要である	23.8	21.9	22.0	22.2	11.7	
特別対策は必要であるが、必要な事業のみ推進すべきであ	_	_	12.0	11.9	17.2	
る			12.0	11.9	17.2	
必要であるが、同和地区外といちじるしく不平等を生じる	21.7	21.5	_	_	_	
ような事業はよくない	21.7	21.5				
特別対策ではなく、一般対策で重点的にやればよい	35.4	32.8	37.3	31.9	22.4	
特別対策は必要ない	5.6	5.4	6.0	4.5	10.1	
その他()	_	_	1.6	2.0	3.6	
わからない	13.3	16.7	10.0	13.7	19.1	
同和問題を知らない	_	_	9.7	10.1	13.2	
無回答	0.2	1.8	1.5	3.7	2.7	
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	

※81 年は、「名古屋市では、同和問題解決のために、資金を貸付けたり、公営住宅を建てるなど同和対策事業を推進していますが、このことをあなたはどう思いますか」、86 年から 95 年は「名古屋市では、同和問題解決のために特別措置として、資金を貸し付けたり、住宅を建てるなどしていますが、このことをあなたはどう思いますか」。00 年と異なる選択肢は、81 年・86 年の「同和地区の差別をなくすため必要なことである」、「とくに同和地区への対策は必要ない」、90 年・95 年「同和地区の差別をなくすため、特別対策は今後とも必要である」、「特別対策は必要であるが、必要な事業のみ推進すべきである」、「同和地区だけを対象とした特別対策でやるより、一般対策で重点的にやればよい」、「同和地区への特別対策は必要ない」。また、81 年および 86 年は「特別対策は必要であるが、必要な事業のみ推進すべきである」のかわりに「必要であるが、同和地区外といちじるしく不平等を生じるような事業はよくない」という選択肢が含まれていた。

3-8 教育・啓発体験

同和問題に関する教育・啓発体験についての質問は、広報や啓発活動への認知や参加を問う もの、効果的であると思われる啓発活動について問うもの、同和教育に期待すること、同和教 育・社会啓発に対する評価を問うものが挙げられる。広報や啓発活動の参加・認知については、 調査ごとに尋ね方が異なるため比較できなかった。

効果的であると思われる社会啓発については、81年のみ単数回答、それ以降は複数回答であるため、比較は86年から05年までの5回の調査が比較可能である。5回を通じて大きな変化はとくにみられない。5回とも、「テレビ・ラジオによる啓発活動」がもっとも高く、05年では52.7%であった。「新聞による啓発」「広報なごやによる啓発」も、5回とも高い割合を示している。一方、低い割合を示しているのは、「たれ幕・立看板・電光掲示板による啓発活動」(05年で3.8%)、次いで低いのが「ポスターによる啓発活動」(05年10.4%)である。

名古屋市調査全体から、市民の同和問題に関する認知を高める啓発の必要性が明らかになっているが、市民が効果的であると考える啓発を通じて情報を発信していく必要があるだろう。

表 5-17 効果的な社会啓発

同和問題の理解を深めるために、効果的である						
とあなたが思われるものすべてに○ をつけて	1981	1986	1990	1995	2000	2005
_ください。						
講演会・講座・研修会による啓発活動	2.4	9.0	16.6	21.4	19.6	21.2
広報なごやによる啓発活動	20.5	40.1	38.8	29.1	29.3	29.4
テレビ・ラジオによる啓発活動	_	42.0	45.9	50.6	51.3	52.7
映画・ビデオによる啓発活動	_	8.4	12.8	16.4	16.1	17.2
冊子・パンフレットによる啓発活動	6.3	11.0	14.0	12.2	12.9	13.7
新聞による啓発活動	_	37.9	18.9	41.8	42.7	40.8
ポスターによる啓発活動	_	_	10.4	12.9	11.8	10.4
たれ幕・立看板・電光掲示板による啓発活動	_	_	4.0	5.3	5.0	3.8
インターネットによる啓発活動	_	_	_	_	16.5	13.8
地域での自主的な懇談会・学習会活動	6.0	13.5	16.4	17.6	18.0	15.7
新聞、テレビや映画	37.4	_	_	_	_	_
その他	4.9	4.8	4.5	6.5	6.8	5.7
わからない	21.3	20.4	23.9	19.7	18.1	20.7
無回答	1.2	3.0	1.7	6.0	3.8	2.0
	1987	1929	2031	1772	1514	1916

※81年のみ「もっとも効果的」なものをひとつ選択。

次に、同和教育や社会啓発に期待する内容を問う設問「学校や社会で行なっている同和教育にあなたは何を期待されますか」であるが、05年も同じ質問をおこなっているが選択肢が大幅に変更されているため、比較は81年から00年までが可能である。

5回を通じた変化は、目立ったものがない。ただ、「あらゆる偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を育成する」は81年には59.6%であったものが、95年には49.7%にまで減り00年で51.6%とわずかに上昇しているが、減少傾向にある。

また、81年と86年には選択肢「同和問題を知らない」が含まれていないので単純な比較はできないが、81年「わからない」16.9%、86年21.0%と回答していたのに対し、95年と00年においては「わからない」に「同和問題を知らない」をあわせると4人にひとりの割合となる(95年「わからない」16.9%、「同和問題を知らない」10.1%、00年ではそれぞれ14.3%、13.2%)。

表 5-18 同和教育・社会啓発に期待するもの

学校や社会で行っている同和教育にあなたは何を期待 されますか。	1981	1986	1990	1995	2000
1 あらゆる偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を育成					
	59.6	58.8	56.6	49.7	51.6
する					
2 同和問題解決への市民の意欲と実践力を高める	6.4	6.4	7.5	7.6	8.4
3 同和地区のこどもの学力の向上と進路の保障をはか					
る。	4.5	3.4	4.2	3.8	2.8
_	0.0	гг	F 7	ГС	1 1
4 同和地区住民の生活や文化の向上をはかる	9.0	5.5	5.7	5.6	4.4
5 その他()	2.5	2.1	1.7	2.1	3.0
6 わからない	16.9	21.0	13.0	16.9	14.3
7 同和問題を知らない	_		9.7	10.1	13.2
無回答	1.1	2.6	1.6	4.2	2.3
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514

表 5-19 同和教育の評価

同和教育は、今後どうすべきだと思いますか。	1981	1986	1990	1995	2000	2005
− 1 もっと積極的に行うべきである	38.6	32.2	34.8	36.0	30.7	33.1
2 現在のままでよい	14.7	12.8	19.4	15.0	16.8	15.2
3 とくに行う必要はない	13.7	15.2	12.2	8.9	10.5	10.8
4 その他	2.7	2.5	1.8	2.9	3.4	1.8
5 わからない	28.8	35.0	20.2	23.1	22.5	23.8
6 同和問題を知らない	_	_	9.7	10.1	13.2	12.6
無回答	1.5	2.3	2.0	4.1	2.9	2.7
	1987	1929	2031	1772	1514	1916

最後に同和教育の評価であるが、この質問についても大きな変化はみられない。全体の傾向としては「もっと積極的に行なうべきである」が 6 回とも 3 割を超えているけれども (81 年 $38.6\% \rightarrow 05$ 年 33.1%)、その一方で「現在のままでよい」や「とくに行なう必要はない」にも大きな変化がみられない。さらに、「わからない」や「同和問題を知らない」をあわせると (81 年、86 年は「わからない」のみ) 3 割を超えており (05 年でそれぞ 23.8%、12.6%) 同和問題に関心の低い市民が少なくないことを示している。

以上、教育・啓発体験についての項目を分析した。これまで述べてきたように、同和問題に 関する基本的な知識を持たない市民や、同和問題に関心の低い市民が少なくないように思われ る。市民が効果的であると考える啓発方法などを通じて、よりいっそうの啓発活動をおこなう 必要があると思われる。

3-9 部落問題意識

最後に、部落問題意識に関する項目から、「同和問題の解決方法」について分析する。質問は「同和問題の解決のためどのようなことを行なったらよいと思いますか」であり、6回とも質問されている。ただし、例えば「同和地区の生活環境をよくしたり、生活力を高めるための事業を、国・市が積極的に行う必要がある」のように途中から削除された選択肢があったり、「同和地区内外の人たちが交流を活発にし、まちづくりをすすめる」のように途中から追加された項目が多く、単純に比較することはできない。また、05年については、「同和問題に関する相談のための機関・施設を充実する」や「同和問題に関して人権が侵害された被害者の救済を充実する」など、まったく新しい項目に変更されているため分析から除外した。

「国・県・市が粘り強い啓発活動や同和教育を行う必要がある」は、81 年の 17.8%を除き 20%を超えている。同和教育・啓発を行政がおこなうことについて、一定の期待が市民にある といえるだろう。一方、「同和地区住民が自覚し、自らの生活態度をかえていく必要がある」は ポイントを落としている (81 年 28.1% \rightarrow 05 年 13.8%)。

そして他の質問と同様、「わからない」および「同和問題を知らない」は一定の割合でみられ、 05年にはそれぞれ18.3%と13.2%を占めている。

名古屋市民には、行政による同和教育・啓発が必要だという意見が一定数みられる。同和問題の解決を行政まかせにするのではなく、市民が同和問題への関心を強めるような教育・啓発のあり方を考える必要があるだろう。

表 5-20 同和問題の解決方法

同和問題の解決のためどのようなことを行ったらよいと 思いますか。	1981	1986	1990	1995	2000
国・県・市が粘り強い啓発活動や同和教育を行う必要があ	17.8	27.9	26.8	26.6	21.4
る	17.0	21.3	20.0	20.0	۲۱. ۲
同和地区の住宅環境や生活環境を改善・整備する	_	9.6	10.4	10.7	8.1
同和地区の人の収入の安定・向上をはかり生活力を高める	_	6.8	5.9	6.3	3.9
同和地区の生活環境をよくしたり、生活力を高めるための					
	17.1	_	_	_	_
事業を、国・市が積極的に行う必要がある					
同和地区住民が自覚し、自らの生活態度をかえていく必要	28.1	27.0	25.7	20.3	13.8
がある	20.1	27.0	25.7	20.3	13.0
同和地区内外の人たちが交流を活発にし、まちづくりをす					
すめる	_	_	_	_	14.3
同和問題は、次第になくなっているから、自然になくなる					
	17.1	_	_	_	_
のをまつべきであり、そっとしておくのがよい					
その他	1.9	1.8	2.8	3.0	4.3
わからない	16.6	24.2	17.0	17.7	18.3
同和問題を知らない	_	_	9.7	10.1	13.2
無回答	1.4	2.9	1.8	5.4	2.7
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514

※05 年は選択肢に大幅な変更があったため、比較から除外した。81 年~90 年においては「国・県・市が粘り強い啓発活動や同和教育を行う必要がある」が、「同和地区以外の人々に対して、国・県・市が粘り強い啓発活動や同和教育を行う必要がある」となっている。

4 名古屋市市民調査から見る啓発課題に関する考察

以上、名古屋市における同和問題に関する市民意識の変化についてみてきた。最後に本稿の 知見をまとめ、啓発課題について述べたい。

最大の特徴は、81 年から 05 年の 25 年間、名古屋市民における同和問題意識には大きな変化がみられなかったことである。例えば、同和問題の認知、法の認知などの認知状況や、友人関係や婚姻における忌避などにおいても目立った変化はみられなかった。

2 つめの特徴は、同和問題を「知らない」と回答している者が、6 回を通じて 1 割前後存在 することである。また、各設問に対して「わからない」と答える者も少なくなかった。例えば、 同和教育の評価について、3 人にひとりが「わからない」あるいは「同和問題を知らない」と 回答している。

また、同和問題を認知している場合においても、認知経路や認知内容にも課題が残されていることが3つめの特徴といえるだろう。例えば、同和問題の認知経路が「家族」であるものが4人にひとりを占めていることや、認知時期が19歳以降であるものが2割ほど存在することなどから、学校教育における同和教育を充実させていくという課題がみえる。

以上のことから、名古屋市の啓発課題は、同和問題に関する認知をひろめるための啓発・教育の方法を工夫する必要があると思われる。とりわけ、「同和問題を知らない」・「わからない」層を減少させなければならない。市民が効果的であると考えている手法を参照しながら、従来よりも積極的に教育・啓発をすすめていかなければならない。

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

第2部 意識をめぐるさまざまな啓発課題

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

第6章 「分散論」「寝た子を起こすな論」に関する動向と課題

内田龍史

はじめに

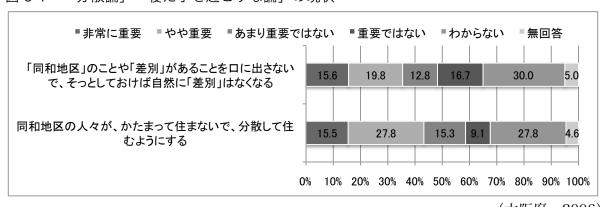
部落問題のみならず、いずれの社会問題においても、その解決をはかるためには、解決のための方向性が社会全体に共有されることが重要である。そのため、部落問題に関する意識調査においても、その解決方法についてたずねる項目が用意されることが多い。たとえば、以下のようなものが典型的である。

- Q:同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。あなたのお考えに近いものを 3 つ以内えらんでください。
- 1 同和地区の人の収入の安定・向上をはかり、生活力を高める
- 2. 同和地区の住宅環境や生活環境を改善・整備する
- 3. 同和地区の人がじゅうぶんに教育を受けられるようにし、社会的生活能力を高めるようにする
- 4. 同和地区の人が、差別に負けないように努力し、積極的に行政や同和地区外の人に働きかけていく
- 5. 同和地区の人が、一定の地区(同和地区)にかたまって生活しないで、分散して住むようにする
- 6. 同和地区外の人によく理解してもらい、差別をしない人権尊重の意識を高める
- 7. 同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 8. どのようにしても差別はなくならない

(富山県, 2004)

環境改善や生活力を高めるなどの社会的不平等の克服、「人権尊重の意識を高める」など意識への働きかけなど、こうした項目のいくらかは、部落問題の解決のために積極的な側面を含んでいる。しかしながら、こうした解決方法の中には明らかに問題を含む項目も含まれている。その代表的なものが「同和地区の人が、一定の地区(同和地区)にかたまって生活しないで、分散して住むようにする」といった「分散論」であり、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」などに代表される「寝た子を起こすな論」である。

図 6-1 「分散論」「寝た子を起こすな論」の現状



(大阪府, 2006)

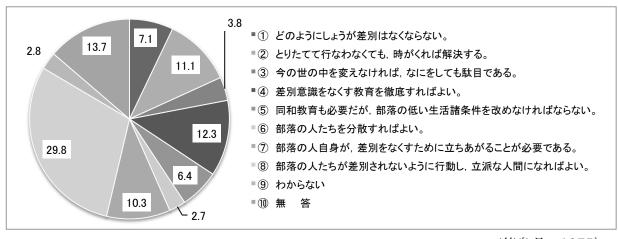
序章や他の章でも見たように、「分散論」「寝た子を起こすな論」については一定の割合で広がりを持っている。たとえば、2005年の大阪府調査においても、それらが「重要」か「重要ではない」かと問われれば、「重要」と答える者の方が多い(図 6-1)。後の詳しく述べるように、こうした傾向は明らかに問題であるが、では、これら「分散論」ならびに「寝た子を起こすな論」については、地域や時期によって変化が見られるのであろうか。本章の課題はここにある。

1 初期の調査に見る「分散論」「寝た子を起こすな論」

「分散論」については各種の調査で古くからたずねられている。まずは 1970 年代に行われた調査結果を見てみよう。巻末の意識調査報告書一覧から見る限り、最も古いものは、1974年に行われた徳島県の調査(徳島県, 1975)である。ここで最も割合が高いのは「部落の人たちが差別されないように行動し、立派な人間になればよい。」の 29.8%であり、「分散論」は2.7%にすぎない。これは、多数ある項目の中で一つ¹のみ選んでもらう形式であるために、実際には「分散論」に賛同しながらも優先順位が低くなったのだと考えられる。

徳島県では、たずね方は異なるものの、引き続き解決方法についての質問項目が用意されているが、その動向は後に紹介する。

図 6-2 (部落問題) (同和問題) についていくつかの考えがありますが、つぎのうち、あなたのお考えに近いものを二つ選んでください。



(徳島県、1975)

同時期の調査として、1976年に行われた神戸市の調査(神戸市、1978)では、「部落差別をなくすためには、どうしたらよいどう思いますか。あなたのお考えに近いものに〇印を3つ以内つけて下さい。」という質問に対して、11の項目のうち最も割合が高かったのは「「部落」の人びとが言動をつつしみ、立派な人間になるように努力する。」の52.0%である。続いて多いのは「「部落」の人びとが、一定の地区(同和地区)にかたまって住まないで、分散して住

¹ 調査票ならびに報告書本文には「二つ」となっているが、調査結果のパーセンテージを合計すると 100%となるため、実際には「一つ」の誤りかと思われる。

むようにする。」であり、41.9%となっている。

また、「「部落」のことなど口にださず、そっとしておけば、自然に部落差別はなくなる。」は 22.7%となっている。

表 6-1 部落差別をなくす方法(3つ以内:神戸市, 1978)

	1976
「部落」の人びとが、一定の地区(同和地区)にかたまって住まないで、分散して住むようにする。	41.9
「部落」の人の収入の安定・向上をはかり、生活力を高める。	18.1
「部落」の住宅環境や生活現場を改善・整備する。	27.5
「部落外」の人びとを啓発し、差別意識をなくす社会教育を徹底させる。	35.4
「部落」の人びとが言動をつつしみ、立派な人間になるように努力する。	52.0
「部落」のことなど口にださず、そっとしておけば、自然に部落差別はなくなる。	22.7
「部落」の人びとが、差別に負けないように努力し、積極的に行政や「部落外」の人び とに働きかけていく。	16.5
学校教育を通して、すべての子供たちに人間尊重の教育をもっと徹底させる	25.0
基本的人権をまもり、真の民主主義の確立をめざす国民的な運動をもっと拡大・強化さ せる。	18.3
今の世の中(資本主義社会)を変えなければ、なにをしてもだめである。	3.1
どのようにしても部落差別はなくならない。	5.0
無回答	1.8
	2436

1979年に行われた広島県での調査を見ると、解決方法として最も割合が高いのは「ほっておけば自然になくなる」の 40.0%である。また、「分散して住むようにする」も 18.0%となっている。

表 6-2 部落差別をなくす方法 (○はいくつでも?²: 広島県, 1979?)

	1979?
生活環境を改善整備する	7.0
生活力を強くする	13.3
立派な人間になるよう努力する	23.5
行政などに働きかけて行く	24.7
人権を大切にする活動を積極的に	33.3
民主主義を確立する国民的運動	14.1
差別を営利目的にするものの処罰	7.0
分散して住むようにする	18.0
ほっておけば自然になくなる	40.0
その他	1.8
"部落差別"はなくならない	5.5
無回答	8.2
回答母数	2283

1979年に行われた大阪市での調査からは(大阪市, 1979)、最も割合が高いのは「「部落」のことなど口に出さず、「寝た子をおこす」ことをやめ、そっとしておけば自然になくなる」

_

 $^{^2}$ 報告書に調査票が掲載されていないため、重複回答なのは間違いないが、 \bigcirc をいくつまでつけてもよいのかは不明である。

の29.1%であり、続いて「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」が28.8%と続くものの、三番目に割合が高いものは「「部落」の人々が、一定の地区(「部落」)にかたまって住まないで、分散して住むようにする」で26.3%を占める。

表 6-3 部落差別をなくす方法(○はいくつでも:大阪市, 1979)

	1979
「部落」の人々が、一定の地区(「部落」)にかたまって住まないで、分散して住むようにする	26.3
「部落」の住宅や生活環境を改善・整備する	8.5
「部落」の人々の収入を安定・向上し、教育水準を高め、生活力を強くする	12.7
「部落」の人々が言動をつつしみ、立派な人間になるように努力する	20.3
「部落」の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的に「行政」や「部落」外の人々 に働きかけて行く	22.3
学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う	28.8
基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざす、国民的運動を拡大・強化する	11.6
「差別」をしたり、「差別」を営利目的に使うものを、法律で処罰する	7.8
「部落」のことなど口に出さず、「寝た子をおこす」ことをやめ、そっとしておけば自然になくなる	29.1
その他	0.5
どんなことをしても、「部落差別」はなくならない	5.6
無回答	12.2
回答母数	2756

以上のように、1970 年代後半の意識調査を見る限り、ばらつきはあるものの、部落差別の責任を部落出身者のみに押し付ける考え方(部落の人が差別されないように努力する、分散して住むようにする)や、「寝た子を起こすな」という考え方が、3~4割といった割合で浸透していたのだと考えられる。

2 「分散論」「寝た子を起こすな論」の動向

では、その後の変化はいかなるものであろうか。以下では、比較的長期にわたって調査が行われている北九州市、滋賀県、徳島県、神戸市の調査をもとに、意識の変化をたどる。ただし、いずれも3つ以内を選択してもらう形式となっているものの、回答肢の内容や数に変化があるため、厳密に比較することはできないことに注意が必要である。とはいえ、おおまかな傾向を把握することはできるだろう。

北九州市では、1976 年から 7 回にわたって同和問題の解決法についての質問が用意されている³。「分散論」については 1980 年調査以降は 3 割代と、大きな変化は見られない。他方で、「寝た子を起こすな論」については、1980 年調査以降低下しており、95 年以降は 1 割前後を推移している。なお、「同和地区の人が差別されないように気をつける」についても、3 割前後で大きな変化は見られない。

_

³ 北九州市調査は、いずれも配票留置法で行われている。

表 6-4 北九州市における変化

女 0-4 11/11/11/11/11/11/11/10/1/10 女 10							
同和問題を解決するためには、次の中のどれが大切だと思いますか。三つ選んでください。四つ以上選ばないように気をつけてください。	1976	1980	1985	1990	1995	2000	2005
分からない(ここに○をつけた人は、他に は○をつけないでください)	25.0	20.0	27.2	27.0	25.1	26.8	11.2
同和地区の人が差別されないように気をつ ける	25.8	29.7	31.3	31.3	33.4	26.1	27.1
同和地区の人は差別されて気の毒だから、 みんなが同情する	9.1	26.2	1.6	1.2	1.0	_	_
同和地区の人が同和問題の解決を目指して 運動をする	27.8	13.0	21.6	20.8	16.4	20.3	18.2
自然に解決するのを待つ	21.1	32.4	21.3	19.3	10.8	7.5	10.0
同和地区の人がかたまって生活しないで、 分散して住む	23.1	31.1	35.9	35.9	32.2	30.5	34.8
同和地区の人と地区外の人が結婚する	8.8	6.9	6.5	5.3	4.8	_	_
行政が同和問題を解決するために積極的に 努力する	32.1	26.9	24.2	31.8	33.9	21.8	23.6
国民が同和問題に正しい理解をもち、問題 解決のため努力する	51.3	46.8	45.5	48.3	48.3	38.4	43.2
同和地区の人と地区外の人との交流を積極 的に進める	_	_	_	_	_	21.5	22.5
その他	_	_	_	_	_	_	3.9
特にない	_	_	_	_	_	_	4.2
無回答	2.7	2.7	5.0	4.5	3.0	4.9	3.3
回答母数	2558	3665	3591	3704	3486	3592	2639

※1976年調査は、「同和地区」ではなく、「部落」となっていた。

※1980 年まで、「同和地区の人は差別されて気の毒だから、みんなが同情する」は、「部落の人たちは差別されて気の毒だから、みながもっと仲良くすれば差別はなくなる」、「同和地区の人が同和問題の解決を目指して運動をする」は、「同和地区の人たちが自ら立ちあがって、差別をなくす運動をすることが必要である」であった。2000 年以降、「同和地区の人が差別されないように気をつける」は「同和地区の人自身が差別されないように、育動などに気をつける」に、「同和地区の人が同和問題の解決を目指して運動をする」は「同和地区の人が同和問題の解決を目指して努力をする」となっている。

※2000 年までは、「分からない(ここに〇をつけた人は、他には〇をつけないでください)」となっているが、2005 年の「わからない」については、特に「他には〇をつけないで」という注釈は加えられていない。

滋賀県での調査については、1981 年調査のみ○はひとつ選択となっているため、1986 年調査以降の結果と比較することはできないが、参考程度の数値として掲載している。1986 年調査以降の特徴は、「寝た子を起こすな論」が3割前後、「分散論」が3割弱と、いずれもほとんど変化が見られないことである。

表 6-5 滋賀県における変化

我 0 0					
「同和問題」を解決するためには、どうしたらよいと 思いますか? あなたのお考えに近いもの3つ以内を	1981	1986	1991	1995	1999
_ えらんで○印をおうけ下さい。					
「同和地区」の人の収入の安定・向上をはかり、生活 力を高める	8.0	14.4	13.8	12.8	9.6
「同和地区」の仕宅環境や生活環境を改善・整備する	7.5	12.1	12.8	10.1	11.2
「同和也区」の人がじゅうぶんに教育を受けられるよ うにし、社会的生活能力を高めるようにする	_	24.2	22.0	19.1	20.9
「同和地区」の人が、差別に負けないように努力し、 積極的に行政や「同和地区」外の人に働きかけていく	_	39.1	34.8	34.1	32.3
「同和地区」の人が、一定の地区(「同和地区」)に かたまって生活しないで、分散して住むようにする	_	26.5	26.8	26.3	27.5
「同和地区」外の人の「同和問題」についての理解を 深め、差別をしない人間尊重の意識を高める	35.2	37.6	43.3	47.9	44.0
同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、 差別は自然になくなる	26.9	31.9	31.8	30.2	29.9
どのようにしても差別はなくならない	_	9.7	3.5	4.2	
その他(具体的に)	6.1	_	_	_	6.0
特にない	_	_	_	_	3.9
わからない	9.5	_	_	_	9.1
回答なし	6.9	7.0	6.8	9.6	4.5
回答母数	2452	2695	3211	3257	1192

※1981年調査のみ、○はひとつ。また、「「同和地区」の仕宅環境や生活環境を改善・整備する」は「「同和地区」の環境を改善することにいちばん重点をおく」、「「同和地区」外の人の「同和問題」についての理解を深め、差別をしない人間尊重の意識を高める」は、「「同和地区」外の人々の差別意識をなくすための人権教育にいちばん重点をおく」、「「同和地区」の人の収入の安定・向上をはかり、生活力を高める」は「同和地区」の人々に安定した職業を確保する」、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」は「差別"のことや「同和地区」について口を出さずそっとしておくのがいちばんよいと思う」となっている。

前節で見た徳島県の調査における同和問題の解決方法は単一回答であったが、1986 年調査以降の調査においては、3 つ以内の重複回答で求めている。サンプルの取り方が異なる 1993 年調査⁴を除けば、いずれの年代においても最も割合の高い「同和地区外の人の同和問題についての理解を深め、差別をしない人間尊重の意識を高める」に続き、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」という考え方は、一貫して2番目、また「同和地区の人が、一定の地区(同和地区)にかたまって生活しないで、分散して住むようにする」は3番目に割合の高い項目となっている⁵。

_

⁴ 1993 年調査は徳島県単独で行った調査ではなく、総務庁が行った『同和地区実態把握等調査 (意識調査)』の一環として行われたものであり、調査の規模などが大きく異なる。

⁵ 表記は同じであるが、2000年の「同和地区外の人の同和問題についての理解を深め、差別をしない人間尊重の意識を高める」は回答者数が1042人、同和地区の人が、一定の地区(同和地区)にかたまって生活しないで、分散して住むようにするは1041人である。

表 6-6 徳島県における変化

X = 0				
同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。あ なたのお考えに近いもの 3 つ以内に印をおつけください。	1986	1992	1993	2000
同和地区の人の収入の安定をはかり、生活力を高める	13.4	11.9	15.0	8.2
同和地区の住環境や生活環境を改善・整備する	9.8	7.2	15.9	6.5
同和地区の人がじゅうぶんに教育を受けられるようにし、社会的 生活能力を高めるようにする	23.4	22.5	29.9	15.5
同和地区外の人の同和問題についての理解を深め、差別をしない 人間尊重の意識を高める	39.4	41.0	52,6	36.6
同和地区内・外の交流を積極的に行う	_	_	_	25.5
同和地区の人が、積極的に行政や同和地区外の人に働きかけてい く	20.7	18.2	50.0	21.2
同和地区の人が、一定の地区(同和地区)にかたまって生活しないで、分散して住むようにする	27.2	27.8	30.5	24.1
同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然 になくなる	36.0	33.7	37.8	36.6
どのようにしても差別はなくならない	5.0	4.4	2.4	5.2
回答なし	8.0	10.4	1.2	9.4
回答母数	3273	3215	492	2846

前節で紹介した神戸市での調査を見ると、「同和地区の人が、一定の地域にかたまって住まないで、分散して住むようにする」については 1976 年調査の 41.9%から 1991 年調査では 30.7%と、低下傾向が見られるものの、1995 年調査では 35.4%と上昇している。他方で「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」については 1976 年調査の 22.7%から 1991 年調査では 35.5%と、上昇傾向にあり、1995 年調査においても 33.2% が選択している。

1976年調査の「寝た子を起こすな論」の割合が低いのは、選択肢の数が多かったため、他の項目に分散したのだと推測される。とすれば、1976年段階の「分散論」の割合は、以降の調査と比較してかなり高かったと解釈できるかもしれない。

表 6-7 神戸市における変化

次の一種子目における文化				
同和問題の解決のためには、どうしたらよいと思いますか?あな				
たのお考えに近いものに〇印をつけてください。(回答は 3 つま	1976	1986	1991	1995
で)				
同和地区の人の収入の安定向上をはかり、生活力をたかめる	18.1	11.3	15.6	9.8
同和地区の住宅環境や生活環境を改善・整備する	27.5	20.5	24.5	23.1
同和地区の人が、十分に教育をうけられるようにし、社会的生活 能力をたかめる	_	18.0	16.7	17.0
同和地区の人が、同和問題解決の自覚を深め、積極的に行政や同 和地区外の人に働きかけていくようにする	16.5	28.6	51.5	_
同和地区の人が、一定の地域にかたまって住まないで、分散して 住むようにする	41.9	36.6	30.7	35.4
同和地区外の人の差別意識をなくす社会教育、啓発活動を徹底させる	35.4	27.2	15.8	27.0
同和地区の人と同和地区周辺の人との交流を促進し、まちづくり をすすめる	_	15.9	15.6	16.5
同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然に なくなる	22.7	31.7	35.5	33.2
「部落」の人びとが言動をつつしみ、立派な人間になるように努力する。	52.0	_	_	_
学校教育を通して、すべての子供たちに人間尊重の教育をもっと 徹底させる	25.0	_	_	_
基本的人権をまもり、真の民主主義の確立をめざす国民的な運動 をもっと拡大・強化させる。	18.3	_	_	_
今の世の中(資本主義社会)を変えなければ、なにをしてもだめである。	3.1	_	_	_
同和地区の人が、自主的に自立意識などの向上につとめる	_	_	_	44.0
どのようにしても、差別はなくならない	5.0	5.5	3.5	3.0
その他(具体的に)	_	5.7	3.1	2.8
回答なし	1.8	2.8	3.0	3.4
回答母数	2436	2742	2931	2234

※1976年調査では、「同和地区」ではなく「部落」ということばが用いられている。

※1995 年調査においては、「同和地区の人の収入の安定向上をはかり、生活力をたかめる」は「同和地区の人の収入の安定向上をはかる」に、「同和地区の住宅環境や生活環境を改善・整備する」は「同和地区の住宅環境や生活環境をよくする」に、「同和地区の人が、十分に教育をうけられるようにし、社会的生活能力をたかめる」は「同和地区の人が、十分に教育をうけられるようにする」に、「同和地区外の人の差別意識をなくす社会教育、啓発活動を徹底させる」は社会教育や啓発活動によって、人権尊重の意識を高める」に、それぞれ変更されている。

3 「分散論」「寝た子を起こすな論」と啓発の課題

以上、15~30 年程度の期間で比較可能な調査報告を用い、「分散論」「寝た子を起こすな論」に関する変化をたどってきた。結論から言えば、「分散論」については北九州市で低下傾向が、神戸市においても 1976 年調査から 1986 年調査にかけて低下傾向が見られるものの、滋賀県・徳島県においては大きな変化はない。また、「寝た子を起こすな論」については神戸市では 1976 年調査から 1986 年調査にかけて低下しているが、これは選択肢が減少したことの反映だと推測される。他の地域においても大きな変化は見られない。「分散論」「寝た子を

起こすな論」ともに、同和問題に関する意識調査が本格的に行われるようになった 1970 年代後半頃から一定の割合で支持されていたが、現在においても大きな変化はなく支持されているように思われる。

ここであらためて「分散論」「寝た子を起こすな論」の問題点を整理すれば、「分散論」については、社会問題である部落問題の責任を部落住民にのみ押し付ける考え方であるばかりか、憲法第22条によって保障されている「居住移転の自由」(憲法第22条1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。))を侵害するものであり、部落問題の解決方法としてはまったく妥当でない。

また、「寝た子を起こすな論」は、現状として様々な問題点があるにも関わらず、それらを直視しないことによって問題がないことにしてしまうという考え方であり、結果としてそのまま問題が放置されてしまうことである。こうした考え方は、マジョリティにとって見えにくいマイノリティ問題の構造的な側面であり、マイノリティの人々が声をあげにくい状況をさらに強化してしまうことにもなる。

端的に言えば、「分散論」は部落問題の解決責任を部落出身者のみに押し付けるもの、「寝た子を起こすな論」は、部落問題の問題性そのものを直視せず、解決の方向性には決して導かないものとしてまとめることができよう。残念ながらこうした考え方は過去とそれほど大差なく一定の広がりを持っていることから、「分散論」「寝た子を起こすな論」に焦点を当てた啓発が求められる。

おわりに

本章では、「分散論」「寝た子を起こすな論」は過去と同様に一定の広がりが見られるのかについて、ここでは明らかにできていない。その理由については多様な解釈が可能であろう。例えば、「分散論」「寝た子を起こすな論」いずれにおいても、大規模で目に付きやすい被差別部落があるなどといった地域性、メディアによって取り上げられた時期があるなどの時代的な要素など、被差別部落あるいは部落問題に関するリアリティのある、なしが大きく関係しているように思われる。だが、実際には同和対策事業などによって部落の状況は変化しているにもかかわらず、どの地域においても大きな変化が見られないことを考えると、多様な要因が複層的に意識に影響を与えているのかもしれない。

とはいえ、今のところそれらの解釈を実証できるだけのそれぞれの地域性や時代背景に関するデータを、筆者は持ちあわせてはいない。ここで紹介したような意識調査結果をもとにした、 地域性や時代背景を視野に入れたきめ細かな研究については、今後の課題としたい。

文献

富山県、2004『人権に関する県民意識調査報告書』.

大阪府,2006『人権問題に関する府民意識調査報告書』

徳島県,1975『同和問題意識調査結果』

徳島県,1993『同和問題意識調査報告書』

徳島県,1995『同和地区実態把握等調査(意識調査)報告書』

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

徳島県,2002『同和地区実態把握等調査(県民意識調査)報告書』

神戸市、1978『同和問題に関する意識調査結果』

神戸市,1986『人権問題(同和問題)についての市民意識』

神戸市、1991『人権問題(同和問題)についての意識調査結果のあらまし』

神戸市、1996『神戸市民の同和問題(人権問題)に関する意識調査結果報告書』

広島県, 1979?『同和問題に関する意識調査』

大阪市、1979『大阪市民の「同和問題」に関する意識調査報告書』

北九州市, 1977『同和問題実態調査第4次報告書』

北九州市, 1980『同和問題についての市民意識調査報告書』

北九州市、1986『同和問題についての北九州市民の意識と態度』

北九州市、1991『同和問題についての北九州市民の意識と態度』

北九州市、1996『人権・同和問題に関する意識調査報告書』

北九州市,2001『人権問題に関する意識調査報告書』

北九州市,2006『人権問題に関する意識調査』

滋賀県、1982『滋賀県民の「同和問題」についての意識調査報告書』

滋賀県,1987『滋賀県民の「同和問題」についての意識調査報告書』

滋賀県、1992『滋賀県民の「同和問題」についての意識調査報告書』

滋賀県、1997『「同和問題」についての意識調査報告書』

滋賀県、1999『人権に関する県民意識調査報告書』

第7章 「部落差別をなくす方法」をめぐる意識―大阪府、大阪市、堺市の比較から―

時岡新

はじめに

部落差別をなくす方法に関する質問には、いくつもの含意があり、その回答結果は重層的にまた全体的に吟味されなければならない。ここでは、部落差別の「原因」にかんする回答者の認識、問題解決をめぐる回答者の主体性、および差別の問題化に対する回答者の姿勢の3点に注目して分析をすすめる。

詳細は以下の各節で述べるが、ごく簡単に、回答選択肢の性格を示す。たとえば、部落差別をなくす方法として「同和地区の住宅や生活環境を改善・整備する」やり方を挙げる場合、その背景には、同和地区における実際の劣悪な生活環境が地区住民に対する差別意識を生じさせ、あるいは助長しているとの認識がある。また「基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざす国民的運動を拡大・強化する」ことを重視する場合には、物理的な環境改善や表層的な啓発活動では解消、改変できない根本的な問題として「民主主義」の未成熟、未確立があると考えられている。

他方、差別をなくすための方法は何かとの質問に対して「同和地区の人々が、差別に負けないよう努力」すべきと答えたならば、それは問題解決をめぐる回答者の主体性が必ずしも強くないことの表れと言えよう。学校教育・社会教育への期待についても、自らすすんでそれらの学習課題に取り組む姿勢が伴わなければ、さしたる実効性は望めない。

第6章でも議論の対象とされている「そっとしておけば自然に"差別"はなくなる」という考え方は、差別を問題化することによって解決をめざそうとする活動への不同意、拒否を意味している。これまで多くの社会問題は、さまざまの異議申し立てを端緒に解決への道が模索され、事態の改変へと進んできた。その歴史に学ぶならば、問題化する活動の承認とその尊重は、差別の解消に不可欠の姿勢なのである。

以下の各節では、上述の視座から複数の調査を比較、検討したい。なお、資料の制約から、 比較は次のように行う。「1 1980 年調査~1995 年調査の比較」では、まず、複数回答の設 問となっている大阪府・大阪市の 1980 年調査と堺市の 1985 年調査を比較する(「1-1 大阪 府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較」)。続いて、大阪府と大阪市について、1985 年調査から 1995 年調査までを比較する(「1-2 大阪府、大阪市の 1985 年以降調査の比較」)。

さらに「2 2000、2005 年調査の比較」では、堺市との比較ができない設問については大阪府と大阪市を比較(「2-1 大阪府、大阪市の比較」)し、三者の比較が可能な設問については大阪府と大阪市、堺市とを比較する(「2-2 大阪府・大阪市 2000 年・2005 年調査と、堺市1999 年・2005 年調査の比較」)。

1 1980年調査~1995年調査の比較

1-1 大阪府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較

はじめに、調査年、設問、選択肢が同一である、大阪府と大阪市の調査結果を比較する。ほ

とんどの項目で大阪府の数値が大阪市の数値を上回っているが、これは、大阪市の回答者に比べて大阪府の回答者が、より多くの項目にレ点をつけたことを示すものである。各項目別にみると、「「同和地区」の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的に「行政」や「同和地区」外の人々に働きかけて行く」、「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」の2項目で、大阪府と大阪市の回答率に比較的大きな差異が認められる。いずれも大阪府の数値が高い。

部落差別をなくすために同和地区の人々の努力が必要であるとする考え方は、差別の原因が 被差別の側にあるとする認識と親和的である。当時、大阪市で行われていた啓発活動と大阪府 全体での啓発との間に何らかの違いがあるとすれば、回答結果との結びつきを検証することに は意義がある。他方、学校教育・社会教育への期待は、実際に行われている教育、啓発への評 価を反映した可能性がある。大阪市に比べ、大阪府全体における教育、啓発活動が高い評価を 得ていた可能性、逆に大阪市に比べ、大阪府全体における教育、啓発活動の不足が問題視され ていた可能性、などが考えられる。いずれにしても、今日的観点からの検証が待たれる回答結 果である。

続いて以上の回答傾向を、調査年に5年の違いがあるが、堺市1985年調査における類似の 設問(ともに複数回答)と比較する。

大阪府・大阪市の数値が近く、それと比べて堺市の数値が大きく異なっている項目は「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」で、大阪府 24.7%、大阪市 26.3%に対し、堺市は 36.5%ときわだって高い回答率を示している。他方、「人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」という項目では、大阪府 36.9%、大阪市 28.8%に対し、堺市は 22.3%と低い回答率である。

とくに後者、教育、啓発活動への期待について、堺市の数値が相対的に低いのはなぜだろうか。当時の堺市における教育、啓発活動との照合など実証的分析の必要がある。

表 7-1 大阪府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較

いままで、"部落差別"や、「同和問題」のことに				
ついて、いろいろおききしましたが、"部落差別"				あなたは、同和問題の解決のためにはどのよう
をなくすには、どうしたらよいとお考えです				にしたらよいとお考えですか。必要だと思うも
か? とくに重要だと思うものにレ点をおつけ				のをお選びください。(○はいくつでも)
ください。				
「同和地区」の住宅や生活環境を改善・整備す	大阪府	11.7		
	大阪市	8.5		
		11.3	堺市	同和地区の住宅や生活環境をよくする
	大阪府	19.9		
育水準を高め、生活力を強くする	大阪市	12.7		
		15.4	堺市	同和地区の人々に安定した仕事や産業を保障す
		15.4	外巾	
		15.2	堺市	同和地区の人々の教育水準を高める
「同和地区」の人々が言動をつつしみ、立派な	大阪府	24.7		
人間になるように努力する	大阪市	20.3		
		26.7	堺市	同和地区の人々が、まず差別されないように気
		20.7	נווזא	をつける

「同和地区」の人々が、差別にまけないよう努	大阪府	31.5		
カし、積極的に「行政」や「同和地区」外の人々 に働きかけて行く	大阪市	22.3		
学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなく	大阪府	36.9		
し、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積 極的に行う	大阪市	28.8		
		22.3	堺市	人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的 に行う
基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざ	大阪府	14.6		
す国民的運動を拡大・強化する	大阪市	11.6		
"差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うもの	大阪府	10.6		
を、法律で処罰する	大阪市	7.8		
		17.5	堺市	差別を営利目的に使うものなど悪質な差別を法 律で処罰する
「同和地区」の人々が、かたまって住まないで、	大阪府	24.7		
分散して住むようにする	大阪市	26.3		
		20.5	1m 	同和地区の人々が、かたまって住まないで、分
		36.5	堺市	散して住むようにする
「同和地区」のことや"差別"のことなど口に出さ	大阪府	34.1		
ないで、「寝た子をおこす」ことをやめ、そっ				
としておけば自然に"差別"はなくなる	大阪市	29.1		
		25.0	1m 	同和地区のことや差別のことなど口に出さない
		35.8	堺市	で、そっとしておけば、自然に差別はなくなる
7.0/k (F.4-6/L)	大阪府	1.1		
その他(具体的に)	大阪市	0.5		
		5.3	堺市	その他
	大阪府	4.1		
どんなことをしても、"部落差別"はなくならない	大阪市	5.6		
		9.7	堺市	どんなことをしても、部落差別はなくならない
	大阪府	9.2		
無回答	大阪市	12.2		
		9.3	堺市	わからない+無回答
	大阪府	3883		
回答母数	大阪市	2756		
		1969	堺市	
			-	

※表中、大阪府、大阪市は 1980 年調査、堺市は 1985 年調査。

1-2 大阪府、大阪市の1985年以降調査の比較

大阪府、大阪市の 1985 年以降の調査を比較する。回答率の高い項目は、いずれの調査時点でも「同和地区のことや"差別"のことなど口に出さないで、「寝た子を起こす」ことをやめ、そっとしておけば自然に"差別"はなくなる」、「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」、「同和地区の人々が、かたまって住ま

ないで、分散して住むようにする」の各項目で、それらより回答率がやや低い項目としては「同和地区の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的に"行政"や同和地区外の人々に働きかけていく」がある。

注目すべきは、大阪府と大阪市との類似、また調査年ごとの回答傾向の類似である。まず、 先に 1980 年調査で確認された府と市の相違がここではみられない。1980 年代に展開された府、 市それぞれの教育、啓発活動を対照して検証する必要がある。次に、1980 年代以降の教育、 啓発活動は、少なくともこの質問項目について府民、市民の意識を大きく変えるものでなかっ た可能性が指摘できる。こちらもやはり、内容分析にもとづく検証の必要がある。

表 7-2 大阪府と大阪市 1985 年以降調査の比較

表 7-2 人族的 C人族的 1905 牛肉种酮量 0 比较				
いままで、"部落差別"や、「同和問題」のことについて、いるいろおききしましたが、"部落差別"をなくすには、どうしたらよいとお考えですか? いちばん重要だと思うもの 1つにし印をおつけください。		1985	1990	1995
	大阪府	1.9	3.4	4.4
「同相地区」の圧七で土冶泉境を収音・歪曲する	大阪市	1.4	3.1	5.0
「同和地区」の人々の収入を安定・向上し、教育水準を高め、	大阪府	5.2	5.5	3.6
生活力を強くする	大阪市	3.8	4.7	3.8
「同和地区」の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的	大阪府	11.4	9.1	6.9
に「行政」や「同和地区」外の人々に働きかけて行く	大阪市	10.7	9.3	6.5
学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大	大阪府	21.7	18.8	24.1
切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う	大阪市	22.4	17.5	23.5
基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざす国民的運動	大阪府	6.3	5.8	6.6
を拡大・強化する	大阪市	6.2	5.5	6.0
悪質な"差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法	大阪府	4.8	3.4	3.5
律で処罰する	大阪市	5.0	2.8	2.8
「同和地区」の人々が、かたまって住まないで、分散して住	大阪府	10.0	13.7	13.5
むようにする	大阪市	10.5	14.8	15.3
「同和地区」 のことや"差別"のことなど口に出さないで、「寝	大阪府	22.1	21.9	16.7
た子をおこす」ことをやめ、そっとしておけば自然に"差別" はなくなる	大阪市	22.5	22.6	16.8
その他(具体的に)	大阪府	1.3	1.7	2.3
	大阪市	1.0	2.1	1.5
どんなことをしても、"部落差別"はなくならない	大阪府	5.5	5.8	6.6
とかなことをひてひ、 即者左加 はなくならない	大阪市	5.1	6.8	6.4
無回答	大阪府	9.8	10.7	11.9
ポロロ	大阪市	11.4	10.8	12.4
回答母数	大阪府	3395	3958	3814
디디닷씨	大阪市	1771	2784	2583

※表中の選択肢は 1985 年調査のもの。1990 年調査、1995 年調査では選択肢「悪質な"差別"をしたり、"差別" を営利目的に使うものを、法律で処罰する」が "差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法律で処罰する」に改変。

2 2000年、2005年調査の比較

2-1 大阪府と大阪市の比較-教育・啓発活動に対する意見-

1985年調査~1995年調査ではおおよそ 25%が「重要」と回答していた「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」という考え方について、2000年調査、2005年調査は単独の設問を用意し、「非常に重要」から「重要でない」までの段階をつけて回答を求めている。「非常に重要」「やや重要」を合計した割合は、大阪府と大阪市、また 2000年と 2005年のいずれを比較しても、おおよそ 60%以上で差異は小さい。

回答傾向からして、部落差別をなくすための教育・啓発活動を実施することには府民全体の同意と承認が得られたとみるべきである。今後は、活動の継続とともに、府民がそれらに積極的、主体的に参加しているかどうかの検証および効果測定が課題となる。

表 7-3 大阪府、大阪市の 2000 年・2005 年調査の比			
学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権 を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う		2000	2005
	大阪府	36.4	33.3
か 中 化 主 女	大阪市	37.6	32.9
やや重要	大阪府	28.3	31.3
ドド里女	大阪市	28.5	32.0
ちょり手声づけない	大阪府	10.6	10.1
あまり重要ではない	大阪市	9.7	9.7
重要ではない	大阪府	6.4	5.3
里安ではない	大阪市	5.4	5.3
わからない	大阪府	13.0	15.2
わからない	大阪市	13.6	14.6
無回答	大阪府	5.2	4.9
無凹台	大阪市	5.1	5.5
	大阪府	5568	3675
回答母数	大阪市	2534	1531

表 7-3 大阪府、大阪市の 2000 年・2005 年調査の比較

2-2 大阪府・大阪市 2000 年・2005 年調査と、堺市 1999 年・2005 年調査の比較 1)同和地区住民の異議申し立てに対する意見

はじめに、調査年、設問、選択肢が同一である、大阪府と大阪市の調査結果を比較する。同和地区住民が「社会に訴える」ことの重要性は、2000年調査以降、単独の設問という明確な形をとって問われはじめた。おそらく、回答者にはこの設問がいくとおりにも解釈されるのであろう、「わからない」との回答が大阪府、大阪市、また2000年調査、2005年調査のいずれでも、全体の4分の1以上を占めている。

考えられる解釈の一つは、被差別の側に部落差別をなくす努力を求めるもので、そのような 観点から重要である、あるいは重要でないと回答する場合があろう。もう一つの解釈としては、 「寝た子を起こすな」論とは反対に、問題化することへの同意を示すもので、そのような考え 方から重要である、重要でないと回答する。どちらの解釈にしたがっても、大阪府、大阪市、 また 2000 年、2005 年ともに、約35%の人々は、同和地区住民が社会に訴えることが「重要 である」と回答しており、地区住民による異議申し立てに注目する割合は、全体の3分の1程 度である。

今後は、異議申し立てを尊重し、真摯に聴く姿勢を一層ととのえるための啓発と、それが被 差別の側に一方的な努力を求める姿勢につながらないための工夫とが必要になる。

続いて以上の回答傾向を、堺市 1999 年調査、2005 年調査における類似の設問と比較する。

「同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、人々に働きかけていけば、差別はなくなる」という考え方に「そう思う」と回答する割合は、堺市で、1999年調査、2005年調査いずれの時点でも、およそ 15%程度である。他方、堺市の「どちらともいえない」と回答する割合は、大阪府、大阪市の「わからない」と回答する割合を 10 ポイント以上、上回っている。堺市における教育・啓発活動との関連について、詳細な検証が必要である。

表 7-4 同和地区住民の異議申し立てに対する意見

同和地区住民が差別の 現実や不当性をもっと 強く社会に訴える		2000 1999	2005		同和地区の人々が、もっと積極的 に差別の不当性を訴えて、人々に 働きかけていけば、差別はなくな る
 非常に重要	大阪府	13.2	10.3		
か市に 里女	大阪市	13.6	10.0		
		6.8	4.8	堺市	そう思う
やや重要	大阪府	21.9	24.7		
ドド主女	大阪市	23.0	24.4		
		8.6	8.6	堺市	どちらかといえばそう思う
あまり重要ではない	大阪府	18.5	22.1		
のよう主女ではない	大阪市	17.7	21.0		
		16.0	18.0	堺市	どちらかといえばそう思わない
重要ではない	大阪府	14.8	11.5		
主女ではない	大阪市	13.3	12.5		
		23.3	20.5	堺市	そう思わない
わからない	大阪府	25.6	26.1		
1011-016-01	大阪市	26.2	26.3		
		38.4	39.8	堺市	どちらともいえない
無回答	大阪府	6.0	5.4		
<i>™</i> □□	大阪市	6.2	5.8		
		6.9	8.4	堺市	無回答
回答母数	大阪府	5568	3675		
	大阪市	2534	1531		
		2948	2850	堺市	回答母数

※表中、大阪府、大阪市は 2000 年・2005 年調査、堺市は 1999 年調査・2005 年調査。

2)「寝た子を起こすな」論に対する意見

はじめに、調査年、設問、選択肢が同一である、大阪府と大阪市の調査結果を比較する。1985年調査~1995年調査では微減しながらもおよそ22%~およそ17%を占めていた「寝た子を起こすな」論に対する同意が、2000年以降も、また大阪府全体、大阪市ともに30%を大きく上回って継続している。1980年調査以降、少ないながらもずっと変わらずにある回答傾向から、その根強さをうかがい知ることができる。前項でみたとおり、部落差別をなくすための教育・啓発活動には多くの承認が得られているが、その中で、差別を問題化することの正統性、意義や必要性がくり返し説かれていくべきであろう。

続いて以上の回答傾向を、堺市 1999 年調査、2005 年調査における類似の設問と比較する。「「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいた方がよい」と「思う」との回答は、堺市で、1999 年調査、2005 年調査ともに、60%を上回っている。他方、堺市の「どちらともいえない」と回答する割合は、大阪府、大阪市の「わからない」と回答する割合を 10 ポイント以上、下

回っている。総じて堺市の回答傾向は「寝た子を起こすな」論に親和的であると言うことがで きる。

表 7-5 「寝た子を起こすな」論に対する意見

<u> 衣 7-3 で </u>	計にとり	りる兄兄			
「同和地区」のことや「差別」					
があることを口に出さない		2000	2005		「差別、差別」と騒がないで、
で、そっとしておけば自然に「美別」はなくなる。		1999			そっとしておいた方がよい
「差別」はなくなる	⊥ 7⊏ / ;	100	15.0		
非常に重要	大阪府	18.9	15.6		
	大阪市	17.8	16.0		
		40.2	42.8	堺市	そう思う
やや重要	大阪府	18.0	19.8		
1 1 主义	大阪市	17.7	19.9		
		24.4	24.4	堺市	どちらかといえばそう思う
あまり重要ではない	大阪府	11.4	12.8		
めより重安ではない	大阪市	12.2	13.7		
		СЕ	F 2	±m +-	どちらかといえばそう思わな
		6.5	5.3	堺市	L١
手再づけない	大阪府	18.4	16.7		
重要ではない	大阪市	17.4	16.3		
		7.2	5.6	堺市	そう思わない
たかこ ナント	大阪府	28.6	30.0		
わからない	大阪市	30.0	28.7		
		16.7	15.7	堺市	どちらともいえない
無同 欠	大阪府	4.6	5.0		
無回答	大阪市	4.9	5.5		
		5.0	6.2	堺市	無回答
日本口料	大阪府	5568	3675		
回答母数	大阪市	2534	1531		
	- *100*-1-	2948	2850	堺市	回答母数
w+1 1 1 m = 1 m + 1 0000 f				71 -1	

[※]表中、大阪府、大阪市は 2000 年・2005 年調査、堺市は 1999 年調査・2005 年調査。

3 比較から見る啓発の課題

いくつかの回答傾向をあわせ見て、考えられうる可能性を述べる。いずれも今後の検証を待 つべきものであり、最終的な結論ではない。

大阪府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較では、同和地区の人々が分散して住むようにすべきとの意見で、堺市が相対的に多く、大阪府・大阪市が相対的に少なかった。これに対し、教育活動、啓発活動への期待は、大阪府・大阪市で相対的に高く、堺市で相対的に低かった。ふたつの回答傾向を関連づけながら考えると、差別の原因のいくらかを同和地区のあり方、ないし同和地区住民にもとめる傾向の強い堺市では、教育・啓発活動に対する評価も低いことが分かり、両者が関連している可能性を指摘できる。教育・啓発活動とは、もちろん、被差別の側よりもむしろ差別する側、またひろく市民一般にむけた情報提供や促しである。差別の原因に関する認識のあり方によっては、教育・啓発活動について、その意義が感じられない可能性もある。このような回答傾向といくらかの解釈にしたがえば、今後の啓発においては、

そもそも差別とはどのような現象であり、その根本的な原因はどこにあるのかという点をしっかりと示し、理解に導く必要がある。

1985年から1995年調査に関する大阪府と大阪市の比較では、調査年による回答傾向の変化がないことに注目すべきである。この間の教育・啓発活動は、少なくとも部落差別をなくす方法をめぐる人々の意識に、みるべき影響を与えていない可能性を指摘しうる。

大阪府、大阪市の2000年調査、2005年調査では、設問が改変され、より詳細に人々の意見が把握された。教育・啓発活動に対する意見では、6割以上が「重要」と答えるようになっており、複数回答方式で訊いた1980年調査と比べても倍増している。このような変化の背景にある可能性としては、回答方式の違いの他、この間に実施された教育・啓発活動が高い評価を得たこと、人々の意識のなかで教育や啓発に対する期待感が強まったこと、などが考えられる。いずれにしても、現在、大阪府、大阪市とも教育・啓発活動への高い同意、承認が得られていると言うことができ、今後いっそう活発なプログラムの開発、実施が望まれる。しかし、これとは逆に、それらが問題解決を「ひとまかせ」にする傾向の表れとみれば楽観的にはなれない。人々の積極的、主体的な参加を確認するための検証が不可欠である。

堺市の 1999 年調査、2005 年調査ともあわせてみると、次のような特徴的回答傾向がみられた。同和地区住民の異議申し立てに対する意見では、堺市の回答傾向が大阪府、大阪市と大きく異なっており、その原因究明の必要性が確認される。総じて、堺市では異議申し立てを尊重し、それにむきあおうとする姿勢が必ずしも強くない。引きつづきみた次の回答傾向、すなわち「寝た子を起こすな」論に対する意見では、それが一層鮮明に表れている。

差別の解消という大きな取り組みにとって、差別的な事態、事象に対して異議を申し立てる作業は不可欠の第一歩である。そのような異議申し立てへの注目、承認、同意こそが人々に求められる姿勢であるが、少なくともこの質問への回答をみるかぎり、現状は悲観的であると言わざるをえない。異議申し立ての活動を尊重し、それに真摯にむきあう意識の醸成こそ、今後の教育・啓発活動が何よりめざすべき課題である。

第8章 結婚差別の認識状況とその動向

竹村一夫

はじめに

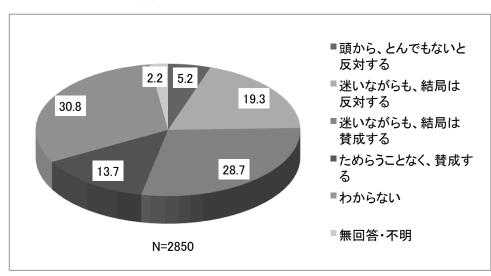
部落差別の中でも、結婚をめぐる差別は、悲劇的な結末となることもあり、重要な課題として取り組まれてきた。現在でも、しばしば差別事件として問題になることがあるが、「事件」や「問題」にならないケースも多いと思われる。例えば、数年前、次のようなことがあった。ある学生の友人がつきあっている相手が部落出身者であり、その友人の母親は、つきあうのはかまわないが結婚はダメだといっている、ということであった。友人本人は、特に結婚まで考えているわけではないので、問題にしていなかったようであり、その後問題になったとも聞かないが、このようないわば「暗数」を考慮に入れると、部落を忌避する感情から来る潜在的な結婚差別事件はかなり発生していると思われる。

本章では、このような結婚差別が人々にどのように認識されてきたかを検討する。データとして主に用いたのは、今回の報告書で時系列分析が展開されている、大阪市、大阪府、堺市、名古屋市、北九州市の意識調査結果であるが、その他の都道府県および政令指定都市の調査結果も適宜使用する。

1 最近の意識調査結果における結婚差別の認識状況

実際のところ、前述のような状況はデータからも推測可能である。図 8-1 に示したのは、2005年に実施された堺市の調査結果である。子どもが結婚したいといっている相手が同和地区出身者であった場合、親としてどのような態度をとるかという設問に対して、「頭から、とんでもないと反対する」は 5.2%にとどまっているものの、「迷いながらも、結局は反対する」を加えると、ほぼ 4 人に 1 人が、子どもの結婚の際に部落出身者を忌避すると回答している。

図 8-1 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合にとる態度



(堺市, 2006)

このような結婚差別をめぐる現実を多くの人は実際に認識しており、結婚差別は現在でも存在していると考えている人は多い。次の図 8-2 は、大阪市民を対象とした 2005 年の意識調査の結果である。「現在、同和地区の人たちは、結婚する際に反対されることがあると思いますか。」という設間に対して、「しばしば反対されることがある」24.0%、「たまに反対されることがある」33.3%であり、反対されることがあるという認識を持っている人がほぼ6割を占めている。これに対して、「反対されることがあるという認識を持っている人は、わずかに 5.9%であり、同和地区出身者はまだまだ結婚に際して、反対されることがあるという認識が一般的であることがわかる」。もちろん、これほど多くの人が実際に結婚差別を見聞きしたわけではなかろうから、さまざまな状況証拠から結婚差別の存在を認識していると考えられる。

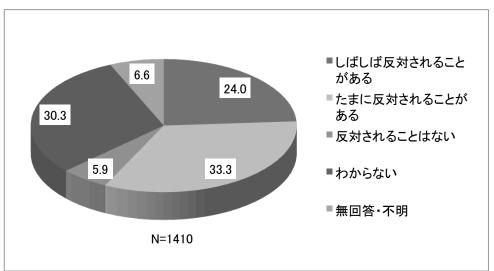


図 8-2 同和地区出身者が結婚に際して反対されることがあるかどうか

(大阪市, 2006)

結婚差別の現状に対する認識に関して、人権上の問題点としてとらえるかどうかという,別の側面からみておくことにしよう。図 8-3 は、2005 年に名古屋市で実施された調査より「あなたが同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。起きていると思うものをいくつでも○をつけてください」²という設問に対する結果をみたものである。多重回答の設問であるが、「結婚問題で周囲が反対すること」という回答が 44.1%で、その他の問題点より 10 ポイント以上多くなっている。その次に多いのは「就職・職場で不利な扱いを受けること」であり、就職をめぐる差別の存在も認識されているが、「結婚に際して身元調査(聞き合わせ)が行われること」という回答も 26.6%あり、やはり結婚をめぐる差別状況の存在を多くの人が指摘している。そもそも選択肢の文言が「結婚に際して」ではなく、「結婚問題」となっており、問題のある状況を想定した文言になっているのは、結婚差別の存在を前提にした選択肢のつくりになっているともいえる。

-

¹ 報告書では、「しばしば、もしくはたまにはの区分不明」とされていた回答(2.5%)を「無回答・不明」と統合した。「反対されることがある」と回答したものに対する枝問から反対だと判断できるが、この設問には回答していなかったものと考えられる。

² 日本語として若干不自然な表現があるが、誤植ではない。

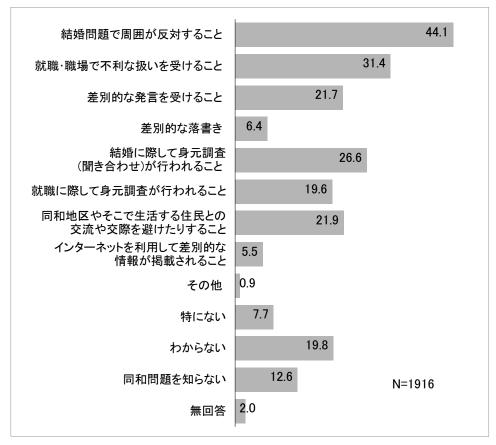


図 8-3 同和地区をめぐって、人権問題として認識されていること

(名古屋市, 2006)

2 結婚差別の存在についての認識状況の変化

それでは、次に結婚差別が「ある」という認識状況の変化についてみていくことにしよう。 ここで主に検討するのは大阪市と大阪府の調査結果である。

表 8-1 は、大阪市の調査結果における結婚差別の認識状況の変化を示したものである。最も古い 1968 年調査の時点では、実に 80.6%が「結婚の場合」に差別が表面化すると回答している。それからほぼ 10 年後の 1979 年調査では、部落外の人は「『部落』の人と結婚するとき」に「『部落』の人のことを気にしたり、意識したりしている」と 65.8%の人が回答している。このときとほぼ同じ設問が 1995 年の調査でもたずねられているが、その時には、「『同和地区』の人と結婚するとき」に意識するという回答は 69.0%であった。つまり、15 年間で結婚差別の認識状況はほとんど変化していないということである。2000 年調査では、設問が変更され、「現在、同和地区の人たちは、結婚する際に、同和地区出身であることを理由に反対されることがあると思いますか」という直接的な表現に変わっている。表中に示した数値は、「しばしば反対されることがある」と「たまに反対されることがある」を合わせたものになっているが、2000 年調査では、76.4%の回答者が、同和地区出身者は結婚に際して反対されることがあると回答している。

ここまでの調査結果では、多少の上下はあるものの 7~8 割の回答者が、同和地区出身者に対する結婚差別はあると答えてきていた。ところが、2005年の調査では、設問は 2000年調査とほぼ同一であるにもかかわらず、「反対されることがある」という回答は、57.3%に 20 ポイ

ント近く減少している。1960年代末からほぼ30年間大きな変化のなかった認識状況が、わずかに5年間で大きく変化している。この変化は、一体何からもたらされたものなのであろうか。この5年間で結婚をめぐる差別の実態が大きく変化したとは考えにくいので、そのように感じたり、考たりする人が減少したということである。ここ5年間の変化ということでいえば、当然、特別措置としての同和対策事業が終了したことがあげられようが、それによって、なぜこのような変化が生じたのか。また、この傾向は継続するのか、これだけのデータでは何ともいえないが、今後も注目しておきたい。

表 8-1 結婚差別の認識状況の変化(大阪市)

公司 相相互用的邮票(7000支目)	7(1)/(13)						
結婚差別があるという認識(大阪市)	1968	1979	1985	1990	1995	2000	2005
では、あなたは、こういった部落に対							
する差別は、現在、どんなところに出	80.6						
ていると思われますか?							
ところで、「差別」をうけている地区							
(「部落」)の人に対する「部落」外							
の人の考え方や意識についてですが、		65.8			69.0		
「部落」外の人は、どういう場合に「部		05.6			09.0		
落」の人のことを気にしたり、意識し							
たりしているとお考えでしょうか?							
「差別」をうけている地区(「部落」)							
の生活実態には、「差別」の結果、い							
ろいろな問題がありますが、あなた		16.1	12.1	37.5			
が、"なんとかしなければならない"と		46.4	43.4	37.5			
か、"問題である"とお考えのもの、全							
部に、印をおつけください。							
現在、同和地区の人たちは、結婚する							
際に、同和地区出身であることを理由						70.4	F7.0
に反対されることがあると思います						76.4	57.3
か。							

また、結婚差別について、同和地区の生活実態に関しての問題点と思うかどうかという点では、1979 年調査では、46.4%が「問題である」と回答していた。結婚時に同和地区出身かどうかが意識されるという回答の比率と比較すると 20 ポイントほど低い。さらに、1985 年には43.4%、1990 年には37.5%と減少している。1995 年調査の結果からみると、結婚に際して差別はあると認識されながら、それを問題だと考える人は減っていたことになる。残念ながら、1990 年調査以降は、設問が設定されていないため、この後の変化をたどることはできない。

次の表 8-2 は、結婚差別の存在についての認識状況を大阪府の調査結果からまとめたものである。「『同和地区』外の人は、どういう場合に『同和地区』の人のことを気にしたり、意識したりしている」のかという設問に対して、「『同和地区』の人と結婚するとき」という回答が、1980 年調査では 69.6%、1990 年調査 63.4%、1995 年調査 70.1%と 60~70%で推移している。また、2000 年調査では大阪市と同じ設問に変更されているが、結婚に際して、同和地区出身者は反対されることがあるという回答比率もほぼ同じ 78.2%となっている。さらに、2005年調査において、57.5%に急激に減少している傾向も同様である。

表 8-2 結婚差別の認識状況の変化(大阪府)

<u> </u>					
結婚差別があるという認識(大阪府)	1980	1990	1995	2000	2005
ところで、"差別"をうけている地区(「同和地区」) の人に対する「同和地区」外の人の考え方や意識に ついてですが、「同和地区」外の人は、どういう場 合に「同和地区」の人のことを気にしたり、意識し たりしているとお考えですか。あなたがお感じにな っているもの全部に〈印をおつけください。	69.6	63.4	70.1		
"差別"をうけている地区(「同和地区」)の生活実態には、"差別"の結果、いろいろな問題がありますが、あなたが、"なんとかしなければならない"とか、"問題である"とお考えのもの、全部に、✓印をおつけください。	46.5				
現在、同和地区の人たちは、結婚する際に、同和地 区出身であることを理由に反対されることがある と思いますか。				78.2	57.5

上記の大阪府と大阪市の調査結果も含めた、結婚差別があるという認識状況についての調査 結果を表 8-3 に示しておく。

表 8-3 結婚差別の認識状況の変化(総合)

結婚差別があるという認識	1968	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
大阪市 (意識する場合)	80.6		65.8			69.0	76.4	57.3
大阪市 (問題と考えるもの)			46.4	43.4	37.5			
大阪府(意識する場合)			69.6		63.4	70.1	78.2	57.5
大阪府 (問題と考えるもの)			46.5					
和歌山県					42.2	40.5		
群馬県			70.7		79.6			
三重県					72.9		69.5	55.1
徳島県		42.2	82.5					
堺市						66.6	60.6	49.6
北九州市(複数の中から1つ		35.1	39.0	36.3	37.0	36.6		
_だけ選択)								
		徳はま択九1976 県つ選北市 1976	大阪市 1979 年、 徳 島 県 1978 年	北九州 市 1986 年	和県 1989 1989、県九 1991 年	堺 市 1994 年、北 九州市 1996 年	三重県 1998 年	三 重 県 2004 年

※以下に、大阪府・大阪市以外のそれぞれの調査の設問・選択肢を簡単に示しておく。

和歌山県:同和地区の人は結婚に際し、まだまだ不利益な扱いを受けている 1 全くその通りであると思う 2 まあまあその通りであると思う 3 どちらかといえばそうは思わない 4 そうは思わない 5 わからない

群馬県: 同和地区の人々は、どんなときに差別されていると思いますか。次の中から差別されていると思うものをいくつでも選んでください。(○はいくつでも) 1. 結婚のとき

三重県:部落差別の現状や、なくなる見通しについて、さまざまな見方がありますが、あなたは、どのように お考えですか。それぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をしてください。A. 結婚差別の現状 について 1.明らかに差別がある 2.どちらかというと差別がある

徳島県:1975 年 〔部落〕の人たちが差別を受ける場合は、どんなときによくあらわれると思いますか。次の中から二つ選んでください。4 結婚のとき、1978 年 同和地区」の人達が、差別を受ける場合は、どんなときだと思いますか。「このとき」と思うものには全て○印を 4 結婚のとき このように、78 年では全てあげる形式に変更されているため、数値が大きく増加しているものと思われる。

堺市:現在、就職や結婚について部落差別があると思いますか。ア、イそれぞれについて、あてはまる数字に ○をしてください。イ. 結婚について 1. 明らかな差別がある 2. どちらかといえば差別がある

北九州市:今、同和地区の人たちにどのような差別があると思いますか。次の中から一つ選んでください。 2. 国民の中に同和地区の人をいやがったり、さけるような傾向がある(たとえば、結婚をいやがったり、交際をさけるような心理的差別がある)

表 8-3 からは次のようなことがいえるだろう。結婚差別そのものの存在については、地域によって違いがみられるものの、かなり多くの人がそれを認識している。また、認識の度合いは、大きく分けると 2 グループに分けることができ、高い方では 8 割前後、低い方では 4 割前後の人が結婚差別があるという認識を持っているということである。しかもその比率は 2000 年前後までは、30 年ほどそれほど大きく変化しなかった。ところが、2005 年の調査結果では、いずれの調査においても結婚差別を認識している比率が著しく減少している。

3 結婚忌避の経年変化

次に、結婚差別の認識状況の変化をみるために、同和地区出身者との結婚を想定した設問について検討を加えておくことにしよう。同和地区出身者との結婚を想定した設問には、主に次の3つのパターンがある。

まず1つ目は、自分自身の結婚相手が同和地区出身者であった場合に、どうするか問うもの(もし、あなたが恋愛し、結婚をきめた人が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか (堺市, 1986))。

2 つ目は、親類や親しい人の結婚相手が同和地区出身者であった場合に、どのような態度を とるか問うものである(かりに、あなたの親類や親しい人が結婚しようとしている相手が、同 和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうされますか(名古屋市、1981))。

3つ目は、最も多いパターンであるが、自分の子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合に、どのような態度をとるか問うものである(かりにあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうされますか(和歌山県、1996))。これのバリエーションとして、子どもの結婚相手が同和地区出身者であったときに親類はどのような態度をとると思うか問うものもある(三重県、1999)。さらに、これらについて、既婚者のみにたずねたり、未婚者のみにたずねたり、子どもがいると仮定して回答してもらったりといったさまざまなパターンがみられる。

表 8-4 は、最後の最も多いパターンである、子どもの結婚相手としての同和地区出身者を忌避する意識についてたずねた設問の結果を、いくつかの調査結果からまとめたものである。

反対はするが、子供の意思が固ければ仕方ないといった回答も、「できれば避けたい」という 意識の現れであると考え、結婚忌避意識をもつものとして集計してあるため、比較的数値が高 くなっている調査結果もある³。これをみると、いずれの調査結果からも、子どもの結婚に際し同和地区出身者を避ける人は、おおよそ 3 割程度であることがわかる。しかも、その比率は、最も古い 1968 年の大阪市の調査結果から、2005 年の三重県・名古屋市・堺市の調査結果まで、それほど変化していない。

表 8-4 子どもの結婚の際に部落を忌避する意識の変化

子どもの結婚に際して部落 を避ける意識	1968	1980	1985	1990	1995	2000	2005
大阪市(自分自身の場合も 含む)	31.6						
和歌山県				32.0	25.0		
群馬県		39.0		28.4		16.2	
三重県				33.4		36.9	30.7
名古屋市		28.9	27.9	42.3	30.7	27.7	28.7
堺市			44.3	46.2	29.1	23.9	24.5
		名古屋市 1981 年	名古屋市 1986 年	和歌山県 1989年、 三 重 県 1991年、 堺 市 1989年	堺 市 1994年	三 重 県 1998年、 堺 市 1999年	三 重 県 2004年

※以下に、それぞれの調査の設問・選択肢を簡単に示しておく。

大阪市:あなたご自身か、あなたのお子さんが、結婚なさるとしたら部落出身のかたと結婚されたり、結婚させたりなさいますか、それともなさいませんか? 1 結婚する (結婚させる) 2 よいかたであれば結婚する (相手しだいで結婚させる) 3 結婚しない (させない) 4 その他

和歌山県:かりにあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうされますか。次の番号から1つだけ選び、その番号に \bigcirc 印をおつけください。 1. 子供の意思を尊重する 2. 反対だが子供の意思が強ければしかたない 3. 家族や親戚の反対があれば結婚させない 4. 絶対に結婚させない 5. わからない

三重県:もしかりに、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合は、1) あなたは、どんな態度をとると思いますか?一つだけに○をしてください。(お子さんがいない場合は、いると仮定して答えてください) 1. まったく問題にしない 2. 迷いながらも、結局は問題にしないだろう 3. 迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう 4. 考えなおすように言う

群馬県: あなたは次のような場合、自分はどうするだろうと思いますか。(2) あなたにお子さんがいるとして、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人であることがわかったとき……。次の中からあなたのお気持ちに近いものを選んでください。(○は1つだけ)1. 子どもの意志を尊重する 2. 自分はかまわないが、親類や世間へのてまえがあるので、結婚させたくない 3. どうしても結婚させたくない 4. その他 5. わからない

*名古屋市と堺市は表 8-5 を参照。

これらの調査の中でも、名古屋市と堺市は継続的に調査されているが、いずれも途中で設問・ 選択肢ともに変更されている。そのため、単純に経年変化をみることはできないが、継続性が あるため、別に取り出して検討しておく。

表 8-5 をみると、「親としては反対だが、子どもの意志が強ければ結婚もしかたがない」(堺

_

³ 詳細は注を参照のこと。

市)のような表現が選択肢に含まれている場合は、比率が大きくなっている。名古屋市の場合、1990年に設問が変更された際に42.3%まで増加したが、その後減少し、1995年以降30%程度でほとんど変化はない。堺市は、名古屋市とは反対に、1994年調査で反対であることがはっきりする選択肢に変更されたため、1989年調査の46.2%が1994年調査では29.1%に減少し、その後1999年調査ではやや減少、2005年では横ばいとなっている。

表 8-5 子どもの結婚の際に部落を忌避する意識の変化(名古屋市・堺市)

名古屋市	1981	1986	1990	1995	2000	2005
自分はかまわないが、親類や世間へのて						
まえがあるので、できれば結婚させたく	28.9	27.9				
ない;絶対に結婚させない						
親として反対するが、こどもの意思が強						
ければしかたない;家族の者や親類の反			42.3	30.7	277	28.7
対があれば、結婚を認めない;絶対に結			42.3	30.7	21.1	20.1
婚を認めない						
堺市	1981	1985	1989	1994	1999	2005
絶対に反対すると思う;親としては反対						
だが、子どもの意志が強ければ結婚もし		44.3	46.2			
かたがない						
頭から、とんでもないと反対する;迷い				29.1	23.9	24.5
ながらも、結局は反対する				29.1	23.9	24.5

※それぞれの設問は以下の通り。

名古屋市:1981、1986 かりに、あなたに結婚適齢期のお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうされますか。1990~ かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であることがわかったとき、あなたはどうされますか。

堺市:1985、1989 もし、あなたのお子さんが、同和地区の人と恋愛し、結婚まで話がすすんでいるとしたら、あなたはどうされますか。(○は1つ)1994~ もし仮に、あなたのお子さん(お子さんがいない場合は、いると仮定して答えてください)が恋愛をし、結婚をしたいといっている相手が同和地区の人であった場合、ア. あなたは親として、どのような態度をとると思いますか。

4 まとめと今後の課題

以上みてきたように、結婚をめぐる差別に関しては、結婚差別があると認識する人が減少し つつあるが、結婚忌避意識はやや減少傾向にあるものの一定の割合で存在している。

その意味では、簡単に状況が好転しているとは判断しづらいところがある。今後、このような傾向が続くのかどうか、今後実施される調査結果を注意深くみていく必要がある。それとともに、忌避意識にそれほど変化がみられない中で、なぜ結婚差別の存在を認める人が急に減少しているのか、研究・考察を深める必要があるだろう。法期限切れによって、人権啓発活動が、同和問題から人権問題一般への問題意識の拡散状況が生じていることが原因かもしれないが、現段階では何ともいうことはできない。ここでみられた傾向が表面的な変化であるのか、それともそうでないのか確認することも含め、今後の課題としたい。

第9章 「結婚」をめぐる意識―「社会意識」項目から―

齋藤直子

はじめに

同和問題に関する市民意識調査には、同和問題とは直接関係がないようにみえる質問項目が 含まれていることが多い。例えば、人を判断する基準をたずねるものや、ひのえうまや大安と いった風習・迷信・伝統的価値観に関するもの、身元調査の是非を問うものなどがある。

これら「社会意識」の質問項目は、単独で分析するためではなく同和問題意識との関連をみるために設定されている。つまり「社会意識」項目を通じて、社会に対する同調傾向や伝統的価値観を測定し、これらの意識が強いものは部落差別意識も同様に強いという仮説に基づいて、調査の設計がなされている。

したがって、長年にわたる同和問題意識調査には「社会意識」に関する調査がかなり多く含まれている。「社会意識」の中でも、とりわけ「結婚相手の家柄」「ひのえうま」「大安」などの結婚に関わる項目は、同和地区出身者への結婚忌避との関連づけるために数多く設定されてきた。

現在は、同調傾向や伝統的価値観と部落差別意識との間に相関関係があるという仮説自体が必ずしも有効でなくなっている。しかし、これら「社会意識」項目の蓄積は大きく、それ自体を分析する価値があるのではないだろうか。

そこで本章では、「社会意識」の中で、結婚に関する意識を問う項目である「結婚相手の家柄」 に関する質問と「結婚時の身元調査」に関する質問をとりあげて分析をおこなう。

なお、本章で分析の対象とする市民意識調査は、第1章から第5章で分析を行なった政令指 定都市(大阪市・堺市・名古屋市)と大阪府の調査である。

1 結婚相手の家柄に関する項目

結婚相手の家柄を問う項目は、従来から多くの調査に組み込まれている質問である。近年においては、同じ結婚に関する項目でも、ひのえうまなどは削除される傾向があるのに対し、家柄に関する項目は継続的におこなわれている場合が少なくない。結婚相手の家柄に関する質問は、名古屋市では質問文の大幅な変更なしに6回おこなわれており、大阪市では質問の形式を変えながら継続的におこなわれている。堺市では、85年と89年に質問されている。

まず、時系列的な変化を分析しやすい名古屋市の調査結果をみていこう。質問は「日本国憲法の第 14 条には、『すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。』と定めています。あなたは『差別』ということについて、どうお考えですか。家柄が違うということで、結婚に反対することは」であり、選択肢は「差別だと思う」、「差別でないと思う」、「いちがいにいえない」、「わからない」となっている。

もっとも割合が高いのは、86年をのぞき「差別だと思う」であり(81年52.1%、86年40.3%、90年46.0%、95年47.1%、00年49.3%、05年47.0%)、次いで「いちがいにいえない」である(86年のみ最多。81年38.3%、86年48.5%、90年43.6%、95年41.4%、00年39.2%、05年40.6%)。86年のみ傾向が異なるが、他の5回については多少の増減があるものの大き

な変化はみられない。「差別でないと思う」については、全体の割合が1割以下と低いのだが、05年は6回調査の中で最も高い9.2%であった。

名古屋市に関していえば、「結婚相手の家柄」にこだわる傾向については大きな変化はみられず、約半数の人びとが家柄によって結婚を反対することは差別であると考えているけれども、その一方で「いちがいにいえない」と考える人も常に 4 割前後存在する。また、「差別でないと思う」と考える人は一定数存在し減少していない。

結婚において「家柄」にこだわる傾向は、名古屋市では一定の割合で維持されているとみなすことができる。

表 9-1 結婚相手の家柄(名古屋市)

日本国憲法の第 14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。あなたは「差別」ということについて、どうお考えですか。	1981	1986	1990	1995	2000	2005
家柄が違うということで、結婚に反対す	ることは					
	52.1	40.3	46.0	47.1	49.3	47.0
2 差別でないと思う	7.5	8.6	8.6	6.4	6.9	9.2
3 いちがいにいえない	38.3	48.5	43.6	41.4	39.2	40.6
4 わからない	2.0	2.3	1.7	1.7	2.2	2.8
5 無回答	0.1	0.4	0.1	3.4	2.4	0.4
回答母数	1987	1929	2031	1772	1514	1916

次に、大阪市の調査をみていこう。大阪市では 90 年から 2000 年の 3 回にわたって「結婚相手の家柄」について質問している。また 05 年調査では「自分の子の結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で気になることについてお聞きします」という質問の選択肢に「相手の家柄」を含めている。

まず、90 年から 2000 年の傾向について分析する。この 10 年間、市民の意識には大きな変化はなく、「間違っていると思う」が約6割を占め(90年61.2%、95年62.9%、00年58.7%)、「当然のことと思う」が1割前後を占める(同11.7%、8.9%、12.0%)。「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」はやや上昇しており、90年に22.5%であったのが00年には27.0%となっている。

05年の調査では、結婚相手について「実際に気になったこと」と、仮定として「気になること」の別に質問を行なっており、「相手の家柄」はその選択肢として埋め込まれている。

「相手の家柄」が「実際に気になった」のは 26.5%、仮定として「気になる」のは 21.3% となっている (複数回答)。仮定的な場面よりも、実際の結婚において「相手の家柄」は重視されるようである。

表 9-2 結婚相手の家柄 (大阪市)

ところで、日本には、いろいろな風習がありますが、下にあげた 風習について、あなたのお考えに近いところに、例にならって印 をおつけください。〔風習について〕	1990	1995	2000
C. 結婚の相手をきめるときに、家柄がよいとかよくないとかいう	風習		
_ 1 当然のことと思う(いつも気にしている)	11.7	8.9	12.0
2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う	22.5	23.4	27.0
3 間違っていると思う(気にしていない)	61.2	62.9	58.7
無回答	4.6	4.8	2.4
	2784	2583	1531

表 9-3 結婚相手の気になること (大阪市)

自分の子の結婚相手を考える際、相手の人柄や 性格以外で気になることについてお聞きしま す。	実際に気になったこ とをお答えくださ い。	気になること、子ど もがいない方は子ど もがいると想定して お答えください。
 1 相手の学歴	21.3	19.2
2 相手の経済力	47.3	57.2
3 相手の職業	36.7	41.0
4 相手の家柄	26.5	21.3
5 相手の国籍・民族	32.5	30.4
6 相手の家族に障害を持つ人がいるかどうか	19.1	21.4
7 相手の宗教	28.5	40.1
8 相手が同和地区出身者かどうか	24.7	21.0
9 その他(具体的に)	2.0	3.5
10 とくに気にしない	26.2	20.4
無回答	0.9	1.6
回答母数	550	734

次に、堺市の 2005 年調査であるが、質問文は「結婚相手を決めるときに、家柄についてこだわる」である。

「そう思う」が最も高く 35.5%であり、ついで「どちらかといえばそう思う」が 21.9%である。半数以上が「家柄についてこだわる」ことに賛成していることになる。

以上、「結婚相手の家柄」に関する質問をみてきたが、家柄を気にするという意識は変容しにくく、近年においても気にすると答えるものが一定の割合で存在することが明らかになった。

表 9-4 結婚相手の家柄(堺市)

問 2. 次のア \sim 力について、あなたの考え方に最も近いものをそれぞれ 選んでください。(ア \sim 力のそれぞれについてあてはまる番号 1 つに \bigcirc)	2005
オ.結婚相手を決めるときに、家柄についてこだわる	
1 そう思わない(反対)	4.1
2 どちらかといえばそう思わない(どちらかといえば反対)	18.6
3 わからない	14.6
4 どちらかといえばそう思う(どちらかといえば賛成)	21.9
5 そう思う(賛成)	35.5
無回答	5.4
回答母数	448

2 結婚時の身元調査に関する項目

結婚や就職における身元調査の是非を問う質問は、部落出身者に対する結婚差別や就職差別 との関連をみるために設定されている。

大阪市・大阪府や名古屋市のように、結婚・就職における身元調査一般の是非を問う質問もあれば、堺市のように身元調査の具体的内容を例示し、そのひとつひとつについて是非を問うものもある。

まず、経年で比較のできる大阪市と名古屋市の調査について分析していこう。

大阪市では90年から05年の3回にわたって「結婚のときに、相手方の身元を調査する風習」について質問をおこなっている。大阪府2005年でも同じ質問がおこなわれているので、参考として表9-6に数値を示しておく。

「当然のことと思う(いつも気にしている)」は減少し(90年 30.7%、95年 23.5%、05年 19.7%)反対に「間違っていると思う(気にしていない)」は増加しており、05年には半数を超えている(90年 37.0%、95年 43.0%、05年 55.2)。しかし、最新の 05年においても「当然のことと思う(いつも気にしている)」が 19.7%を占め、身元調査を容認する意識は根強いといえる。

名古屋市調査は、質問文の内容に結婚だけでなく就職時の身元調査についても含んでおり、「人を雇うときや結婚のとき身元調査により決めることは」という質問になっている。05年のみ、結婚における身元調査についてのみ質問している。

比較可能な 86 年と 90 年、95 年の 3 回の調査を比較してみると、時系列的な変化に関しては一貫した傾向がみられないが、全体を通して「いちがいにいえない」の割合が高く (86 年 50.2%、90 年 44.6%、95 年 45.7%)、「差別でないと思う」が続く(86 年 28.9%、90 年 38.4%、95 年 29.5%)。「差別だと思う」は 3 回とも 2 割以下である。

なお、質問を結婚のみに絞った 05 年調査では「差別でないと思う」が 54.0%を占めており、 つい で「いちがいにいえない」が 29.4%となっている。「差別だと思う」のはわずか 14.4% である。

表 9-5	結婚時の身元調査	(大阪市・	大阪府)
12 3		(ノくげん ロコ	ノくげんバリノ

ところで、日本には、いろいろな風習がありますが、下にあげた風習について、あなたのお考えに近いところに、例にならって印をおつけください。(風習について)D. 結婚のときに、相手方の身元を調査する風習	大阪市 1990	大阪市 1995	大阪市 2005	大阪府 2005
1 当然のことと思う(いつも気にしている)	30.7	23.5	19.7	19.7
2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと 思う	26.5	27.3	21.9	22.5
3 間違っていると思う(気にしていない)	37.0	43.0	55.2	55.7
4 無回答	5.8	6.2	3.1	2.1
回答母数	2784	2583	1531	3675

表 9-6 結婚時の身元調査(名古屋市)

日本国憲法の第 14 条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。と定めています。あなたは「差別」ということについて、どうお考えですか。

1986 1990 1995 2005

	人を雇う	ときや結	5婚のと	結婚のとき相手の身元		
	き身元調	査により	決める	調査(聞き合わせ) を		
	ことは			することは		
1 差別だと思う	18.0	14.8	19.1	14.4		
2 差別でないと思う	28.9	38.4	29.5	54.0		
3 いちがいにいえない	50.2	44.6	45.7	29.4		
4 わからない	2.2	2.1	2.4	1.7		
無回答	0.6	0.1	3.3	0.6		
	1929	2031	1772	1916		

最後に85年および89年の堺市調査についてみていこう。「あなたの結婚相手について、家族が次のようなことを調べることについて、どのようにお考えですか」という質問について、「本人の素行や性格について」「家族の職業や学歴について」「家族の財産、持家か借家かなどについて」「家族の病歴や障害の有無について」「韓国・朝鮮人であるかどうかについて」「同和地区出身者であるかどうかについて」の6項目それぞれに回答させている。また、両調査とも「あなたの結婚相手」と「あなたのお子さんの結婚相手」のケースにわけて質問している。

選択肢のうち「1調べることは別に問題ない」が「1調べる必要がある」に変更されているため単純に比較することはできないので、結果を概観することしかできないが、85年・89年に共通する点がいくつかみられる。まず、「あなたの結婚相手」よりも「あなたのお子さんの結婚相手」のケースのほうが「調べるべきではない」の割合がすべての項目で低くなることである。85年・89年ともに、6項目のうち「家族の財産、持ち家か借家かなどについて」が「調べるべきではない」の割合が最も高い。これは、「あなたの結婚相手」でも「あなたのお子さんの結婚相手」でも同様である。反対に、「調べることは別に問題ない」(85年)および「調べる必要がある」(89年)がもっとも高い割合であるのは、「本人の素行や性格について」であった。「あなたの結婚相手」と「あなたのお子さんの結婚相手」のいずれの場合においても最も高かった。

表 9-7 結婚時の身元調査・本人の場合(堺市 85)

あなたの結婚相手について、家族が次のようなことを調べることについて、 どのようにお考えですか。	本 人 の 素 行 や 性 格 に ついて	家 族 の 職 業 歴 ついて	家財家家どい族産かかにて	家病障有の 族歴害無て いて	韓鮮あどにて・人るうつがかかい	同区者るうつ和出でかかて
1 調べることは別に問題ない	46.2	33.7	25.0	27.9	22.1	21.0
2 調べることはよくないが、必要である	31.3	25.4	21.9	41.3	37.5	34.6
3 調べるべきではない	17.2	33.3	45.3	23.2	31.7	36.2
無回答	5.4	7.6	7.8	7.6	8.7	8.3
	1459	1459	1459	1459	1459	1459

表 9-8 結婚時の身元調査・本人の場合(堺市 89)

あなたの結婚相手について、家族が次のようなことを調べることについて、 どのようにお考えですか。	本 人 の 素 行 や 性 格 に ついて	家 族 の 職 業 や 学 歴 に ついて	家財家家どい族産かかにて	家病障有の を の で の で の で の に	韓鮮あどにて ・ ・ は く る う つ い か い い い い い い い い い い い い い い い い い	同区者るうつ和出でかかていて
1 調べる必要がある	27.5	10.2	7.4	20.0	15.3	11.8
2 調べることはよくないが、必要で ある	38.1	31.6	23.4	42.4	38.6	35.7
3 調べるべきではない	33.1	56.3	66.7	35.7	43.9	50.0
無回答	1.3	1.9	2.4	1.9	2.1	2.6
回答母数	1079	1079	1079	1079	1079	1079

85年から89年で変化している特徴は、「調べるべきではない」が、「あなたの結婚相手」と「あなたのお子さんの結婚相手」のいずれのケースにおいても6項目すべて増加している。しかし、大阪市や名古屋市と同様、「調べることは別に問題ない」および「調べる必要がある」が、項目によって数値に増減はあるけれども一定の割合を占めており、「調べることはよくないが、必要である」とあわせると多くの項目で半数を超えている。

表 9-9 結婚時の身元調査・子どもの場合(堺市 85)

あなたのお子さん結婚相手について、 家族が次のようなことを調べること について、どのようにお考えですか。	本 人 の 素 行 や 性 格 に ついて	家 族 の 職 業 や 学 歴 に ついて	家財家家どい族産かかにて	家病障有ののやのになって	韓鮮あどにて 国人るうつ いかかい	同区者るうつ和出でかかていて
1 調べることは別に問題ない	43.5	30.8	23.0	27.6	23.9	19.2
2 調べることはよくないが、必要で ある	37.0	28.2	21.8	45.2	44.8	41.7
3 調べるべきではない	8.3	25.8	38.9	15.5	16.7	24.6
無回答	11.2	15.3	16.3	14.7	14.7	14.5
	1459	1459	1459	1459	1459	1459

表 9-10	結婚時の身元調査・	・子どもの場合	(堺市 89)
1X 3-10			(700 11170)

あなたのお子さんの結婚相手について、あなたが次のようなことを調べることについて、どのようにお考えですか。	本 人 の 素 行 や 性 格 に ついて	家 族 業 歴 で いて	家財家家どい族産かかにて	家病障有 のを のやのに	韓鮮あどにて 人るうつがかいい	同区者るうつれ出でかかていて
1 調べる必要がある	37.3	12.6	7.3	20.7	21.7	15.8
2 調べることはよくないが、必要 である	39.8	35.6	26.3	42.5	40.7	39.3
3 調べるべきではない	14.0	37.3	51.4	23.3	23.4	30.7
無回答	8.9	14.5	15.0	13.6	14.1	14.2
回答母数	1079	1079	1079	1079	1079	1079

以上、結婚時の身元調査に関する項目について分析した。大阪市や堺市の結果からは身元調査をすべきではないという意識が高まってはいるけれども、一方で身元調査が必要であると考えるものの割合は低くないことが明らかになった。名古屋市にかんしては、変化についての一貫した傾向がみられなかった。

おわりに

同和問題にかんする市民意識調査の多くは、日本社会が近代化すれば部落差別はなくなるという仮説にもとづいて設計されている。家柄や身元調査にこだわる意識は、伝統的価値観から抜け出せていないという意味において、日本社会がいまだ近代化の途上にあることを示す指標であった。

しかし、同対審答申から 40 年以上経過し、日本社会は近代化をすすめてきたはずであるが、 同和問題に関する意識も、家柄や身元調査にこだわる意識も、劇的には変容しておらず、一定 の割合で部落差別も伝統的価値観も根強く残っていると考えられる。冒頭で述べたように、現 在は部落差別意識と伝統的価値観の関連については、必ずしも重要な仮説ではなくなっている。 しかし、伝統的価値観や社会意識項目のうち、何が部落差別意識と関連し、何が関連していな いのかを、過去の市民意識調査の分析を詳細におこなうことを通じて明らかにしてくことが今 後の課題となる。

資料:意識調査報告書一覧

府県

三重県

茨城県 1995 茨城県同和地区実態・意識調査 意識調査報告書 茨城県 1985 同和問題意識調査報告書 茨城県 1992 同和問題に関する県民意識調査報告書 <分析編> 栃木県 1981 同和問題意識調査報告書 栃木県 1992 同和問題意識調査報告書 栃木県 2001 栃木県人権・同和問題意識調査報告書 群馬県 1981 同和問題に関する意識調査報告書 群馬県 1991 同和問題に関する県民意識調査報告書 群馬県 1998 部落問題・人権問題意識調査報告書 群馬県 2001 人権問題に関する県民意識調査報告書 1996 埼玉県同和問題意識調査報告書 埼玉県 2001 人権に関する意識調査 概要版 埼玉県 埼玉県 1984 同和問題意講調査結果報告書 1990 同和問題意識調査結果報告書 埼玉県 千葉県 1986 人権問題意講調査結果報告書 千葉県 2000 人権・同和問題に関する県民意識調査報告書 神奈川県 1994 人権と同和問題についての意識調査報告書 神奈川県 2002 人権と同和問題についての意識調査報告書 石川県 2004 人権問題に関する県民意識調査報告書 石川県 1995 人権と同和問題についての意識調査報告書 福井県 2001 県政アンケート結果報告書 長野県 1982 同和問題意識調査集計表 長野県 1981 県政世論調査 長野県 198- 長野県政世論調査 岐阜県 2002 人権に関する県民意識調査報告書 岐阜県 1984 同和問題と県民の意識 調査結果の概要 岐阜県 1986 同和問題と県民の意識 調査結果の概要 198? 岐阜県政世論調査 (第20回) (同和問題の項目) 岐阜県 静岡県 2000 人権問題と県民の意識 平成11年度人権問題に関する県民意識調査結果の概要 静岡県 2004 人権問題に関する県民意識調査結果報告書 静岡県 1985 同和問題と県民の意識 調査結果の概要 静岡県 1991 同和問題と県民の意識 調査結果の概要 愛知県 1982 同和問題と県民の意識 調査結果の概要 愛知県 1985 県政モニターアンケート報告書 テーマ 同和問題 愛知県 1991 愛知県地域啓発等実態把握報告書 愛知県 2003 人権に関する県民意識調査報告書

1985 人権問題に関する県民意識調査報告書

三重県 1992 人権問題に関する県民意識調査報告書 三重県 1999 人権文化創造をめざす啓発と三重県民の意識の現状 1998年度 人権問題に関する三重県民意識調査報告書 三重県 2006 人権問題に関する三重県民意識調査報告書 詳細分析から見えること 滋賀県 1997「同和問題」についての意識調査報告書 分析編 滋賀県 2002 人権に関する意識調査報告書 平成13年度 滋賀県 2007 平成 18 年度人権に関する県民意識調査報告書 滋賀県 1982 滋賀県民の「同和問題」についての意識調査報告書 分析編 1987 滋賀県民の「同和問題」についての意識調査報告書 〈分析編〉 滋賀県 滋賀県 1992 滋賀県民の「同和問題」についての意識調査報告書〈分析編〉 滋賀県 1999 人権に関する県民意識調査報告書 京都府 1984 同和問題についての意識調査結果報告書 大阪府 1970 部落問題に対する認識と態度 大阪府下住民のばあい 大阪府 1980 大阪府民の「同和問題についての意識調査」報告書 大阪府 1986 大阪府民の「人権問題に関する意識調査」報告書 大阪府 1991 大阪府民の人権問題に関する意識調査報告書 大阪府 1995 大阪府民の人権問題に関する意識調査報告書 大阪府 2001 同和問題の解決に向けた実態等調査報告書 府民意識調査 大阪府 2006 人権問題に関する府民意識調査報告書 兵庫県 2004 人権に関する県民意識調査調査結果報告書 奈良県 1981 同和問題意識調査結果報告書 奈良県 1987 同和問題についての意識調査報告書 奈良県 1995 同和地区実態把握等調査(生活実態及び意識調査)報告書 1979 同和問題アンケートの実施 和歌山県 1980 同和問題に関する和歌山県民の意識と学習参加の実態 意識調査報告 その2 和歌山県 和歌山県 1984 同和問題に関する和歌山県民の意識 意識調査報告書 その3 和歌山県 1991 同和問題に関する和歌山県民の意識 意識調査報告書 その5 1997 同和問題に関する和歌山県民の意識 意識調査報告書 和歌山県 和歌山県 2001 同和問題に関する和歌山県民の意識 意識調査報告書 和歌山県 2004 和歌山県人権に関する意識調査報告書 鳥取県 1989 同和問題に関する県民意識調査報告書 鳥取県 1994 同和問題に関する県民意識調査報告書 鳥取県 1998 鳥取県人権意識調査報告書 鳥取県 2001 同和問題に関する県民意識調査報告書 鳥取県 2005 鳥取県人権意識調査報告書 2006 同和問題についての県民意識調査報告書 鳥取県 島根県 1985 同和問題についての意識調査報告書 島根県 1990 同和問題についての意識調査報告書 島根県 2005 人権問題に関する県民意識調査報告書 岡山県 1995 同和地区実態把握等調査意識調査報告書 広島県 同和問題に関する意識調査 1979?

1980 啓発活動の今後の課題 県民の同和問題意識調査と関連して

広島県

```
広島県
      1992 広島県民の同和問題に関する意識調査報告書
広島県
      1993 同和地区実態把握等調査報告書 意識調査
山口県
      1981 同和問題に関する意識調査結果報告書〈 分析編 〉
山口県
      1991 同和問題に関する県民意識調査結果報告書
                                  〈分析編〉
徳島県
      1975 同和問題意識調査結果
                       同和問題を早期解決するために
徳島県
      1978 同和問題意識調査報告書
徳島県
      1993 同和問題意識調査報告書
徳島県
      1995 同和地区実態把握等調査(意識調査)報告書
      2002 同和地区実態把握等調査(県民意識調査)報告書
徳島県
香川県
      1983 同和問題に関する意識調査報告書
香川県
      1987 同和問題意識調查報告書 昭和61年12月調查
香川県
      1991 同和問題意識調査報告書 平成2年12月調査
香川県
      1996 同和問題意識調査報告書 平成7年12月調査
香川県
      2001 同和問題意識調査報告書 平成 12 年 12 月調査
高知県
      1991 同和問題に関する意識調査報告書
      1995 同和地区実態把握等調查報告書 生活実態調查 意識調查
高知県
      2003 人権に関する県民意識調査報告書
高知県
福岡県
      1978 同和問題についての意識調査結果報告書
福岡県
      1984 同和問題についての意識調査結果報告書
福岡県
      1992 同和問題と県民の意識 同和問題の早期解決を図るために
福岡県
      1994 同和問題と県民の意識 同和問題の早期解決を図るために
      2003 人権・同和問題と県民の意識 人権・同和問題県民意識調査結果報告書概要版
福岡県
佐賀県
      1984 県民の同和問題に関する意識調査
佐賀県
      1993 同和問題に関する県民意識調査結果報告書
佐賀県
      1999 人権・同和問題に関する県民意識調査報告書
      1996 人権と同和問題についての意識調査 平成5年度意識調査報告書
長崎県
      2002 人権に関する県民意識調査 平成13年度意識調査報告書
長崎県
      2006 人権に関する県民意識調査 意識調査報告書
長崎県
熊本県
      1991 同和問題についての意識調査結果報告書
      1995 同和地区実態把握等調査 意識調査報告書
熊本県
熊本県
      2005 人権に関する県民意識調査報告書
大分県
      1991 人権問題に関する県民意識調査報告書
大分県
      1997 大分県同和対策実態調査 意識調査報告書
大分県
      2000 人権問題に関する県民意識調査報告書
大分県
      2004 人権問題に関する県民意識調査報告書
宮崎県
      1980 同和問題調査報告書概要 昭和55年10月
宮崎県
      1984 同和問題と県民の意識 意識調査結果報告書
宮崎県
      2004 人権に関する県民意識調査報告書(概要)
      1985 鹿児島県における同和問題についての意識調査
鹿児島県
```

政令指定都市

横浜市 2001 人権・同和問題に関する市民意識調査 横浜市 2005 人権に関する市民意識調査報告書 名古屋市 1991 同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書 名古屋市 1981 同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書 名古屋市 1987 同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書 名古屋市 1996 同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書 名古屋市 2001 同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書 名古屋市 2005 人権に関する市民意識調査報告書 名古屋市 2006 同和問題についての市民意識調査報告書 京都市 1981 同和問題意識調査報告書 京都市 1982 同和問題意識調査報告書 京都市 1987 京都市同和問題意識調査報告書 京都市 1992 京都市同和問題意識調査報告書 京都市 1996 京都市同和問題意識調査報告書 京都市 2002 京都市人権問題に関する意識調査報告書 京都市 2006 人権に関する市民意識調査報告書 大阪市 1968 同和問題に関する意識調査 大阪市 1970 同和問題に関する意識調査 大阪市 1978 同和問題に関する意識調査 大阪市 1979 大阪市民の「同和問題」に関する意識調査報告書 大阪市 1986 大阪市民の人権問題に関する意識調査報告書 大阪市 1991 大阪市民の人権問題に関する意識調査報告書 大阪市 1995 大阪市民の人権問題に関する意識調査報告書 大阪市 2001 同和問題の解決に向けた実態等調査報告書 市民意識調査 2006 人権問題に関する市民意識調査報告書 大阪市 堺市 1986 堺市人権意識調査結果報告書 堺市 1991 堺市人権意識調査結果報告書 第2回 堺市 1995 堺市人権意識調査結果報告書 第3回 堺市 2000 堺市人権意識調査結果報告書 第4回 2006 堺市人権意識調査結果報告書 第5回 堺市 神戸市 1978 同和問題に関する意識調査結果 神戸市 1986 人権問題(同和問題)についての市民意識 調査結果のあらまし 神戸市 1991 人権問題(同和問題)についての意識調査結果のあらまし 神戸市 1996 神戸市民の同和問題(人権問題)に関する意識調査結果報告 神戸市 2006 神戸市民の人権問題に関する意識調査報告書 1977 同和問題実態調査第4次報告書 市民の同和問題に対する認識と態度 北九州市 北九州市 1980 同和問題についての市民意識調査報告書 北九州市 1986 同和問題についての北九州市民の意識と態度 策3次調査報告書 北九州市 1991 同和問題についての北九州市民の意識と態度 第4次調査報告書 北九州市 1996 人権・同和問題に関する意識調査報告書 第5次

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

北九州市 2001 人権問題に関する意識調査報告書 第6次

福岡市 1990 同和問題についての市民意識 平成元年度福岡県民意識調査から

福岡市 1996 同和問題に関する市民意識調査報告書

執筆者一覧

竹村一夫 (大阪樟蔭女子大学准教授):プロジェクト代表 第2章・第8章

益田圭(相愛大学准教授) 第4章

時岡新 (金城学院大学准教授) 第1章・第7章

齋藤直子(大阪樟蔭女子大学ほか非常勤講師) 第5章・第9章

内田龍史(部落解放・人権研究所研究部・事務局) はじめに・序章・第3章

第6章

部落解放・人権研究報告書 No.10

部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題

――「部落問題に関する意識調査研究プロジェクト」報告書

発行年月日 2008年3月31日

編集・発行 社団法人 部落解放・人権研究所

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター内

研究部 TEL 06-6568-0064 FAX 06-6568-0714

印刷・製本 福島印刷